

【論文 1】

「原始佛教聖典資料による釈尊伝の研究」の目的と方法論

森 章司

【1】本研究の目的

【2】仏伝經典

【3】生涯の全体をカバーする密度の高い「仏伝」が作られなかった理由

【4】原始佛教聖典資料と釈尊伝再構築の試み

【5】釈尊の生涯の特定の時点であることを直接的に示す記事

[1] はじめに

[2-1] 成道直後の記事

[2-2] 成道後久しからざる間の記事

[3] 阿難に対する侍者任命の記事

[4] 入滅直前の記事

[5] 「涅槃経」記事

[6] 入滅後の記事

[7] その他——波羅夷罪の制定など

【6】それ自体では特定の時点を示さないが、研究が進めば釈尊の生涯のどの特定の時点のものである  
かが分かってくることが期待される記事

[1] はじめに

[2] 飢饉記事

[3] 戦争記事

[4] 精舎等の建造記事

[5] 諸制度の制定記事

[6] 夏安居の場所に関する記事

[7] 外道の動向——特にニガンタ・ナータブッタ——に関する記事

【7】特定の時点は示さないが順序の前後を示す記事

——リッチャヴィ人の善星 (Sunakkhatta Licchaviputta) の場合

【8】研究方法の実例——提婆達多の破僧年

【9】原始佛教聖典資料の処理方法

【10】本研究の原始佛教聖典觀とその取り扱い方

【11】増谷文雄博士の『アーガマ資料による仏伝の研究』と本研究の相違

【資料1】「釈尊伝データ」フォーマット

【資料2】本研究が主資料とする原始佛教聖典一覧

【1】本研究の目的

[1] 本研究の目的を簡単に記すと次のようになる。

[1-1] 現在に伝えられる原始佛教聖典=パーリ・漢訳の經藏・律藏=は、時系列にしたがって編集されているのでもなければ、その中に歴史的記述が豊富に盛り込まれているわけ

ではない。しかしながらその編集者たちに「釈尊の生涯」や「釈尊教団の形成史」に関する伝承がなかったということはできない。むしろ表面には現れていないけれども、そのような伝承が下敷きになければ、原始聖典が持つ「あるとき、誰が、どこで、何をした」という記述様式すら採用することができなかつたであろう。原始聖典は「誰」や「どこ」で、「何」について具体的に記述するのに、「あるとき」は文字通り「一時」という言葉しか用いないために、表面的には歴史的意識が欠如しているような印象を与えるに過ぎない。

本研究は、歴史的事実としての「釈尊の生涯」や「釈尊教団の形成史」の再現を放棄しているわけではないけれども、当面の研究課題としては、原始仏教聖典の編集者たちが、それらを編集したときに思い描いていたであろう、形にはなっていない「釈尊の生涯」や「釈尊教団形成史」伝承（以下これを＜釈尊の生涯イメージ＞＜釈尊教団形成史イメージ＞という。また単に、＜イメージ＞というときには、ほとんどの場合はこの両者を含むことを了解されたい）を再構築することを目的とする。

[1-2] より具体的にいうと、

- (1) ＜釈尊の生涯イメージ＞＜釈尊教団形成史イメージ＞を再構築することによる、できるだけ詳細で厳密な「釈尊年譜」と「釈尊伝」
- (2) ＜釈尊の生涯イメージ＞＜釈尊教団形成史イメージ＞にちりばめられている、できるだけ詳細な仏弟子・寺院などの「各伝」
- (3) とくに＜釈尊教団形成史イメージ＞を再構築することによる、サンガの制度や行事などがどのように形成され、整備され、布教の実を上げていったかという釈尊教団の「教団形成史」
- (4) ＜釈尊の生涯イメージ＞＜釈尊教団形成史イメージ＞をもととする、時系列にしたがって配列した漢巴対応の原始仏教聖典（経蔵・律蔵）目録を作成する。

[1-3] しかし我々は決して「歴史的事実としての釈尊伝」を探求することや、少なくとも原始仏教聖典の編集者たちがもっていた＜イメージ＞のなかから古い部分を再現することを放棄しているわけではない。これらも将来的な展望としての視野に入れて作業していくことはもちろんである。

以上の目的を達成するためには、まず第1に＜イメージ＞を再構築する方法論が問われることになる。また今まで釈尊の伝記を「年譜」にまで精度を高めるという試みがなされてこなかつたために、さまざまな基本的な課題が残されており、これらをクリアしなければならない。さらに上述したように本研究が「歴史的事実」や＜釈尊の生涯イメージ＞＜釈尊教団形成史イメージ＞の中から最古の＜イメージ＞、あるいは＜イメージ＞の原形を探求することを放棄しているわけではないので、それに対処しうる準備もしておかなければならない。

以下これについて細説したい。

## 【2】仏伝經典

- [1] 上記のような目的のもとに（ただし【1】の[1-2]の(4)を除く）作成された文

献資料が過去にないわけではない。現代的な研究を除けば「仏伝經典」と呼ばれるものがそれに相当する。これらも原始佛教聖典を主な材料として「釈尊の生涯」や「教団形成史」を再構築しようとしたものということができるが、今となってみれば、そのカバーする範囲と厳密性において不十分きわまりないものである。

とはいながら本研究においても、これらを資料の1つとして組み込まざるをえない場合も生じるから、その評価も含めてこれら「仏伝經典」を一瞥しておきたい。

[1-1] 「仏伝經典」の多くは、その構成において2部に分けることができる。第1部は釈尊の出家までの事績を記す部分であって、前世の物語も含まれる。第2部は成道以降の事績であって、入滅や入滅後の葬儀、結集まで触れられるものもある。いわば第1部は「佛教」成立以前の事績であり、第2部は「佛教」成立以降の事績であるといふことができる。

原始佛教聖典は釈尊の成道以降の記事を記したものであって、釈尊の45年間の教化活動が主題となっている。したがって「仏伝經典」の第1部はほとんどが原始佛教聖典を材料としていないといふことができる。それらは神話・伝説というべきものであって、おそらく後世になって作られたものである。例えば四門出遊さえも原始聖典資料には存在しないから、そういう意味では神話伝説の部類に属するものと評しなければならない。

本研究は「原始佛教聖典」を材料とするのであるから、「仏伝經典」の柱の1つである出家までの事績はほとんど触れることはない。「原始佛教聖典」を材料とするかぎり、「原始佛教聖典」が記録していないものを扱うことはできないからである。

「仏伝經典」の第2部は釈尊の成道以降を主題とする部分であるから、原始佛教聖典の扱うものと重なる。したがってまた必然的に本研究とも重なることになる。後述するように、「仏伝經典」も「原始佛教聖典」資料を材料として製作されたものであるから当然のことである。しかしこれら「仏伝經典」が材料とした原始聖典は膨大な量に上る「原始佛教聖典」群のなかのほんの一握りの資料であって、本研究の規模と精密度において比較することができないほど不十分であると評さなければならない。

次項で詳説するように「仏伝經典」の第2部の中心とする記事は成道直後から舍利弗・目連の帰仏、せいぜい釈迦族の教化までであるが、これらの記事は「律藏」の『受戒犍度』を材料としたものである。「仏伝經典」のあるものはこれに釈尊の入滅の場面（アンバパリーの帰信から第1結集まで）を付加するが、それはいまでもなく『大般涅槃經』からその材料を取ったのである。この他に「律藏」の『臥坐具犍度』によって給孤独長者の寄進と祇園精舎の寄進記事を、『破僧犍度』によってデーヴァダッタ（Devadatta 提婆達多）やアヌルッダ（Anuruddha 阿那律）らの出家とデーヴァダッタの破僧事件を付加している「仏伝經典」もあるが、それらは記事が豊富な部類に属する「仏伝」と云わなければならぬ。その他の聖典資料を使っているものもないではないが、断片的であって、釈尊の生涯の再現というにはほど遠い。

[1-2] 以下に成道以降の釈尊の行状を仏伝經典がカバーしている範囲を簡単に示しておく。経名の後に示した数字は、「仏伝經典」の第1部と第2部を合わせた全体のページ数に対して、第2部（釈尊成道以降の行状を記す部分）の占める割合である((2)と(3)は「仏伝經典」というよりは、アヴァダーナであるから、仏伝の部分はごくわずかである。したがってこの数字は記さなかつた。典拠としている文献は注を参照されたい。なお、漢訳の翻訳年は「仏書解説大辞典」の解説によった)。

また上記の『受戒犍度』『大般涅槃經』『臥坐具犍度』『破僧犍度』など以外の材料を使った事項にはアンダーラインを施しておいた。

(1) “Nidānakathā” (Jātaka-atṭhakathāの一部) 20頁/93頁<sup>(1)</sup>

成道（ヴェーサーカ月の満月の日=2/15。インド暦と漢訳暦の対応については【論文2】を参照されたい）……菩提樹下の禪定（7・7日）……2賈客の供養……梵天勧請……ウパカと出会う……初転法輪（アーサールハ月の満月の日=4/15。続いて雨安居=4/16～7/15）……ヤサと54人の友人の教化……ウルヴェーラへ……賢衆30人の教化……（弟子たちを諸方へ布教に出す）……3迦葉の教化（3ヶ月）……ビンビサーラ王の帰信（ブッサ月の満月の日=10/15。2ヶ月）……竹林園の寄進……舍利弗・目連の出家……迦留陀夷の出家……釈迦族の教化（パッグナ月の満月の日=12/15に出発して、2ヶ月を要して到着。難陀・ラーフラの出家）……王舍城へ……給孤獨長者の帰信……祇園精舎の寄進を受ける

(2) 『仏本行集經』60卷 隋 閻那崛多（普通4～開皇20 523～600）訳<sup>(2)</sup>

成道（2/23）……菩提樹下の禪定……龍の帰信……2賈客の供養……梵天勧請……優波伽摩と出会う……初転法輪……耶輸陀と50人の友人の教化……富樓那と29人の友人の出家……大迦旃延の出家……娑毘耶の出家（鹿野苑にて6/16～9/15まで安居）……兵将の教化……3迦葉の教化……優波斯那の教化……頻頭婆羅王の帰信……竹林園の寄進……大迦葉の出家と囑累……跋陀羅夫婦の出家……舍利弗・目連の出家……マガダ国に非難起る……布薩の制定……尸棄仏の本生……（迦毘羅婆蘇都へ）……優陀夷の因縁……優波離の因縁……羅睺羅=6年胎にあり、年6歳。あるいは生まれて2年後釈尊出家、苦行6年、成道7歳に迦毘羅へ帰城して15歳。あるいは成道後12年=の出家……難陀の出家……提婆達多・阿難・摩尼婁陀等の出家……摩尼婁陀の因縁……阿難の因縁

(3) “Mahāvastu”<sup>(3)</sup>

成道……2賈客の供養……梵天勧請……ウパカと出会う……初転法輪……30人の友人たちの出家……3迦葉の出家……ビンビサーラ王の帰信……舍利弗・目連の出家……大迦葉の出家……500人の商人……釈迦族の教化（“Mahāvastu”は必ずしも仏伝經典ではない。したがって釈尊の生涯の順序には編集されていないので、筆者が仏伝に関わる部分のみを並べ変えた。またジャータカおよびこれに類するものは省略した）

(4) 『普曜經』8卷 西晋（永嘉2 308）竺法護訳 80段/166段<sup>(4)</sup>

成道……菩提樹下の禪定……2賈客の供養……梵天勧請……初転法輪……3迦葉の教化……瓶沙王の帰信……竹林園の寄進……舍利弗・目連の出家……（得道已来6年、出家已来12年）優陀耶の出家……釈迦族の教化（難陀、羅云=7歳の出家）……大迦葉・阿難・弥勒菩薩への囑累

(5) 『方広大莊嚴經』12卷 唐（永淳2 683）地婆訶羅訳 68段/236段<sup>(5)</sup>

成道……菩提樹下の禪定（7・7日）……2賈客の供養……梵天勧請……阿字婆と出会う……初転法輪……3迦葉の教化……頻婆婆羅王の帰信……竹園の寄進……舍利弗・目連の出家……（得道已来6年、出家已来12年）優陀夷の出家……釈迦族の教化

(難陀、羅睺羅＝7歳の出家) ……弥勒菩薩・大迦葉・阿難への囑累

- (6) “Buddhacarita” (Skt.+Tib.) 176頁/328頁<sup>(6)</sup>

成道……ウパカに出会う……初転法輪……ヤシャスと54人の友人の教化……(弟子たちを諸方へ布教に出す) ……3迦葉の教化……ビンビサーラ王の帰信……竹林の寄進……舍利弗・目連の出家……大迦葉の出家……給孤独長者帰信して舍衛城に招待す……(伽維羅衛城へ) ……釈迦族の教化(阿難陀・難陀・提婆達多等の出家) ……(舍衛城へ) ……祇園精舎の寄進……波斯匿王と会見……天上にて母のために説法 (雨期を過ごす) ……ジーヴァカ・アングリマーラ等の教化 (項目のみ) ……提婆達多の破僧……アームラパリー園林を寄進……(夏安居を終わって) 3月後に涅槃するとの宣言……チュンダの供養……スバドラの出家……入涅槃……分舍利……結集

- (7) 『仏所行讚』5巻 馬鳴菩薩造 北涼(玄始3～15 414～426) 曇無讖訳 85段/162段<sup>(7)</sup>

成道……菩提樹下の禪定……梵天勧請……商人の供養……優波迦に出会う……初転法輪……耶舎と54人の友人の教化……(弟子たちを諸方へ布教に出す) ……3迦葉の教化……瓶沙王の帰信……竹林園の寄進……舍利弗・目連の出家……大迦葉の出家……給孤独長者帰信して舍衛城に招待す……(伽維羅衛城へ) ……釈迦族の教化(阿難陀・難陀等の出家) ……(橋薩羅国へ) ……祇園精舎の寄進……波斯匿王と会見……忉利天において母のために説法 (安居を過ごす) ……耆婆・央瞿利摩羅等の教化 (項目のみ) ……提婆達の破僧……菴摩羅女園林を寄進……(夏安居を終わって) 3月後に涅槃するとの宣言……純陀の供養……跋陀羅の出家……入涅槃……分舍利……結集

- (8) 『修行本起経』2巻 後漢(建安2 197) 竺大力共康孟詳訳 3段/35段<sup>(8)</sup>

成道(4/8) ……2賈客の帰信

- (9) 『中本起経』2巻 後漢(建安12 207) 曙果共康孟詳訳 49段/49段<sup>(9)</sup>

成道2賈客の教化……梵天勧請……優吁に出会う……初転法輪……蛇蛇(宝称)と4人の親友と50人の友人の教化……大衆(30人の青年に相当する)の教化……難陀女と難陀波羅女の帰信……3迦葉の教化……瓶沙王の帰信……竹林園の寄進……舍利弗・目連の出家……優陀耶の出家……(迦維羅越国へ) ……釈迦族の教化(調達)……(王舎国へ) ……須達の帰信……舍利弗を先遣す……祇樹給孤独園の寄進……拘藍尼国の瞿師羅(美言)の帰信……優填王の夫人該容の帰信……(迦維羅越国にて)瞿曇弥比丘尼となることを願う(避雨3月) ……(舎衛国にて)未利夫人とともに波斯匿王を教化す……大迦葉釈尊と会見す……(維耶離にて)阿凡和利(Ambapāli)の帰信……尼健問疑品……(隨蘭然にて雨安居して) 仏食馬麦品

- (10) 『太子瑞應本起経』2巻 吳(黃武2～建興2 223～253) 支謙訳 16段/32

段<sup>(10)</sup>

成道……龍の帰信……梵天勧請……初転法輪……3迦葉の教化

- (11) 『異出菩薩本起経』1巻 西晋(太康初～永嘉末 280～312) 翁道真訳 3段/11段<sup>(11)</sup>

成道……菩提樹下の禪定……龍の帰信……初転法輪……3迦葉の教化

- (12) 『仏說十二遊経』1巻 東晋(太元17 392) 迦留陀伽訳 2段/5段<sup>(12)</sup>

成道（4/8）……菩提樹下の禪定（7/15まで。1年）……初転法輪……畢婆般等のための説法・迦者羅等17人のための説法・大才長者及二才念優婆夷のための説法・正念尼健のための説法・提和竭羅仏時42人のための説法（以上2年）……3迦葉の教化（3年）……象頭山上での龍鬼神のための説法（4年）……竹林園での私呵味のための説法（5年）……舍利弗・目連の出家……祇樹給孤独園の寄進（6年）……拘耶尼国での婆陀和菩薩等8人のために般舟經を説く（7年）……柳山中にて屯真陀羅王弟のための説法（8年）……穢沢中にて陀崛摩のための説法（9年）……摩竭国に還つて弗迦沙王のための説法（10年）……恐懼樹下で弥勒のために本起を説く（11年）……釈迦族の教化、波斯匿王のための説法（12年）（本經は項目のみで詳しい記事はない）

(13) 『仏本行經（一名仏本行讚伝）』7卷 宋（元嘉年中 424～453） 釋宝雲訳 111段/183段 (13)

成道……初転法輪……宝称（Yasa）と50人の童子の教化……（弟子たちを諸方へ布教に出す）……3迦葉の教化……瓶沙王の帰信……舍利弗・目連の出家……薬樹生（Mahākassapa）の出家……須達の帰信……勇猛・耆域・鷲掘魔等の教化（項目のみ）……大神変品……〔梵天勸請……2賈客の供養……尼健に出会う……初転法輪〕……忉利宮にて母のために説法……憶先品……捺女（Ambapālī）の帰信……歎定光佛品……調達の破仏……3月後の入滅の宣言……調達入地獄品……諸力士の教化……須跋の出家……入涅槃……分舍利

(14) 『過去現在因果經』4卷 劉宋（元嘉21～30 444～453） 求那跋陀羅訳 37段/99段 (14)

成道（2/8）……菩提樹下の禪定……梵天勸請……2賈客の供養……優波伽と出会う……初転法輪……耶舎と50人の長者子の教化……（弟子たちを諸方へ布教に出す）……3迦葉の教化……頻毘婆羅王の帰信……竹園の寄進……舍利弗・目連の出家……大迦葉の出家

(15) 『衆許摩訶帝經』13卷 宋（雍熙2～淳化5 985～994） 法賢訳 75段/132段 (15)

成道……菩提樹下の禪定……2賈客の供養……梵天勸請……烏波謐と出会う……初転法輪……耶舎とその4兄弟と50人の友人の教化……（弟子たちを諸方へ布教に出す）……60賢衆の教化……難那とその長女の帰信……3迦葉の教化……民弥婆囉王の帰信……迦蘭陀竹林園の寄進……給孤独長者の舍衛城への招待……舍利弗を先遣す……祇園精舎の寄進……烏那曳囊（Kāludāyī）使者となる……目連を先遣す……釈迦族の教化（阿彌嚧馱・提婆達多・烏波梨らの出家）

(1) “Jātaka” vol. I pp.047～094 国訳に「南伝大藏經」28卷 pp.101～203

(2) 大正03 p.655上～

(3) Emile Senart; “Le Mahāvastu” 3 vols. Paris , 1882 1890 1897 (rep.名著普及会 昭和52)。翻訳に “The Mahāvastu” vol.III translated by J.J.Jones, 1956がある。

(4) 大正03 p.483上～ この系統の仏伝には次の『大莊嚴經』と “Lalitavistara” がある。

“Lalitavistara” はまだ翻訳研究が進んでいないので、本稿では省略した。ただしその前半部分

は外蘭幸一『ラリタヴィスタラの研究 上巻』のなかに和訳されている。大東出版社 平成6年2月 テキストにはR.Mitra ; “Lalitavistala or Memoirs of the early Life of Sakya Sinha” Calcutta , 1858 1877 , S.Lefmann ; “Lalitavistara , Leben und Lehre des Śākyabuddha” 2 vols. Halle , 1902 1908 , P.L.Vaidya ; “Lalitavistara” (BST. No.1) Darbhanga , 1958

- (5) 大正03 p.539上～
- (6) 梶山雄一・小林信彦・立川武蔵・御牧克美訳『ブッダチャリタ』「原始仏典10」講談社 昭和60年12月によった。日本語訳としては他に、平等通昭『梵詩邦訳 仏陀の生涯』印度学研究所 昭43年、同『梵詩邦訳 仏陀の生涯 後篇』昭和44年、原実訳『ブッダ・チャリタ』「大乗經典13」中央公論社 昭和49年1月がある。テキストには、S.Levi “Le Buddhacarita d'Aśvaghoṣa” Paris,1892.(chap.1) 、E.B.Cowell “The Buddhacarita of Aśvaghoṣa” Anecdota Oxoniensia, Oxf.,1893.(17章まで) 、E.H.Johnston “The Buddhacarita or Acts by the Buddha.” pt. 1, Calcutta,1935. (chap.14まで) 、G.Tokiwai “The Buddhacarita of Aśvaghoṣa in Roman Characters with a Chinese translation” 3 vols.,1911-21.(chap.14まで) 、Sri Ramacandras Shastri “Buddhacaritam "Prakāśa"” Hindivyakhypetam Vidyabhavan Sanskrit granthāmala.,1966,2vols. (chap.14まで) 等がある。
- (7) 大正04 p.001上～
- (8) 大正03 p.461上～
- (9) 大正04 p.147下～
- (10) 大正03 p.472下～
- (11) 大正03 p.617中～
- (12) 大正04 p.146上～
- (13) 大正04 p.054下～
- (14) 大正03 p.620下～
- (15) 大正03 p.932上～

[1-3] このように「仏伝經典」の内容とする「釈尊の生涯」と「釈尊教団形成史」は貧弱なものであって、とても釈尊の布教活動の全体をカバーしているとはいえない。その資料とした原始仏教聖典も、「律藏」の『受戒犍度』『臥坐具犍度』『破僧犍度』と『大般涅槃經』などほんの少数を使ったに過ぎない。これ以外の材料を使った部分（すなわちアンダーラインを施した部分）は少ない。一目して判るようにこれを図示してみると次のようになる。「その他」欄はその他材料を使った部分であるが、すべてを表示できないので、主な事項のみに限った。

経番	受戒犍度	臥具犍度	破僧犍度	涅槃經	その他の
1	○	○			
2	○		○		大迦葉の出家、布薩の制定
3	○				大迦葉の出家
4	○				大迦葉・阿難への嘱累
5	○				大迦葉・阿難への嘱累
6	○	○	○	○	天上での説法、ジーヴァカ・アングリマーラの教化

7	○	○	○	○	天での説法、ジーヴァカ・アングリマーラの教化
8	○				
9	○	○			優填王夫人の帰信、マハーゴータミーの出家、仏馬食
10	○				
11	○				
12	○	○			波斯匿王への説法
13	○	○	○	○	大迦葉の出家、天での説法
14	○				大迦葉の出家
15	○	○	○		

[2] 以上のように仏伝經典は「律藏」の『受戒犍度』を根幹にし、いくつかの仏伝はこれに『臥坐具犍度』『破僧犍度』『涅槃經』の材料を付加し、さらに少數はこの外の資料を付加したものにすぎないのであるが、これらがいかに釈尊の伝記として不完全なものであるかを具体的に述べてみよう。

[2-1] “Nidānakathā”によると、『受戒犍度』の仏伝部分の最後の記事である釈尊が釈迦国に帰られたのは成道からちょうど1年目の2月15日であったとする。これに基づく限り釈迦族の教化で終わっている仏伝、あるいはそれ以前で終わっている仏伝（例えば③⑧⑩⑪⑭。大迦葉・阿難への嘱累は明らかに付け足しであるからこれを含めると④⑤も）は、釈尊の教化活動45年間中のたった1年間しかカバーしていないことになる。

もっとも『普曜經』『方広大莊嚴經』は釈迦族の教化を出家12年、成道6年とし、『仏說十二遊經』は成道12年とし、『仏本行集經』は6年、7年、12年の異説を掲げている。このうちのどれが正しいかわからないが、“Nidānakathā”的成道満1年目よりは蓋然性が高いであろう。しかし例え成道12年とすると、一方ではこの12年間の釈尊の業績の記事としては余りに貧弱であるという譏りを免れることになる<sup>(1)</sup>。

また“Buddhacarita”『仏所行讚』『仏本行經』はアンババーリーの教化以降、入滅・分舍利あるいは結集までを『般涅槃經』によってカバーしているが、これは釈尊の最晩年の1年間弱を描いたものにすぎないから、これも45年間の教化活動のほんの1部分であることに変りがない。

また祇園精舎の建設や提婆達多の破僧が延べ何年間にわたったものであるかは判らないが、これをもって釈尊45年間の教化活動のどれだけをカバーしているかは議論する必要もないであろう。しかもこれらが釈尊の生涯のどの時点のことであったかを伝えていないことは致命的である。提婆達多の破僧事件は、釈尊が老年に達したからサンガを自分に委ねよと要求したのであるから、順序としては祇園精舎の寄進よりも後のことと推定できる。「仏伝經典」の製作者たちは、「仏伝」を書くにしては記事が決定的に不足しているので、これらをとりあえず利用したというに過ぎないであろう。祇園精舎の寄進と提婆達多の破僧にしてそうで

あるから、他の聖典材料を用いた記事は推して知るべきである。

このように仏伝經典が上記のような聖典資料を主な材料とするかぎり、そのカバーする期間はほんの数年間であると言わなければならない。

(1) 増谷文雄博士は、「律藏、大品、第1、大犍度の前半のそれは、菩提樹下の正覚より初めて、梵天勸請、初転法輪、伝道の宣言、カッサパ（迦葉）3兄弟の教化、ビンビサーラ（頻毘婆羅）王の帰依などを経て、サーリップタ（舍利弗）、モッガラーナ（目犍連）の帰投と、ラージャガハ（王舎城）の不穏をもって結んでいる。それらは、仏陀の生涯のなかでもっとも重要な時期であるが、その期間は、おそらく、数ヶ月を出でぬものであろうと考えられる」としている。

『増谷文雄著作集5』角川書店 昭和56年6月 pp.340～341

[2-2] また『破僧犍度』は提婆達多の破僧をテーマとしたものであり、『臥坐具犍度』は臥坐具や精舎に関する諸規定をテーマとするもので、その1部として給孤独長者の祇園精舎の寄進を扱ったものであるが、両者ともそれが主題とする事項を描くことを目的としたもので、ある一定期間の釈尊の言行録を満遍なく伝えようとしたものではない。したがってこれらがたとい数年間にまたがっているとしても、これらを積み重ねて「仏伝」ができるというものではない。

特定のテーマに基づいて作られているという意味では「受戒犍度」も同様である。これは成道直後という特定の時点を指し示すという意味では貴重な資料であるが、白四羯磨による受戒作法がどのような因縁によって制定されるに至ったかを描こうとしたことが、図らずも貴重な「仏伝」資料になったというに過ぎない。したがってここに釈尊の言行の全般が伝えられているということはできない。

これに対して「涅槃經」は釈尊の入滅という生涯最後の事件を伝えるということ自体がテーマであったから、あるいは釈尊の最晩年の全般にわたる言行の相当部分をカバーしている可能性があるかもしれない。しかしそれはあくまでも釈尊個人の言行録であって、釈尊が指導していた教団全般にわたるものではない。すなわち「律藏」的な要素はすっぽりと欠落しているということができる。

このようにこれらは特定のテーマに関わる事柄のみについての伝承なのであるから、それらが数年間の出来事を記録するとしても、またその期間が釈尊の特定の時点であることを示すとしても、釈尊の行状全体を伝えようとしたものではないということを考えれば、これらを資料として釈尊伝を再構築したとしても、釈尊の生涯のごく1部しかカバーしえないことは明らかである。

[2-3] 以上のように「仏伝經典」は「受戒犍度」などほんの2、3の原始聖典資料を材料としたものに過ぎず、しかもそれらとて十分な釈尊伝材料ではなかったわけであるが、釈尊の生涯の特定の時点を示す形で残されたものがこれらしかなかったので、いわば「お手軽」にそれらを使って釈尊伝を構築したに過ぎないといわなければならない。

前項の表にアンダーラインを施した事項は、上記の材料に含まれていない事項でその数はわずかである。もちろん原始經典に材料を求めているのであるが、これについてはその材料となった原始經典を示したうえで、諸仏伝を対照させたより詳しい対照表を作成して、続刊の本「モノグラフ」シリーズに掲載する予定である。したがってここではその細かな議論は省略するが、「仏伝經典」ではこれらを釈尊の生涯に沿って時系列に並べたというよりは、

単に羅列したというほうが実態に近い。

[3] 「仏伝經典」は釈尊の伝記を伝える貴重な資料であるが、その前半部分たる第1部は神話・伝説に彩られたもので、現代的な意味での「釈尊伝」ということはできない。後半部分の第2部が我々のいう「釈尊伝」に相当するが、そのカバーする範囲は釈尊の生涯のほんの1部分で、その情報量は決定的に不足している。またこれらは原始佛教聖典にその材料を求めてはいるものの、その利用している数はほんの一握りに過ぎず、膨大な原始聖典材料は利用されずに放置されているといわなければならない。

律藏資料があるから「経数」をうんぬんするのは難しいが、「犍度分」の1つ1つの「犍度」と「経分別」の1条1条をそれぞれ1経として数えると、本稿の末尾に示すように、本研究が原始佛教聖典資料として扱う經典数は漢巴合わせて13, 031経に上る。これに対して上記の一般的な仏伝經典が材料として使っている「受戒犍度」「臥坐具犍度」「破僧犍度」「涅槃經」はパーリや諸漢訳資料を合計しても24経にすぎない。その割合は13, 031経の1%にも満たないわずか0. 18%である。これ以外の資料を用いている部分はしれたものであって、しかも単にエピソードを羅列したか、項目を掲げただけのものであって、「伝記」というにはほど遠い。原始佛教聖典は「仏伝經典」もそうしたように貴重な「仏伝資料」であるに拘らず、99%以上にも上る膨大な原始佛教聖典が放置されたまま、釈尊伝の再構築に活用されていないということになるわけである。

本研究が原始佛教聖典を資料として、前記のような目的をもって新たな研究を始めたのは、「仏伝經典」の仏伝では、そのカバーする範囲と精密度において満足できなかったからにはならない。

[4] もちろん現代の学者の諸研究があり、それらは各種の言語資料の発見や学問方法論の飛躍的な発達により、その精度においては注目すべき成果を挙げている。しかし残念ながら大勢においては、「仏伝經典」を主な資料とせざるをえない段階であって、それほどの進展を見せていないといわなければならぬであろう。（仏伝研究文献については、いずれ本「モノグラフ」シリーズにおいて紹介するつもりである）

### 【3】生涯の全体をカバーする密度の高い「仏伝」が作られなかつた理由

[1] 前述してきたとおり、原始佛教聖典はいはうなれば釈尊の言行録である。それにも拘らず現在までそれらが活用されて、釈尊の教化活動の全体をカバーする、詳細で厳密な「釈尊伝」が作られなかつたのはなぜであろうか。それには次のような理由が考えられる。

[1-1] 現在まで伝わる原始佛教聖典は膨大な量に上り、我々の利用したものはそのすべてではないが、漢巴合わせて13, 000経を優に上回る。それらはすべて釈尊の言行録であるということができるが、しかし釈尊の生涯のどの時点のものであるかということを記すのはごく少数で、大部分はそれがどの時点のことであるかを特定しない。それはほとんどの経が次のように記録されているに過ぎないからである。

例えば「長部」の第1経“Brahmajāla-suttanta”は、「このように私は聞いた (evam me sutam)。ある時、世尊は王舎城からナーランダーに行く旅の途中で、500人の比丘からなる大比丘サンガと共にあられた (ekam samayam Bhagavā antarā ca Rājagahaṁ antarā ca Nālandam addhāna-magga-paṭipanno hoti mahatā bhikkhu-saṅghena saddhiṁ pañcamattehi bhikkhu-satehi)」<sup>(1)</sup>で始まる。すなわちこの經典は「ある時」のこととして、釈尊の生涯のいつの時点の出来事であったかを明記しない。

それは「律藏」でも同じことで、例えば「經分別」の「波羅夷・第1条」は、「その時、仏・世尊はヴェーランジャーのナレールプチマンダ樹の下に、500人の比丘からなる大比丘サンガと共に住しておられた (tena samayena buddho bhagavā Verañjāyam viharati Nañerupucimandamūle mahatā bhikkhu-saṅghena saddhiṁ pañcamattehi bhikkhu-satehi)」<sup>(2)</sup>で始まり、「犍度分」の「第2布薩犍度」は「その時、仏・世尊は王舎城の耆闍崛山に住しておられた (tena samayena buddho bhagavā Rājagahe viharati Gijjhakūṭe pabbate)。その時、外道の遊行者たちは半月の14日、15日、8日に集会して法を説いていた (tena kho pana samayena aññatitthiyā paribbājakā cātuddase pannarase atthamiyā ca pakkha-ssa sannipatitvā dhammam bhāsanti)」<sup>(3)</sup>で始まる。

「犍度分」の「第1大犍度（受戒犍度）」が、「その時仏・世尊はウルヴェーラーの尼連禪河の岸辺の菩提樹の下で、初めて現等観された (tena samayena buddho bhagavā Uru-velāyam viharati najjā Nerañjarāya tīre bodhirukkhamūle pañhamābhisaṁbuddho)」<sup>(4)</sup>と特定の時点を明示するのは、上述したように極めて稀なケースなのである。

このように膨大な釈尊の言行録が残されているに拘らず、そこには年月が記されていないので、これを時系列にしたがって再編成することができないというのがもっとも大きな理由である。

(1) D.N.001 vol. I p.001

(2) Vinaya vol. III p.001

(3) Vinaya vol. I p.101

(4) Vinaya vol. I p.001

[1-2] しかしその聖典の数が50や100くらいの量であったとしたなら、あるいはこれらを時系列にしたがって配列することはそう難しいことではなかったかもしれない。例えば50枚や100枚の日付のない写真を、そこに写っている人物や背景などを手がかりに、古いものから新しいものへと順序づけることは可能であろう。

しかし皮肉なことに原始仏教聖典の量はあまりに膨大すぎて、その整理を困難にしたということも理由の1つに上げられよう。写真が1万枚を越えるとなれば、手作業でこれを行うことは大変困難である。

[1-3] 前述したように「仏伝經典」は、「神話」「伝説」に彩られた釈尊成道以前の生涯にも多くの頁を割いている。現在では「仏伝經典」は‘Jātaka’や‘Avadāna’（譬喻因縁譚）とともに「仏教文学」として括られることが多く、「經藏」「律藏」のような「聖典」とは区別されなければならない。

すなわちジャータカやアヴァダーナ（譬喻因縁譚）は人生の究極的な価値を、直截に説く「經藏」と、サンガの運営規則を説く「律藏」とは異なって、仏教の専門家ではない、在俗

信者のために、卑近で面白い話題をもって、仏教に誘引するための方便的なものと考えられている。そしてそれらは多くは来世の安楽な生活を当面の目標としており、その説く教えは「善因樂果」「惡因苦果」の「業」が中心であるということができる。

確かに「仏伝經典」もそうした要素があって、それゆえ前世の事柄も重要なモチーフになるのであり、「Mahāvastu」は別名を「Mahāvastu-avadāna」というように、譬喻因縁譚の1部に「仏伝物語」が位置づけられる必然性もあるのである。

もし「仏伝經典」をこのように捉えるとするならば、「仏伝經典」の主目的は実は釈尊の生涯を叙述することにあったのではなく、前世での善業がいかにこの世での成仏と衆生の救済事業につながっているかということを書くことにあったということができるかもしれない。

そのため成道以降の釈尊の事績については、ほんの一握りの原始聖典を使ってお手軽に再現するだけで十分であり、もし詳しく知りたい向きには直接原始聖典に当たってくださいということであったのかもしれない。とするならば、我々はこれらの經典を「仏伝經典」と呼ぶけれども、これら經典の製作者たちの意識の中では、釈尊の生涯の再現は副次的なものであったということができるであろう。

「仏伝經典」が、我々が目指しているような成道以降の十全な「釈尊伝」たりえなかった理由には、このような背景もあったと考えられるのであるが、それはわれわれ現代人にとっては不幸なことであった。これらは少なくとも今から1500年も前に製作されており、より生々しい＜釈尊伝イメージ＞や＜釈尊教団形成史イメージ＞が残存していて、それらを形にして残すことは今よりもはるかに容易であったのではないかと想像されるに拘らず、その可能性がなくなってしまったからである。

[1-4] 原始佛教聖典は釈尊の言行録という形式が採用されている。しかし必ずしも歴史的事実を伝えようとした「史書」であるということはできない。例えば歴史的には釈尊滅後100年ないしは200年後の時代に属するアショーカ王のことが、釈尊の言行の中に「予言」の形で語られている。また「梵天勸請」なども我々の目から見ると客観的事実とは考えにくい。

とは云いながらそれらは決して荒唐無稽な「神話」「伝説」というわけではない。アショーカ王は考古的遺跡から証明される実在の歴史的人物であり、「梵天勸請」も「梵天」を借りて何らかの歴史的事実を描こうとする当時の描写法であったと考えられる。したがって原始佛教聖典は「史書」と「神話」の中間的な文献で、それを「説話」というなら、原始佛教聖典は「説話」的潤色が施された釈尊の言行録、釈尊教団の形成史ということができる。

ところが現代的な科学的仏伝研究の大きな目標は客観的事実の追及にあった。あるいは本論にいう＜イメージ＞を探求する場合でも、歴史的事実により近いと考えられる最古の原形を再現することにあった。

そのためには「説話」的潤色が大きな壁として立ちはだかった。また伝承系統の多様さとその間に存在する「説話」的潤色の系統の違いもあった。後に詳しく触れるように、現在伝えられている原始佛教聖典はパーリ語で書かれたものと漢訳されたものの2系統に分かれ、漢訳はさらにいくつかの系統に分かれている、それらのもつてゐる＜イメージ＞は決して単色ではなく、そのどれが原像に近いものかの判断をつけにくい。もっとも仮に漢巴共通する資料が古いという、素朴ではあるが確実な方法論を取ることは考えられるものの、資料が多

すぎてどれが共通する資料であるかを見いだすのも容易ではない状況にある。要するに「客観的」であろうとすると、原始仏教聖典のもつ「説話的潤色」が大きな壁となって立ちはだかるのである。すなわち原始仏教聖典の持つ「真実」と「虚構」の間にある溝は容易には埋まらないのである。

そのため現代の「仏伝研究」は、「仏伝經典」を土台として、現代の科学的研究によって得られた知見で、それを批評的に記述するような仏伝研究か、初めから全体的な仏伝の再構築を放棄して、断片的であっても歴史的事実、ないしはより古い原像的な＜イメージ＞を発見することに精力が注がれる研究が主流になったのであって、本研究が目指すような、いわば素朴に原始仏教聖典の編集者たちが持っていた＜釈尊伝イメージ＞や＜釈尊教団形成史イメージ＞の再構築を目指すという視点が抜け落ちてしまっていたということもできるのではなかろうか。

そういう意味では「仏伝經典」は「客観的」である必要はなく、自らよりどころとする部派ないしは編集者グループの伝承を尊重しさえすればよかったのであるから、＜イメージ＞の再現はより容易なはずであったが、前述したように彼らは必ずしもそれを目指そうとはしなかったのである。

#### 【4】原始仏教聖典資料と釈尊伝再構築の試み

[1] 本研究は上記のような障害を乗り越えて、原始仏教聖典を資料として「釈尊伝」と「釈尊教団形成史」を再構築してみようというものであるから、「仏伝經典」や「現代の仏伝研究」の目指すものとは方法論においてもおのずから異なる。

そこで本節では本研究の採用しようとしている基本的な方法論を説明する。

[1-1] 我々が行わなければならない基本的な作業には2つある。1つは「一時」で処理されている大多数の原始仏教聖典資料をまず年次が古いものから新しいものへと時系列にしたがって並べ替える作業であり、2つ目はそれらの年代を特定する作業である。

[1-2] 原始仏教聖典資料は「日付」の部分が失われた釈尊の（説話的潤色の施された）言行録に関する「備忘録」ということができる。それを「日付」が付されていない写真の山に喻えることができよう。

例えばここに1枚の写真があるとしよう。この写真には大きな寺院を背景にして釈尊を中心に、両隣りに3人の比丘が写っている。いつも若々しい釈尊の年齢をこの写真から知ることは難しい。しかしこの大きな寺院が祇園精舎で、釈尊の隣に控えめに写っている若い僧が阿難であることは知ることができる。

もしこれだけの情報をこの写真から知りうるとすれば、この写真は祇園精舎が建設された以降のことであることはいうまでもない。我々は現時点で祇園精舎が釈尊成道何年目に作られたという結論をもっていないが、例えば前節の「仏伝經典」の情報を採用するとすると、多くは釈迦族の教化の後とするから、少なくとも成道6年以降ということになる。しかし後世の資料では舍衛城における最初の雨安居は成道14年とするから、これに基づくなら14年以降となる。

また阿難は“Theragāthā”や『侍者経』、各種「涅槃經」などによれば釈尊の晩年25年間を侍者として過ごしたとするから<sup>(1)</sup>、釈尊の成道20年目に侍者となったことになる<sup>(2)</sup>。したがってこの写真はさらに成道20年以降と限定することができる。

今の時点では阿難以外の比丘2人が誰であるかを我々は知らない。だからこれを比丘A、Bとしておこう。しかし他の1万数千枚の写真の中には彼らが写っている可能性は大いにあります。そこで他の写真を検索してみると彼らが写っている数枚の写真が見つかった。その中の1枚は比丘Aの葬式の写真で、ここにも釈尊が写っている。とするならば祇園精舎の写真はこの写真よりも前のこと、もちろん比丘Aは釈尊よりも前に亡くなったことが知られる。

また別の写真には比丘Bが在俗信者の姿で写っている。そしてここには釈尊とともに阿難の姿も写っている。とするならばこの写真は先の祇園精舎の写真よりも前のもので、比丘Bは阿難よりも後輩であることが分かる。阿難は釈尊の成道20年目、すなわち55歳の時に出家して侍者となったのであるから、比丘Bの出家はそれ以後のことであり、祇園精舎の写真は更にその後で、比丘Aの死亡以前ということになる。

このように文字情報の無い1枚の写真にさえたくさんの情報が盛り込まれているのであって、これが文書で書かれた「備忘録」となればもっと豊富な判断材料を提供してくれる。例えば比丘Aはどこの出身で、3人兄弟の末弟で、兄2人の名前は甲、乙で比丘Bよりも前に出家した。そして比丘Aは悟りが開けないと苦にして自殺したといった、写真には盛り込めない情報も盛り込みうるからである。

我々の基本的な方法論は、こうした網の目のように関連しあった1つ1つの原始聖典に盛り込まれた情報を読み取って、それを時系列にしたがって順番に並べるとともに、それらがいつ（釈尊の成道何年）のことであったかを特定しようとするのである。

- (1) “Theragāthā” v.1039~43、中阿含經33『侍者經』、長阿含經2『遊行經』、白法祖訳『仏般泥洹經』、“Mahāparinirvāṇasūtra”、“Jātaka” 456。失訳『般泥洹經』は20余年とする。
- (2) 【論文3】で論じるように、釈尊は2月15日に入滅された。この日から起算して満25年は入胎から起算する満年齢で55歳のとき、成道から起算するとちょうど満21年目の当日に相当する。阿難がちょうど満25年間ではなく、満25年間余を侍者として過ごしたとすると、成道20年中に侍者になったということになる。しかしこの25年間は、このような厳密な計算ではなく、むしろ単純に釈尊45年間のうちの25年間を侍者として過ごしたのであるから、阿難が侍者になったのは成道20年というように、単純に考えたほうがよいかもしれない。

[2] 以上のように1つの經典には数多くの情報が盛り込まれているのであるが、その情報を大きく分けると次の3種となる。

- (1) 釈尊の生涯の特定の時点であることを直接的に示すもの
- (2) それ自体では特定の時点を示さないないが、研究が進めばそれが釈尊の生涯のどの時点のものであるかが分かってくることが期待されるもの。すなわち間接的に示すもの
- (3) 特定の時点は示さないが、順序の前後を示すものである。

以下これらについて詳しく述べることとする。

## 【5】釈尊の生涯の特定の時点であることを直接的に示す記事

[1] 第1の「釈尊の生涯の特定の時点であることを直接的に示すもの」は少ないが、その代表が「仏伝經典」の主材料ともなり、また現代の仏伝研究の貴重な資料ともなっている律藏の「受戒犍度」であり、「大般涅槃經」である。

[2] 「受戒犍度」はすでに何度も述べているように、菩提樹下の成道から舍利弗・目連の出家帰依までかなり多くの事項を記しており、そのそれぞれを記す經典は他にもある。

[2-1] 例えば成道直後の模様を記した聖典には次のようなものがある。「受戒犍度」の記事と大同小異の場合や、それ以外の情報が盛られているものもあるが、ここでは一々注意しない。

中阿含093「水淨梵志經」（大正01 p.575上）<sup>(1)</sup>

SN.047-018 (vol. V p.167)

SN.048-057 (vol. V p.232)

雜阿含1092（大正02 p.286中）

雜阿含1093（大正02 p.287下）

雜阿含1094（大正02 p.287下）

別訳雜阿含031（大正02 p.383上）

別訳雜阿含101（大正02 p.410上）

別訳雜阿含102（大正02 p.410中）

AN.004-022 (vol. II p.022)

增一阿含019-001（大正02 p.593上）

Udāna001-001~004 (p.001~3)

Udāna002-001 (p.010)

Udāna003-010 (p.032)

(1) 内容的に対応するMN. 7 ‘Vatthūpamasutta’ は舞台を舍衛城・祇園精舎とする。

[2-2] 「成道して未だ久しからざるとき」とするものもある。

増一阿含033-002（大正02 p.683上）

増一阿含034-002（大正02 p.690上）<sup>(1)</sup>

(1) 舞台は鹿野苑であるが、内容は初転法輪とは異なる。

[2-3] その他例えばDN.004 “Sonadanda-sutta” には「尊者ソーナダンダは老い、年取り、高齢で、晩年に達しているが、沙門ゴータマは年若い青年出家者にすぎない (bhavam hi Sonadando jinno vuddho mahallako addhagato vayo anuppatto , samaṇo Gotamo ta-runo c'eva tarunaparibbājako ca) 」「沙門ゴータマは年若く、漆黒の髪をもち、美しさ若さを有し、第1期にあるにかかわらず、家を捨てて非家に出家した (samaṇo khalu bho Gotamo daharo va samāno susukāla-keso bhadrena yobbanena samannāgato pathamena vayasā agārasmā anagāriyam pabbajito) 」<sup>(1)</sup> と記されている。いつとは限定できないが、釈尊の成道後まだ余り時日が経っていないときのことであることが想像されうる。

このような記述はDN.005 “Kūṭadanta sutta” にも、“Suttanipāta” V.420にも、“Su-

ttanipāta” の 3 – 6（散文部分）にも、『四分律』や『五分律』などにも見られる（詳しくは【論文 3】の【2】の【3-1】を参照されたい）。

(1) vol. I pp.114,115

[3] 『中阿含經』033「侍者經」<sup>(1)</sup>は阿難が釈尊の侍者に任命された場面を描いた經典である。ここには阿難が 25 年間を侍者として過ごすことや、釈尊の入滅時の事柄が予言のような形で述べられているが、先述したようにこれは成道 20 年目の出来事であることをイメージしているということができる。

ここには拘隣若、阿摸貝、跋提釈迦王、摩訶男拘隣、憇破、耶舍、邠轄、維摩羅、伽惣波提、須陀耶、舍梨子、阿那律陀、難提、金毘羅、隸婆哆、大目乾連、大迦葉、大拘絺羅、大周那、大迦旃延、邠轄加寃写、耶舍行籌が登場し、彼らはみな名徳、上尊、長老、大比丘で、釈尊と同様にすでに年老いた者とされており、そこで彼らは自ら侍者として立候補したけれども、そのゆえに阿難が命じられたことになっている。要するに聖典編集者たちは、彼らが阿難の侍者になったときには相当の年齢に達し、すでに長老とあがめられる立場にあったというイメージを持っていたことになる。

またさらに敷延すれば、聖典編集者たちが阿難が釈尊の成道 20 年ころに侍者になったというイメージを持っていたとするなら、侍者としての阿難が登場する「經」は、阿難が侍者となった以降のことであることをイメージしていることはいうまでもない。例えば釈尊の育て親であるマハーパジャーパティーが初めて比丘尼となったのは、この阿難のとり成しであつたから、聖典の編集者たちは比丘尼の制は成道 20 年以降に制定されたということをイメージしていたことになる。またこのイメージが確固たるものであったとするなら、比丘尼が登場する經は少なくとも阿難が侍者となった以降のことであるということになる。

(1) 大正01 p.471下

[4] 入滅直前の模様を記した經典は他にもある。釈尊の年齢を「80 歳」とする資料があつて、必ずしも「涅槃經」と同じことを描いているのではないが、これは【論文 3】の【4】の【2】【3】で紹介する。

その他にも「涅槃經」に先立つ釈尊最晩年の事績を記す經典がある。

中阿含068「大善見王經」（大正01 p.515中）

中阿含204「羅摩經」（大正01 p.775下）

雜阿含638（大正02 p.176中）<sup>(1)</sup>

雜阿含639（大正02 p.177上）<sup>(2)</sup>

雜阿含640（大正02 p.177中）

別訳雜阿含119（大正02 p.417下）

別訳雜阿含350（大正02 p.488下）

增一阿含042-003（大正02 p.748下）

增一阿含052-001（大正02 p.821中）

根本有部律「波羅市迦004」（大正23 p.675中）

根本有部律「雜事」（大正23 p.396下）

また以下は舍利弗・目連の死に関わる時期のことであるから、釈尊の最晩年であることがわかる。

SN.047-013 (vol. V p.161)

SN.047-014 (vol. V p.163)

Therag.1146～

四分律「衣犍度」（大正22 p.865中）

四分律「雜犍度」（大正22 p.956下）

(1) 舍利弗の涅槃にも触れられている。

(2) 同上

[5] もちろんアンバーリーの帰信や3ヶ月後に入滅するという宣言、チュンダ、スバッダなどをテーマにした「涅槃經」に共通する情報を持つ經典は他にも存在するが、これは省略する。

[6] かなりの数の經典が「世尊が般涅槃し給ひてより未だ久しうからざる時」とする。釈尊滅後のことと描いた聖典であることが分かる。その代表が「律藏」の『500犍度』であるが、その他のものを紹介しておく。

DN.010 'Subha-s.' (vol. I p.204)

MN.084 'Madhura-s.' (vol. II p.083)

MN.108 'Gopakamoggallāna-s.' (vol. III p.007)

中阿含034「薄拘羅經」（大正01 p.475上）

中阿含039「郁伽長者經」（大正01 p.481中）

中阿含145「瞿默目犍連經」（大正01 p.653下）

中阿含217「八城經」（大正01 p.802上）

中阿含220「見經」（大正01 p.803下）

雜阿含1144（大正01 p.302下）

增一阿含019-008（大正02 p.595上）

增一阿含019-009（大正02 p.595中）

增一阿含032-007（大正02 p.679上）

[7] その他どれほど信頼できるかわからないが、波羅提木叉の制定に関してはっきりと年次を示すものがある。

『僧祇律』「明雜誦跋渠法」（大正22 p.412中）には「世尊が成道されてからの『5年』は比丘僧は清淨であった、それから以後にだんだんに非をなすようになって、波羅提木叉を立てられ、4種の具足法（自具足、善來具足、十衆具足、五衆具足）を制定されるようになった」とされているが、さらに具体的に波羅夷罪について

僧祇律「波羅夷001」（大正22 p.238上）；世尊於毘舍離城成佛五年冬分第五半月十二日中食後、東向坐一人半影為長老耶舍迦蘭陀子、制此戒

僧祇律「波羅夷002」（大正22 p.253中）；世尊於王舍城成佛六年冬分第二半月十日、

東向坐食後兩人半影為瓦師子長老達臥伽因瓶沙王及糞掃衣、比丘制此戒  
僧祇律「波羅夷003」（大正22 p.257下）；世尊於毘舍離城成仏六年冬分第三半月九日、  
食前北向坐一人半影為衆多看病比丘因鹿杖外道制此戒  
僧祇律「波羅夷004」（大正22 p.262上）；世尊於舍衛城成仏六年冬分第四半月十三日、  
食後東向坐三人半影為聚落中衆多比丘制此戒及增上慢比丘  
という。

また『根本有部律』「波羅夷001」は、成道13年の年に、仏栗氏国で羯蘭鐸迦村（Kalandaka）の羯蘭鐸迦の子・蘇陣那（Sudinna Kalandaputta）という長者の子を因縁として制定された、としている。

[8] 以上はもちろん1つ1つその資料価値を再検討しなければならないが、少なくとも聖典自身が釈尊の生涯のどの時点の出来事であるかを示すものである。

## 【6】それ自体では特定の時点を示さないが、研究が進めば釈尊の生涯のどの特定の時点のものであるかが分かってくることが期待される記事

[1] それ自体では示さないが、研究が進めば釈尊の生涯のどの特定の時点のものであるかが分かってくることが期待されるもの、すなわち間接的に示すものがある。これには例えば次のようなものが考えられる。なお、すでに釈尊の晩年に、釈尊に先んじて亡くなったことが知られている舍利弗・目連の死に関するものは前項に含めた。

- (1) 飢饉や洪水、地震などの天変地異に関する記事
- (2) 戦争や政権の交替などの政治状況に関する記事
- (3) 園林・寺院などの建造・修復記事
- (4) 釈尊教団の制度成立に関する記事
- (5) サンガ内の事件に関する記事
- (6) 夏安居の場所
- (7) 仏弟子の各伝
- (8) 外道に関する記事

[2] 釈尊の教化活動45年の間には、各地に飢饉や洪水、地震などの天変地異があったものと想像される。自然に依存しなければならない度合いは今よりも格段に高かった古代インドにおいては、それは釈尊や仏弟子たちの生活に多大な影響を与えるを得なかつたであろう。

『大般涅槃經』には釈尊入滅に先立つ最後のヴェーサーリでの雨安居は飢饉で、仏弟子たちは知己・親戚を頼って各地に分散して安居しなければならなかつたとされている。このようにもし釈尊成道何年に、どこそこで飢饉があつたということがわかれれば、それに言及する資料はその時のことであると推定することができる。

あるいは、年代が特定できなくとも、原始仏教聖典の所々にはこれら天変地異のことが記

されているから、それらの場所が同じなら同じときの事柄であったとも想像でき、複数の資料がアイデンティファイされるわけである。

試みに原始仏教聖典が言及する飢饉の記事を国別に分けて以下に紹介しておく。（現時点でのデータであるので必ずしも万全なものではない。またパソコンに入力されているデータの生のままを使用したので、用語や語法が不統一の部分があるが諒とされたい。「Jātaka」の導入部、結部の散文部分は原始聖典に含めることはできないが、ここでは例外的にこれも取り上げた。順序はパーリ語の地名を仮名表記した上での50音順である。なお聖典の紹介の順序は不同である。以下同じ。）

[2-1] ヴェーサーリ (Vesāli 犀舎羅、維耶離)

長阿含經002「遊行經」（大正01 p.015上）；「此土飢饉乞求難得」であった。そこで釈尊は比丘たちに分散して安居を過ごすように命じられた。

白法祖訳「仏般泥洹經」卷上（大正01 p.164中）；「維耶梨國飢饉穀糲騰貴」であった。そこで釈尊は比丘たちに分散して安居を過ごすように命じられた。

失訳「般泥洹經」卷上（大正01 p.180上）；「是歲竹芳邑飢饉穀糲騰貴」であった。そこで釈尊は比丘たちに分散して安居を過ごすように命じられた。

‘Mahāparinirvāṇasūtra’（上 p.274）；その時飢饉が起こったので、釈尊は比丘たちに分散して安居を過ごすように命じられた<sup>(1)</sup>。

Vinaya「波羅夷001」（vol. III p.015）；その時ヴァッジ国は飢饉で、食を得るに困難で白骨野に満ち、作物は葉茎のみを生じ、余物を得て生存することは容易ではなかった（tena kho pana samayena Vajjī dubbhikkhā hoti dvīhitikā setatthikā salākāvuttā na sukarā uñchena paggahena yāpetum）。そのときスディンナ・カランドカブッタ（Sudinnakalandakaputta）は母親に財産を継がせるために子供を作ってくれと頼まれ、不淨を行った。

四分律「波羅夷001」（大正22 p.569下）；「時世穀貴乞求難得」であった。その時迦蘭陀村須提那子（Sudinnakalandakaputta）は母親に跡継ぎを作ってくれと頼まれて不淨を行った。

五分律「波羅夷001」（大正22 p.002下）；「時世飢饉諸比丘入城分衛者都無所獲」であった。時に須提那は母親に跡継ぎを作ってくれと頼まれて不淨を行った。

十誦律「波羅夷001」（大正23 p.001上）；「時世飢饉乞食難得、諸人民妻子尚乏飲食」であった。そのとき須提那迦蘭陀子は母親に懇願されて跡継ぎを作るために不淨を行った。

僧祇律「波羅夷001」（大正22 p.229上）；「（成道5年）爾時犀舍離城人民飢餓五穀不熟白骨縱横乞食難得」であった。耶舍・迦蘭陀子は母親に懇願されて跡継ぎを作るために不淨を行った。

根本有部律「波羅夷001」（大正23 p.628上）；「（成道13年）世飢饉乞食難得、父母於子尚不相濟況余乞者」であった。そのとき羯蘭鐸迦の子・蘇陣那は母親に懇願されて跡継ぎを作るために不淨を行った。

Vinaya「波羅夷004」（vol. III p.087）；その時ヴァッジ国は飢饉で、食を得るに困難で白骨野に満ち、作物は葉茎のみを生じ、余物を得て生存することは容易ではなかった（tena kho pana samayena Vajjī dubbhikkhā hoti dvīhitikā setatthikā salākāvuttā na sukarā uñchena paggahena yāpetum）。

*tā na sukarā uñchena paggahena yāpetum*)。そこで比丘たちは上人法を讚歎しあって食を得た。

四分律「波羅夷004」（大正22 p.577中）；「時世穀貴人民飢餓乞食難得」であった。

そこで比丘たちは上人法を讚歎しあって食を得た。

五分律「波羅夷004」（大正22 p.009上）；「時世飢饉乞食難得」であった。そこで比丘たちは過人法を讚歎しあって食を得た。

十誦律「波羅夷004」（大正23 p.011上）；「時世飢饉乞食難得、諸人妻子尚乏飲食、何況与乞人」であった。そこで比丘たちは過人法を讚歎しあって食を得た。

根本有部律「波羅市迦004」（大正23 p.675）；「爾時世尊未入涅槃安住於世……時世飢饉飲食難求、父母妻子尚不相濟」であった。そこで比丘たちは上人法を讚歎しあって食を得た。

根本有部律「（比丘尼）波羅市迦004」（大正23 p.926中）；世尊は竹林聚落の北の升撰波林におられた。「時逢飢饉乞食難得」。そこで親戚・知人を頼って各所に分散して安居するようにと指示された。

Vinaya「波逸提008」（vol.IV p.023）；その時ヴァッジ国は飢饉で、食を得るに困難で白骨野に満ち、作物は葉茎のみを生じ、余物を得て生存することは容易ではなかった（*tena kho pana samayena Vajjī dubbhikkhā hoti dvihitikā setatṭhikā salākāvuttā na sukarā uñchena paggahena yāpetum*）。そこで比丘達は互いに上人法を説き、安易に生活の糧を得た。

五分律「波逸提008」（大正22 p.040中）；「時世飢饉乞求難得」であった。そこで比丘達は互いに過人法を説いた。

十誦律「波逸提007」（大正23 p.071中）；「時世飢儉乞食難得、諸人妻子自乏飲食、況与乞人」であった。そこで比丘達は互いに過人法を説いた。

根本有部律「波逸提008」（大正23 p.773下）；「時逢飢饉乞食難得」であった。そこで比丘たちは安居終わって憔悴して世尊のところに挨拶に来たが、500人の比丘たちは肥え太っていた。

僧祇律「提舍尼002」（大正22 p.397上）；「是時世飢儉乞食難得」であった。尸利摩比丘尼は世尊から声聞尼中福德第一と褒められるような人だったので、乞食には困らなかった。しかし比丘に乞食した食を与えたので自分は食べられない日が続き、倒れた。

五分律「食法」（大正22 p.148上）；「時世飢饉乞食難得」であった。「食と共に1処に宿するを聽す」「住処に在りて食を作るを聽す」「自ら食を作るを聽す」と説かれた。

十誦律「医薬法」（大正22 p.190中）；「是時飢餓乞食難得」であった。「飢餓時比丘若食竟小食先受、不受殘食法聽噉」「聽飢餓時食竟持殘食去、若不受殘食法而食」と定められた。

五分律「食法」（大正22 p.152中）；「時世飢饉乞食難得」であった。果種・菜種を植えて食することを許された。

(1) 中村元訳『遊行経』（大蔵出版社）中のサンスクリット・テキストからの和訳を使った。以

下同じ。

[2-2] ヴェーランジャー (Verañjā) 、蘇羅婆国 (Sūrasena)

Vinaya 「波羅夷001」 (vol. III p.006) ; その時ヴェーランジャーは飢饉で、食を得るに困難で白骨野に満ち、作物は葉茎のみを生じ、余物を得て生存することは容易ではなかった (tena kho pana samayena Verañjā dubbhikkhā hoti dvīhitikā setatthikā salākāvuttā na sukurā uñchena paggahena yāpetum) 。そこで世尊も比丘たちも北路の馬商人から得た馬の飼料である麦を食した。

四分律「波羅夷001」 (大正22 p.568下) ; 「(蘇羅婆国) 時世穀貴人民飢餓、白骨狼藉乞食難得」であった。そこで波離国 (Parikhā ?) から来ていた馬商人から馬の飼料である麦を得て食した。

五分律「波羅夷001」 (大正22 p.001上) ; 「時世飢饉乞求難得、入里分衛都無所獲」であった。世尊は毘蘭若邑で安居を過ごされたが、波利国 (Parikhā ?) から来ていた馬商人に馬の飼料である麦をもらって食した。波羅夷第1条が制定された。

十誦律「波羅夷001」 (大正23 p.001上) ; 「(毘耶離国) 時世飢饉乞食難得、諸人民妻子尚乏飲食、何況能与諸乞求人」であった。波羅夷第1条が制定された。

十誦律「医薬法」 (大正23 p.187中) ; 阿耆達 (Agidatta) は、毘羅然国 (Verañjā) の王である。彼は祇樹給孤独園におられる世尊に会いに行き、夏坐を請じる。それに応じて世尊は、500人の大衆とともに毘羅然国に至る。そこには精舎が無く、城北に勝葉波という名の林にとどまる。舍利弗は阿牟末迦山で、その他はここで雨安居を過ごす。波羅奈国 (Bārāṇasī) 人の馬子、比丘等の飢餓するを知って馬麥を給す。

[2-3] サーヴアッティ (Sāvatthi 舍衛城)

十誦律「尼薩耆波夜提029」 (大正23 p.059上) ; 「時世飢儉乞食難得」であった。1人の居士が仏・僧に飲食を供養しようと思ったが、財物が足りなかった。

十誦律「波逸提030」 (大正23 p.086上) ; 「時世飢饉飲食難得」であった。ある居士は必ずしも裕福ではなく、自分たちも食べられない状態であったが、祇園精舎の比丘達を招待した。

根本有部律「波逸底迦030」 (大正23 p.809上) ; 「時世飢饉乞求難得」であった。  
「比丘尼の讚嘆した食を取れば波逸提」と定められた。

十誦律「波逸提033」 (大正23 p.090上) ; 「時世飢儉」であった。眞眼は父母の元に里帰りしていたが、夫が迎えの使いをよこしたので、帰るときに夫のみやげにと餅を作った。

僧祇律「単提052」 (大正22 p.373下) ; 「時世飢儉」であった。食を乞うものが多く、阿難は外道の出家女の1人に誤って2個の餅を与えた。「夫だ、だから覗眞した」とけんかになった。

四分律「提舍尼001」 (大正22 p.695下) ; 「時世儉穀貴人民飢餓、死者無限乞求難得」であった。蓮華色比丘尼は比丘に乞食した食を与えたので自分は食べられない日が続き、倒れた。

十誦律「波羅提舍尼001」 (大正23 p.131上) ; 「時世飢儉」であった。しかし華色比丘尼は有徳で乞食には困らなかった。しかし乞食した食を比丘に与えたので自分は食

べられない日が続き、倒れた。

十誦律「比丘尼捨墮027」（大正23 p.316上）；「時世飢僥」であった。そのとき比丘尼たちは房を作ろうとして資材を乞い、それを食に換えてしまった。

根本有部苾芻尼毘奈耶「波逸底迦073」（大正23 p.997上）；「時世飢僥乞求難得」であった。「蒜を食べれば波逸底迦」と定められた。

Vinaya 「薬犍度」（vol. I p.215）；「その時飢饉があった（tena kho pana samayena dubbhikkhe）」「林中所生と池中所生のものは、食し終って謝した後でも、残食でないものを受けよ」と定められた。

十誦律「雜法」（大正23 p.282下）；「爾時飢餓乏食」であった。1比丘あってまだ5臍に満たない者が、親戚の家で4, 5日を過ごし、引き留められたが、依止を用いているからと帰った。「飢饉のときは、日々和尚に会えるところにいればよい」と定められた。

十誦律「雜法」（大正23 p.292中）；「時世飢僥乞食難得」であった。比丘尼に対して「飢饉の時には残食を比丘に与えてもよい」と定められた。

四分律「薬犍度」（大正22 p.869下）；「時世貴人民飢餓乞食難得」であった。その時私呵毘羅（Sīhavīra ?）という調象師が優婆塞となつた。

増一阿含047-005（大正02 p.781下）；「今舍衛城穀米勇貴、乞求難果」であった。

増一阿含047-006（大正02 p.782上）；「今舍衛城乞食難得」であった。マガダ国は阿闍世王が非法を行じ、父王を殺して治化していた。

根本有部律「波羅底提舍尼002」（大正23 p.899中）；「時遭僥歲乞食難得」。食事に招待されたとき、十二衆比丘尼は、難陀は釈迦族出身で偉い坊さんだと宣伝し、その他の六群比丘にも同様にして、多くの施食がいくようにした。「食事の席で比丘尼が指図するときには、これを拒まなければならない。そうしなければ懲悔すべし」。

十誦律「（比丘尼）尼薩耆028」（大正23 p.316中）；「世飢僥」であった。諸比丘尼は房舎を作ろうと布施を集めたが、食料の乏しいときだったので食料に換えてしまった。尼薩耆と定められた。

#### [2-4] ナーランダー（Nālandā 那爛陀）

SN.042-009（vol. IV p.323）；その時ナーランダーは飢饉で、食を得るに困難で白骨野に満ち、作物は葉茎のみを生じた（tena kho pana samayena Nālandā dubbhikkha hoti dvīhitikā setaṭṭhikā salākāvuttā）。そのときニガンタナータプッタの弟子であるアシバンダカプッタ（Asibandhakaputta）聚落主は世尊が大比丘衆と遊行されていることを非難した。

#### [2-5] バーラーナシー（Bārāṇasī 波羅捺、波羅捺斯）

四分律「薬犍度」（大正22 p.876上）；「時世穀貴人民飢餓乞食難得」であった。そこで釈尊は、穀貴き時は界内共食宿を聽す、界内煮を聽す、自煮食を聽す、と定められた。

四分律「比丘尼犍度」（大正22 928上）；「時世穀貴人民飢餓乞求難得」であった。

そのとき世尊は比丘尼に食が余ったときには比丘に、比丘に食が余ったときには比丘尼に分け与えてよい、宿食も淨であると定められた。

四分律「薬犍度」（大正22 p.868中）；「時世穀貴乞食難得。時諸比丘乞食不得」であった。「不應食象肉」「不得食狗肉」等と定められた。

十誦律「医藥法」（大正23 p.186中）；「是時飢餓乞求難得馬大疫死」であった（梵摩達王Brahmadattaが登場する）。象・馬・狗・蛇の肉・脂・血・筋・骨を食うべからずと定められた。

#### [2-6] マガダ (Magadha 王舍城、耆闍崛山などを含む)

雜阿含914（大正02 p.230中）；尼犍氏（Nigan̄tha Nātaputta）の弟子である刀師聚落主（Asibandhakaputta）は飢饉中に世尊が大勢の弟子を連れて遊行することを非難した。

別訳雜阿含129（大正02 p.423中）；尼乾陀の弟子である閉口姓の聚落主は世の中が飢饉であるのに、大勢で遊行して、田畠を踏み倒すと非難した。

雜阿含1144（大正02 p.302下）；「世尊涅槃未久、時世飢饉乞食難得」であった。阿難は多くの年少比丘を連れて南天竺に遊行したが、30人の比丘を還俗させてしまった。摩訶迦葉は阿難を「童子」と呼んで非難した。

別訳雜阿含119（大正02 p.417下）；「如來將欲涅槃……時世飢儉乞食難得」であった。阿難は新学比丘をつれて南山聚落に遊行に出た。その途中で30人の年少比丘が還俗してしまった。大迦葉はその理由を知って、阿難を「無知で、小児の如し」と非難した。

根本有部律「僧伽伐尸沙010」（大正23 p.700中）；「時遭儉歲乞食難得」であったので、神通力を有する者は、北俱盧洲などへ行って食物を取ってきて食していた。

五分律「墮法033」（大正22 p.051上）；「爾時諸處飢饉乞食難得」であった。居士が1食ずつと用意した食を六群比丘は居座って食べた。「1住所で1食以上食すると波逸提」と定められた。

四分律「單提法032」（大正22 p.655中）；「爾時國界田殖不收米穀勇貴、乞食難得人皆飢色」であった。婆羅門の沙菟は、世尊が弟子1250人を連れてマガダ国から阿那頻頭国に遊行に出られたときに、500台の車に食料を積んで随行した。しかし阿那頻頭国の居士たちも歓待したので出番がなかった。そこで他の人々が出さないような料理を作った。世尊は、酥油・三種菓・粥・餅を食することを許された。

五分律「墮法035」（大正22 p.052上）；「爾時諸處飢饉乞食難得」であった。居士たちは自分の食を削り、何人かで協力しあって食を用意した。

五分律「墮法040」（大正22 p.054中）；「爾時此國飢饉乞食難得」であった。そこで四天王、帝釈、梵天などが現れて、われわれが応援するから遊行に出てくれと頼んだ。そこで世尊は大勢の衆生を連れてマガダ国に遊行された。

Vinaya「薬犍度」（vol. I p.211）；飢饉であった（tena kho pana samayena Rājagahaṁ dubbhikkham hoti）。「屋内に藏し、屋内に煮、自ら煮たるものと許す」と定められた。

四分律「薬犍度」（大正22 p.871上）；「時世穀貴人民飢餓乞求難得」であった。「應在邊房靜處結作淨厨屋」と定められた。

Vinaya「臥座具犍度」（vol. II p.175）；飢饉であった（tena kho pana samayena

Rājagahaṁ dubbhikkhaṁ hoti)。 「僧次食 (samghabhatta) ・別請食 (nimantana) ・請食 (nimantanauddesabhatta) ・行籌食 (salākabhatta) ・15日食 (pakkhika) ・布薩食 (uposathika) ・月初日食 (pātipadika) を許す」 「差次食人 (bhattuddesaka) を選ぶことを許す」と定められた。

五分律「布薩法」(大正22 p.123下) ; そのとき世間は飢饉で、比丘たちは食を得ることができなかつた。そこで王舍城に集まってきた。以前に住していた僧房は住人がいなくなつて荒れた。それらの界を併せて大きな界を作つてよい(管理するために戻れるから)。豊かになつたらビンビサーラ王は諸比丘が遊行することを願つた。本の住処に戻り、界を小さくしてよい。

根本有部律「破僧事」(大正24 p.202下) ; 世尊は王舍城・竹林園におられた。その時飢饉であったので、世尊は1人で安居された。

[3] 提婆達多の破僧に関連して、マガダの王位はビンビサーラ王から阿闍世王に移つた。それに連動してコーサラとマガダの関係も不穏になつたと原始聖典は伝えている。また『大般涅槃經』は阿闍世王はヴァッジ族の侵攻を恐れて、パータリピッタに城を建造していたといふ。

釈尊の活動も、世俗からの物質的経済的支援なしには運営できない教団も、こうした政治的状況に左右されざるを得ないわけであつて、そこで原始仏教聖典には所々に戦争などに関する記述が残されている。現時点では阿闍世王がビンビサーラ王を殺して王位を篡奪したのが成道何年であるかを知りえていないが、もしこの年を特定できれば釈尊の生涯や教団の形成史の相当部分を明確にすることができます。

このように釈尊当時の政治的状況が明らかになれば、本研究に資する部分が多い。原始仏教聖典が戦争や叛乱などの政治的状況に言及するものを紹介してみよう。

### [3-1] コーサラ国・波斯匿王 (Kosala・Pasenadi)

AN.010-030 (vol. V p.065) ; そのときコーサラの波斯匿王は戦いに勝つことを期待して戦場から帰つてきた (tena kho pana samayena rājā Pasenadi Kosalo uyyodhi-kāya nivatto hoti vijitasaṅgāmo laddhādhippāyo)。

増一阿含034-002 (大正02 p.690下) ; 是時波斯匿王隨寿在世後取命終、便立流離太子為王。

十誦律「尼薩耆027」(大正23 p.058上) ; 波斯匿王小国の反叛あり。

僧祇律「尼薩耆波夜提028」(大正22 p.322上) ; 波斯匿王の大臣・仙人達多は、反叛者の彌尼刹利 (Meni) を王の命で討伐することになる。彼は安居の餘り10日前に衣を布施したいと言う。

僧祇律「単提032」(大正22 p.352上) ; 比丘たちは余った食事を波斯匿王と彌尼刹利との戦いから帰つてきた兵隊に供養したので、賞金を貰つた。

Vinaya「波逸提048」(vol. IV p.104) ; そのとき拘薩羅王・波斯匿は軍隊を率いて出征せり。六群比丘は拘薩羅王波斯匿は軍隊を率いて出征するのを觀ようとしてやつてきた。王は非難し、世尊は律する。「出征軍を見るために行けば波逸提」

四分律「単提048」(大正22 p.669中) ; 「時王波斯匿土境民人反叛、時王自領六軍征

罰」。そのとき「出征軍を見るために行けば波逸提」と定められた。

五分律「墮045」（大正22 p.056上）；「爾時辺境有事、波斯匿王嚴四種兵欲往討伐」。

そのとき「出征軍を見るために行けば波逸提」と定められた。

十誦律「波逸提045」（大正22 p.101上）；「爾時波斯匿王有小國反起四種兵、象兵馬兵車兵歩兵集四兵已、王自往看鎧仗好不、兵人樂不、爾所軍衆能破敵不」。そのとき「出征軍を見るために行けば波逸提」と定められた。

僧祇律「單提055」（大正22 p.374中）；「爾時橋薩羅大臣名彌尼（Meni）刹利反叛、時波斯匿王集四種兵、選択良日与諸大臣椎鐘擊鼓欲往討伐」。そのとき「出征軍を見るために行けば波逸提」と定められた。

僧祇律「單提072」（大正22 p.383下）；そのとき舍衛城と毘舍離は険惡な関係にあつた。

根本有部律「波逸底迦045」（大正23 p.831上）；「時橋薩羅國辺隅反叛、勝光大王令一大將領兵征伐。其軍至彼遂被他降、如是再三皆被他破」。そのとき「出征軍を見るために行けば波逸提」と定められた。

根本有部律「波逸底迦047」（大正23 p.832中）；「同前辺隅反逆。王師既去令命給孤長者」。六群比丘は軍中に止宿して合戦などを見に行った。波逸提と定められた。

根本有部律「波逸底迦082」（大正23 p.873上）；「後於異時勝光王國辺隅反叛、王遣師伐被敗而帰。如是二三乃至七返、皆被他破遂北旋兵」。そのとき優陀夷は夜が明けないころから勝鬘（Mallikā）の所に行き、恥ずかしい姿を見てしまった。「門限を過ぎて後宮に入れば波逸提」と定められた。

十誦律「（比丘尼）僧殘008」（大正23 p.309下）；「波斯匿王有小國反叛約勒千闘將令往伐之即往伐破還」。そのとき「賊女を出家させれば僧殘である」と定められた。

四分律「（比丘尼）單提097」（大正22 p.746下）；「時王波斯匿辺界人民反叛」。六群比丘尼は遊行に出かけて乱暴された。波逸提と定められた。

四分律「（比丘尼）單提098」（大正22 p.747上）；「時波斯匿王界内人民反叛」。そのとき六群比丘尼はお構いなしに遊行にでた。「波逸提」と定められた。

十誦律「（比丘尼）波夜提097」（大正23 p.323上）；「爾時橋薩羅國主波斯匿王有小國反、王集四種兵、象兵馬兵車兵歩兵集四種兵已王自往伐」。そのときこの軍を見て年少の比丘尼たちが、長老比丘尼たちが止めるのも聞かず、「波斯匿王も、王子祇陀も、居士給孤独・尼師達多・富羅那も仏法を信じているから」と言ってついていき、兵のために乱暴された。

四分律「受戒犍度」（大正22 p.811下）；「於異時波斯匿王土界人民反叛即遣軍往伐、逆為彼所破重遣軍往復為彼所破」。そのとき官人を出家させてはいけないと定められた。

十誦律「臥具法」（大正23 p.246上）；「爾時橋薩羅國荒亂以怖畏故諸比丘多集一処安居結夏」。

四分律「比丘尼犍度」（大正22 p.928下）；「爾時王波斯匿辺國反叛人民散亂」。六群比丘尼たちは危険のおそれある場所に行った。賊たちがこれをもてあそんだ。「辺国の危険なところに行くべからず」と定められた。

Jātaka415 ‘Kummāsapinḍa-j.’ (vol. III p.406) ; 末利 (Mallikā) は16歳のある日のこと、花園に行って世尊に会い、食事を供養した。その時世尊は今日、拘薩羅 (Kosala) 国王と結婚するであろうと予言された。そのときコーサラ国王はマガダ国王の阿闍世と戦争して、負けて退却した。王は末利の膝で眠り、結婚することになった。末利は王に寵愛され、仏の保護者となった。

僧祇律「単提056」(大正22 p.374下) ; 「爾時橋薩羅国有刹利大臣名曰彌尼 (Meni) 叛逆不順。時波斯匿王遣大臣征人達多領四種兵欲往討伐」。「因縁あって軍中に2, 3泊するのはよいが、それを過ぎると波逸提」と定められた。

根本有部律「波逸底迦046」(大正23 p.831下) ; 「時橋薩羅國辺隅叛逆、王命討罰同前被破」。そのとき勝光王は給孤独長者を派遣することになった。「因縁あって軍中に2, 3泊するのはよいが、それを過ぎると波逸提」と定められた。

根本有部苾芻尼毘奈耶「(比丘尼) 僧伽伐尸沙010」(大正23 p.935下) ; 「時勝光王有大軍將名能執劍常出征伐」。その間に妻が浮気をして、帰ってこれを知り、勲功として厳しい処置をする許可を得た。妻は命ごいして7日の猶予を得たが、その間に吐羅難陀比丘尼が出家させてしまった。このことを勝鬘夫人に訴え、王に報告し、王は悩んだ。「賊女を出家させれば僧殘である」と定められた。

五分律「安居法」(大正22 p.129下) ; 舎衛城の人々が祇園精舎に渠を作つて通水しようとした。波斯匿王はこれを禁じた。ところが辺境に事があつて王が出兵している間に、外道たちが渠を作ろうとした。訴えるために7日外出してよい。

四分律「安居健度」(大正22 p.831下) ; 「爾時波斯匿王、辺国人民反叛、時王自領軍往討」。比丘らが辺国に行ったので、房舎が足らなくなつた。少ない房舎の分け方を定められた。

四分律「安居健度」(大正22 p.833下) ; 「爾時波斯匿王、辺国人民反叛、時王自領軍往討」。留守を預かった不信心な大臣が仏や僧に供養すべき衣食を横取りした。訴えるために雨安居中でも7日を限つて外出してよい。辺国が背いたので波斯匿王が出兵した。留守を預かった不信心な大臣が祇園精舎を穿ち渠を通じようとした。訴えるために雨安居中でも7日を限つて外出してよい。

十誦律「臥具法」(大正23 p.246上) ; そのときコーサラ国は荒乱し、鬪戦していた。

五分律「比丘尼法」(大正22 p.189下) - 「時波斯匿王辺境有事遣軍征之」。有信の兵は比丘に食を供養してから出かけようとした。そこへ鉢の中に胎児を入れて捨てようとしていた比丘尼と出会い、譏った。「比丘尼は乞食の時比丘と出会つたら鉢を見せなければならない」と定められた。

### [3-2] コーサラ (Kosala) とヴェーサーリ (Vesāli)

僧祇律「単提072」(大正22 p.383下) ; 「爾時舍衛毘舍離二国有嫌年年互相抄伐」。そのとき毘舍離人の盜賊が舍衛城に来て、人民のものを強奪していった。

### [3-3] コーサンビー・ウデーナ王 (Kosambī · Udena 優填王)

十誦律「波逸提082」(大正23 p.125下) ; 「爾時優填王有小国反叛」。王は城の後事を摩健提 (Māgandhiya) 婆羅門に託して出征した。婆羅門は阿奴跋摩 (Anopamā) の父親で、ここまで取り立てられたのは娘のおかげだと考えて、舍彌婆提 (Sāmāvatī)

の後宮を火事にさせて皆殺しにした。

[3-4] サーキヤ国 (Sākiya , Sakya , Sakkā 釈迦国)

Vinaya 「提舍尼004」 (vol. IV p.181) ; そのとき釈迦族の奴隸たちが反乱した (tena kho pana samayena Sākiyadāsakā avaruddhā hoti) 。釈迦族の女人は阿蘭若住処に食を供養しようとしたが、叛乱をおこした賤奴がこれを聞きつけ阿蘭若住処への途中にこれを襲った。人々は賊の出る僧園にて女人に危険を告げなかった比丘を非難した。

五分律「悔過004」 (大正22 p.073下) ; 「爾時諸釋五百奴叛」。比丘はこれを人々に伝えたので人々は来なかった。賊たちは逆恨みして比丘を殺した。「賊がいると云つてはならない。来るなどのみ云え」と定められた。

Jātaka536 ‘Kuṇāla-j.’ (vol. V p.412) ; 釈迦族とコーリヤ族がカピラヴァットウとコーリヤ市の中間を流れるローヒニー河の水の利権をめぐって争った。

[3-5] マガダ国・ビンビサーラ王 (Magadha · Bimbisāra 頻婆娑羅)

Vinaya 「第1大犍度」 (vol. I p.073) ; その時マガダのセニーヤ・ビンビサーラ王の辺国が反乱を起こした (tena kho pana samayena rañño Māgadhassa Seniyassa Bimbisārassa paccanto kupito hoti) 。「王臣を出家せしむべからず」という規則が制定された。

四分律「受戒犍度」 (大正22 p.779中) ; 「時摩竭王萍沙、備慮辺国遣人処処衛邏」

[3-6] マガダ国・阿闍世王 (Magadha · Ajātasatthu)

十誦律「(比丘尼) 波夜提098 (大正23 p.323中) ; 「爾時阿闍世王國界辺有小國反、集四種兵象兵馬兵車兵歩兵、集四種兵已王自往伐」。そのとき比丘尼たちは跋耆国 (Vajji) から王舎城に行くところであったが、この軍を見て年少の比丘尼たちが、長老比丘尼たちが止めるのも聞かず、「阿闍世王も阿婆跋陀童子も耆婆童子も阿盧那も仏法を信じているから」と言ってついていき、兵のために乱暴された。「波逸提」と定められた。

五分律「受戒法」 (大正22 p.116中) ; 阿闍世王に千人力士という名がつくほどの健将がいて、この人も出家した。王が出軍しようとしたときこの人がいない。官人を出家させてはならないと定められた。

DN.016 ‘Mahāparinibbāna-s.’ (vol. II p.72) ; そのとき、マガダ王であつて韋提希の子である阿闍世王はヴァッジ国を征伐しようとしていた (tena kho pana samayena rājā Māgadho Ajātasattu Vedehiputto Vajjī abhiyātu-kāmo hoti) 。世尊は七不退法等を説かれた。

長阿含002「遊行経」 (大正01 p.011上) ; 「是時摩竭王阿闍世欲伐跋祇」。世尊は七不退法等を説かれた。

白法祖訣「仏般泥洹經」卷上 (大正01 p.160中) ; 「時摩竭国王号名阿闍世与越祇国不相得欲往伐之」。世尊は七法等を説かれた。

失訣「般泥洹經」卷上 (大正01 p.176上) ; 「時摩竭王阿闍世与越祇不相得」。世尊は七法等を説かれた。

‘Mahāparinirvāṇasūtra’ (上 p.049) ; 是の時、摩竭國王であるヴィデーハ国王の娘

の子・阿闍世は、抜祇を伐たんと欲していた。世尊は七不退法等を説かれた。

中阿含142「雨勢經」（大正01 p.648上）；「爾時摩竭陀王未生怨鞞陀提子与跋耆相憎」。

世尊は七不衰法を説かれた。

根本有部律苾芻尼毘奈耶「（比丘尼）波逸提103（大正23 p.1003下）；「時未生怨王於廣巖城為大怨讐欲行討擊」。「國中の賊のいるところを遊行すると波逸提」と定められた。

根本有部律「波羅市迦004」（大正23 p.677下）；「時摩揭陀國未生怨王與廣巖城諸栗姑毘先有違逆。未生怨王乃嚴整四兵象馬車步、往仏栗氏國欲共鬪戰」。このとき兵が目連に予言を求めた。

十誦律「雜法」（大正23 p.283中）；仏は王舎城におられた。そのとき跋難陀釈子は王軍の將を度した。そのとき辺国に反乱があり、將がいないので王（王の名前は不明。とりあえず阿闍世として処理した）が怒った。

### [3-7] マガダ国とコーサラ国

五分律「墮066」（大正22 p.063中）；「爾時拘薩羅摩竭二国互相抄掠、二國中間道路斷絕」

Jātaka239 ‘Haritamāta-j.’ (vol. II p.237)；阿闍世が父ビンビサーラを殺す。ビンビサーラの妻（コーサラ王の妹？）は愛情から死ぬ。それから阿闍世とコーサラ王の間に戦が起こる。

Jātaka283 ‘Vadḍhakisūkara-j.’ (vol. II p.403)；阿闍世がビンビサーラを殺しコーサラ・デーヴィーも悲しみから世を去る。パセーナディ（波斯匿王）は自分の姉妹（コーサラ・デーヴィー）の死によって彼女の持参金だった迦尸（Kāsi）村を阿闍世に与えまいと思い、パセーナディと阿闍世の間で迦尸をめぐって争いとなる。最終的に戦争に勝ったパセーナディは娘ヴァジラ・クマリーを自分の甥にあたる阿闍世に与え迦尸村を持参金にした。

[4] 原始佛教聖典はそれがいつの出来事であったかということを示さないが、その場所は示されている。そしてその多くは「仏在舎衛國祇樹給孤独園」というように園林・精舎である。もちろん祇樹給孤独園は給孤独長者によって寄進されたのであるが、このようにその経が「釈尊が祇樹給孤独園におられたときのこと」というなら、原始佛教聖典の編集者たちはその経が、給孤独長者によって寄進された後の出来事であるとイメージしていたことになる。

そこで各地の園林・寺院がいつ寄進、建設されたのか、それにはどのような因縁があつたのかなどがわかれれば、1つ1つの聖典がイメージしている年代を推定することができる。以下に園林・精舎の建設・修復などに関する記事を国・都市別に紹介する。

### [4-1] アーラヴィー (Ālavī)

四分律「僧残006」（大正22 p.584上）；世尊は、私の房舎を作ることを許す。曠野国（Ālavaka）の比丘が大房舎を作ろうと、諸の居士に資材・人材などを要求するので、避けるようになる。時に、摩訶迦葉ら500人の比丘が、摩羯国（Magadha）より曠野城（Ālavī）に来る。城中で乞食をしようとするが、諸の居士が避ける。その時、世

尊も1250人の比丘らと共に羅闍城（Rājagaha）から曠野城へやってくる。摩訶迦葉は、当地の居士の様子を世尊に告げる。世尊は、1螺髻の梵志と摩尼撻大龍王（Manikānttha）の過去物語などを説いて不正に乞求することを呵責する。そして世尊は、学処「無主にして自のために房を作るときには規定の大きさを越えれば僧残」と制する。

五分律「僧残006」（大正22 p.013上）；阿荼脾邑（Ālavaka）の諸比丘が自らの房を作ろうと、資材・人材などを諸の居士に要求するので、居士らは避けるようになる。世尊は、祇洹から阿荼脾邑（Ālavī）へやってくる。大迦葉が乞食をすると、居士らが逃げる。大迦葉はその様子を世尊に告げる。世尊は、種々の過去物語を説いて不正に乞求することを呵責し、学処「無主にして自のために房を作るときには規定の大きさを越えれば僧残」と制する。

十誦律「僧残006」（大正23 p.020中）；阿羅毘（Ālavaka）の比丘は、房舎を作るのに、しばしば居士に資材・器具などを乞い、その作業に専念して読経・坐禪などが蔑ろにされていた。ある時、大迦葉が阿羅毘城（Ālavī）で乞食をすると、居士らが阿羅毘の比丘を非難した。大迦葉はそれを世尊に告げる。世尊は、「無主にして自のために房を作るときには規定の大きさを越えれば僧残」と制する。

僧祇律「僧残006」（大正22 p.279上）；諸比丘は曠野の中に500の私房を作ろうとしていた。営事比丘が房舎を作ろうとして諸の檀越を悩ます。舍利弗は、それを聞いて世尊に告げる。世尊は、営事比丘を呼び過去物語を説いて諫め、「無主にして自のために房を作るときには規定の大きさを越えれば僧残」と制する。

根本有部律「波逸底迦082」（大正23 p.885上）；世羅比丘尼（Selā）から妙音（Ghoṣīta）に預けられた紺容（Sāmāvatī）はきれいになり、マガダ国の影勝王（ビンビサーラ）からも、コーサラ国の勝光王（パセーナディ）からも、コーサンビーの明勝王からも、広嚴城（ヴェーサーリ）の栗姑毘（Licchavi）からも求められていたが、紺容は曠野手を選んだ。しかし曠野手は仏法を求めていたので結婚しなかった。しかし紺容の求めに応じて城外に寺院を建てて、死んで無熱天に生まれた。

十誦律「雜法」（大正23 p.278中）；世尊は阿羅毘国（Ālavī）に住しておられた。新しい僧伽藍が作られたが、地を掃くものがなかった。掃箒を作るべし。

十誦律「雜法」（大正23 p.280上）；世尊は阿羅毘国に住しておられた。新しい僧伽藍が作られたが、地を掃き、糞物を捨てるものがなかった。糞箕を作るべし。

十誦律「雜法」（大正23 p.278下）；世尊は阿羅毘国におられた。そのとき、新しい僧伽藍ができたが、日照りが続いて地が焼けついた。その後多いに雨が降り、地がどろどろになった。足踏みを作れ。優波離が材料について質問した。

十誦律「雜法」（大正23 p.284上）；世尊は阿羅毘国におられた。そのとき、新しく僧伽藍ができて經行処がなかった。作ってよい。

#### [4-2] ヴェーサーリ（Vesāli）

MN.052 ‘Āṭṭhakanāgara-s’（アッタカ城人経 vol. I p.349）；アッタカ城人居士ダサマ（Dasama）がパータリピッタとヴェーサーリの比丘を集めて供養。各比丘に各1衣を贈る。阿難に三衣。阿難の為に500僧房を建立。

AN.011-017 (vol.V p.342) ; 八城の居士第十(ダサマ Dasama)は所用でパータリップッタに来た。その時、鶏園の1比丘のところへ行って阿難の所在を聞く。比丘は阿難がヴェーサーリの竹林邑に居ることを伝える。彼は所用を済ませてから阿難のもとへ行く。八城の居士第十は阿難のために500の精舎を建立した。

増一阿含019-011 (大正02 p.596上) ; 菩婆婆利女 (Ambapālī) が菩婆婆利園 (Ambapālivana) を寄進する。 (※『大般涅槃經』の相應箇所と同じ内容になっている。『大般涅槃經』は省略した。)

根本有部律「泥薩祇波逸底迦019」 (大正23 p.743中) ; リッチャヴィ族 (Licchavi) の人々は、比丘らの居を見て、自分たちと同じ高さ6, 7重の房舎を造ったが、時経て壊れてきた。そこで彼等は、無尽物を施して建物を造営修復したいと施物をもって比丘らのところへ行く。世尊は、「若しサンガの為に營造する所あらんには無尽物を受けよ」、「若しサンガの為には応に利潤を求むべし」「……出息を作すべからず」「……交易を作すべからず」等と制する。

Vinaya 「葉犍度」 (vol. I p.230) ; 世尊はコーディガーマに随意の間住して後、ニヤーティカ一村に行かれ、那陀村ギンジャカーヴァサタに住された。アンババリーは食事を供養し、菩婆婆梨園を仏を上首とする比丘らに寄進した。それから世尊は大林・重閣講堂に住された。

五分律「衣法」 (大正22 p.135中) ; 『遊行經』に対応。阿范和利 (Ambapālī) は本福を為さんと欲して、毘舍離 (Vesāli) の諸の園觀中にて「第一」の園を世尊に寄進する。

Vinaya 「臥座具犍度」 (vol. II p.159) ; 祇園精舎を受けに舍衛城に行く途中でヴェーサーリに立ち寄る。ここでは大林重閣講堂が建造中であり、世尊はここに留まった。「營事を与えることを許す」。

#### [4-3] ヴェーランジャ一国 (Verañjā 毘羅然国)

十誦律「医薬法」 (大正23 p.187中) ; 阿耆達 (Agidatta) は、毘羅然国 (Verañjā) の王である。彼は、祇樹給孤独園におられる世尊に会いに行き、夏坐を請じる。それに応じて世尊は、500人の大衆とともに毘羅然国に至る。そこには精舎が無く、城北の勝葉波という名の林にとどまる。舍利弗は阿牟末迦山で、その他はここで雨安居を過ごす。波羅奈国 (バーラーナシー) 人の馬子、比丘等の飢餓するを知つて馬麥を給す。1女、請わざるに馬麥で乾飯を作る、請わざるに作るのはこの福無量。

#### [4-4] カーシ国 (Kāsi)

十誦律「安居法」 (大正23 p.173下) ; 世尊は舍衛城におられた。そのとき、迦夷國 (Kāsi) に象力という村があり、ここに憂田 (Udena) という富裕な居士がいた。僧のために僧坊を建て、招待したが雨安居中ということで来なかった。「7衆のために、7夜行くことを許す」

#### [4-5] カピラヴァットゥ (Kapilavatthu 迦維羅城)

MN.053 'Sekha-s.' (vol. I p.353) ; 「カピラヴァットゥの釈迦族に新たに会堂が建立されたばかりの時」という。

SN.035-202 (vol. IV p.182) ; 迦毘羅衛城なる釈迦族のために集会堂新たに建てられ

て未だ久しうからず、沙門婆羅門あるいは他の何人もこれに住みたるものあらざりき。世尊にまずこれを使ってもらうことを願う。

根本有部律「泥薩祇波逸底迦029」（大正23 p.757上）；釈迦の販葦人聚落、1長者は、ある比丘のために1住処（寺）を作った。その寺に別人である具寿羅怙羅（Rāhula）がときどき住んでおり、長者は彼に施していた。ある時羅怙羅は、しばらく用事があってその寺を去り、室羅伐城（倉衛城）に行った。再び羅怙羅が戻ったとき、長老が「寺をサンガに寄進した」と言っているのを聞いて、どのようにしたらよいか、世尊のもとに行って尋ねる。世尊は、彼に「長者、自分に身語意に不善処あるを見て嫌賤を生ぜりや」と聞くように教える。

五分律「衣法」（大正22 p.140下）；舍夷国は一切異姓と婚姻しなかった。波斯匿王は兵強を恃んで、釈迦族の娘との結婚を求めたのに対し、1好婢をあてがった。そして琉璃（Vidūdabha）が生まれた。8歳の時、釈摩南について射を学ぶために遊学した。その時諸釈は新に大堂を造ったところで、仏及び諸弟子に供養した後、中に入るつもりであったが、琉璃は眷族とともに忽ちに入って遊戯した。釈迦族はこれを見て下賤の婢子と蔑んだ。射法を学んで倉衛城に帰り、王位を継いだ。そして釈迦族を討たんとしたが、世尊が舍夷樹下に座して、王を待ち、これを阻んだ。ついには諦め、王、釈迦族を滅ぼす。（「釈摩南（Mahānāma）は琉璃王の所に到るに、琉璃王は外家公（外祖父）を以て」話しかける）。釈摩南、入水自殺する。琉璃王は眷族と共に船に乗り阿夷河（Aciravati）に入ったが、7日して船が転覆して1時に死尽した。

「優婆塞に衣を貸すこと」「貸す（借りる）を許す…」

根本有部律「泥薩祇波逸底迦004」（大正23 p.718上）；淨飯王は、世尊の帰城に当たって、城外の阿羅若処屈路陀林（Nyagrodha）に逝多林と同じ16大院・60房を造作させる。世尊は尊者・橋陣如（Añña-kondañña）、高勝、婆瑟波、大名（Mahā-nāma）、無滅（Anuruddha）、舍利子、大目連、迦摶波、名称（Yasa）、円満らとともに帰城される。

#### [4-6] コーサラ国（Kosala 橋薩羅）

四分律「単提法031」（大正22 p.654下）；世尊は倉衛城・祇園精舎におられた。そのときコーサラ国に比丘の住所のない村があり、ある居士がそこに住所を作つて、ここに住するものは1食（1宿）だけ食してよいと定めた。そこへ六群比丘がやってきて、食があると云つて住み着いてしまつた。非難が生じた。「1住所で1食以上食すると波逸提」。その村へ舍利弗がやってきて、1食を食したが病気になって動けなくなつた。「病気の場合は除く」。

十誦律「波逸提032」（大正23 p.089中）；世尊は倉衛城におられた。そのときコーサラ国の居士たちが福德舎を作つて、沙門たちを接待した。そこへ六群比丘がコーサラ国から倉衛城へ行こうとしてやってきて、食があると云つて住み着いてしまつた。非難が生じた。「1福德舎で1食以上食すると波逸提」。

十誦律「（比丘尼）僧残007」（大正23 p.309上）；世尊は倉衛国におられた。そのとき比丘たちは婆祇多城の近くに僧坊を建てた。ところがこれは町中でうるさかったので、安闍那という長者が阿闍那林中に僧坊を立てて寄進した。諸比丘尼たちがコーサ

ラ国を遊行して舍衛国に至り、婆祇多城にきて、比丘が捨てた僧房を使うことの許可を得た。ところが僧房主が死んだということで、その子たちが財産分けをしており、争いとなつた。比丘尼のうち修目併という比丘尼は居士とけんかし、居士に打たれたので、官に訴えでた。官は居士の手を切る刑に処した。非難が生じた。世尊は「訴訟すべからず」と制する。

Vinaya 「入雨安居犍度」 (vol. I p.139) ; コーサラ国にウデーナという優婆塞があり、サンガのために精舎を建立した。「もし 7 種の人より、7 日間の所用のために使いを受ければ、行くことを許す」。

#### [4-7] コーサンビー (Kosambi 橋賞弥)

根本有部律「波逸底迦082」(大正23 p.882上) ; 俱舎弥国 (Kosambi) に善財という長者があり、声が良いので妙音 (Ghosīta) と呼ばれていた。王はその人柄を見込んで大臣とした。あるとき南方から世尊の評判を聞いて、祇園精舎の世尊に会いに沙門たちがやって来る途中で妙音の義堂 (布施するための建物) に泊まった。3ヶ月の雨期を過ごした後、彼らは一緒に給孤独長者の所へ行き、説法を聞いて世尊をコーサンビーに招待した。世尊は大准陀 (Mahācunda) に宮事を任命して妙音園 (Ghosītarāma) にヴィハーラができたとき、世尊は行って「7 福業事」と「7 無事福業」を説かれた。Jātaka353 ‘Dhonasākha-j.’ (vol. III p.157) ; 菩提王子がコーカナンダという宮殿を造らせた。「他の国王にもこのような宮殿をつくるかも知れない」と考えて大工の目をえぐりとった。

四分律「僧残007」(大正22 p.586中) ; 尊者闍陀 (Channa) は、優填王 (Udena) から精舎を寄進したいとの意向を受け、拘睞彌城 (Kosambi) 近くのニグローダ神樹を切り倒して大屋を作る。諸の居士、諸の比丘は、これを見て呵し、世尊に告げる。世尊は、学処「有難処・無行処に比丘の指示なしに大精舎を作れば僧残」と制する。

五分律「僧残007」(大正22 p.014中) ; 闍陀 (Channa) 比丘は、諸人の精舎の寄進の申し出に、神樹を切ってそこに建立しようとした。諸の長老比丘は、これを聞いて呵責し、世尊に告げる。世尊は、学処「有難処・無行処に比丘の指示なしに大精舎を作れば僧残」と制する。

十誦律「僧残007」(大正23 p.021中) ; 闍陀 (Channa) 比丘は、多知識の故に、神樹を切って大房舎を作った。諸人は非難する。世尊は、学処「有難処・無行処に比丘の指示なしに大精舎を作れば僧残」と制する。

僧祇律「僧残007」(大正22 p.279上) ; 拘睞彌城 (Kosambi) の 500 の比丘は、私房を作っていたが、闍陀比丘 (Channa) だけには作ってくれる人がいなかった。そこで彼の施主である阿跋吒は、500 金銭を寄進する。闍陀比丘は、金銭が足りずに房舎を作るに薩羅林樹を切った。それを聞いた世尊は、諸比丘に闍陀比丘の因縁譚 (伽尸国の鏡面Ādāsamukha王子) を語った。世尊は、拘舍彌城に依止する比丘を集めて、学処「有難処・無行処に比丘の指示なしに大精舎を作れば僧残」と制する。

根本有部律「僧伽伐尸沙007」(大正23 p.689上) ; 六群比丘は、寺を建立しようと闍陀 (Channa) に話を持ちかける。そこで闍陀は、サンガのための住処を王の所有地に營造しようとして、王に造立する許可を得る。許可を得た六群比丘は、その土地にあ

った形勝の大樹を切ったので、諸人が非難した。世尊は、学処「有難処・無行処に比丘の指示なしに大精舎を作れば僧残」と制する。

Vinaya 「波逸提019」 (vol.IV p.047) ; 世尊はコーサンビー・瞿師羅園におられた。

そのとき檀越大臣は闡陀 (Channa) のために精舎を作ったが、闡陀が茅を3度も葺き壁を4度も塗ったところ精舎は（重みで）倒れてしまった。世尊は「4重以上に覆えば波逸提」と制する。

四分律「单提法020」 (大正22 p.647上) ; 世尊はコーサンビー・瞿師羅園におられた。

そのとき闡陀は精舎を作ったが、闡陀が茅を3度も葺き壁を4度も塗ったところ精舎は（重みで）倒れてしまった。世尊は「4重以上に覆えば波逸提」と律する。

五分律「墮019」 (大正22 p.044下) ; 世尊はコーサンビーにおられた。そのとき闡陀 (Channa) は精舎を作ったが、闡陀が茅を3度も葺き壁を4度も塗ったところ精舎は（重みで）倒れてしまった。世尊は「4重以上に覆えば波逸提」と制する。

十誦律「波逸提020」 (大正23 p.080上) ; 世尊はコーサンビーにおられた。そのとき闡陀 (Channa) は精舎を作ったが、闡陀が茅を4度も葺き壁を4度も塗ったところ精舎は（重みで）倒れてしまった。世尊は「4重以上に覆えば波逸提」と律する。

僧祇律「单提020」 (大正22 p.345上) ; 世尊はコーサンビーにおられた。そのとき闡陀 (Channa) は精舎を作ったが、闡陀が王の力に頼ってまでして、茅を3度も葺き壁を4度も塗って、周りの草を殺した。世尊は「4重以上に覆えば波逸提」と制する。

根本有部律「波逸底迦020」 (大正23 p.789下) ; 世尊はコーサンビー・瞿師羅園におられた。そのとき六群比丘は他の寺を象馬の小屋のようだと軽蔑した。そこで比丘たちは自分では石1つも安置できないくせに、と言い返した。そこで難陀 (Nanda) と優波難陀 (Upananda) は、6人と相談して立派な寺を造ろう、ということになった。ところで闡陀 (Channa) もまた大寺を造ろうとしていた。しかし目ぼしい資産家は、すでに馬勝 (Assaji) 、吠陀羅、婆渢 (Vappa) 、大名 (Mahānāma) 、満慈 (Puṇṇa-mantāniputta) 、無垢 (Vimala) 、牛王 (Gavampati) 、舍利弗、大目連の檀越になっていた。そこで1人の長者のところに行き、敬信を生じさせて、寺を造ることになり、サンガに営事人を指名してくれと頼んだ。舍利弗はわたしはかつて祇園精舎を作った。大准陀 (Mahācunda) はこの瞿師羅園を作った。あなたが作れということになった。世尊は六群比丘・闡陀の作った寺は崩れると観察され、阿難にそれでは檀越が悲しむと、比丘たちに修繕させるよう命じたが、その夜大雨が降って崩れてしまった。

四分律「单提法019」 (大正22 p.646中) ; 世尊はコーサンビーにおられた。そのとき闡陀 (Channa) は大屋を建てていて、虫のいる水を泥に混ぜた。「波逸提」と制された。

十誦律「波逸提019」 (大正23 p.079下) ; 世尊はコーサンビーにおられた。そのとき闡那 (Channa) は大屋を建てていて、虫のいる水を泥に混ぜた。「波逸提」と制された。

根本有部律「波逸底迦019」 (大正23 p.789下) ; 世尊はコーサンビー・瞿師羅園におられた。そのとき闡那 (Channa) は大屋を建てていて、虫のいる水を泥に混ぜた。

「波逸提」と制された。

根本有部律「波逸底迦082」（大正23 p.880下）；大迦多演那（Mahākaccāna）は天女たちをつれて大聚落に留まり、そこで寺院と神廟と銅蓋制底（今に残る）を建てさせ、更に旅を続けた。その途中の国々を濫波（Lambhakapāla）と呼び、紺顔を立てて王とした。

十誦律「（比丘尼）波夜提153」（大正23 p.340上）；世尊がコーサンビーにおられたとき、迦留羅提舍（Katamorakatissaka）比丘が死んだ。この人には偷蘭難陀、周那難陀、提舍、優婆提舍、提舍域多、提舍羅那、提舍叉多の7人の姉妹比丘尼がいて葬式をし、骨を拾って塔を建てた。そのとき迦陀という1人の比丘が和耆国から維耶離に行こうとする途中にこの塔を見て、あの凡夫人に塔を建てる資格はないと壊してしまった。姉妹の比丘尼たちが縛り上げようと綱を用意しているのを見た優波離は迦陀比丘に知らせ、比丘は神通力で姿を隠した。「比丘尼が問わないで比丘の住所に入つたら波逸提」。

#### [4-8] サーヴァッティ（Sāvatthi 舎衛城）

五分律「安居法」（大正22 p.129中）；舎衛城に憂陀延という優婆塞があり、サンガのために房を建立した。「もし7種の人より、7日間の所用のために使いを受ければ、行くことを許す」。

別訳雜阿含186（大正02 p.440中）；世尊は王舎城・竹林におられた。そのとき須達長者（Anātapiṇḍika）は因縁あって、護弥長者のところに滞在していた。夜も寝ないで騒がしいので、結婚式か頻婆娑羅（Bimbisāra）王を招くのかと質問した。仏の名を聞いて身の毛がよだつた。夜の明けやらないのに世尊に会いに行って、説法を聞いて須陀洹果を得、舎衛国に招待したが、僧房があるかということであったので、作るからといって招待が受理された。

別訳雜阿含256（大正02 p.463中）；世尊は舎衛城・祇樹給孤独園におられた。そのとき諸大声聞はそれぞれ庵窟を作つて住していた。すなわち、矯陣如（Aññakondañña）・頗発（Vappa）、耆賢（Assaji）、跋溝（Baddiya）、摩訶南（Mahānāma）、耶舍（Yasa）、那毘摩羅（Vimala）、牛呵（Gavampati）、尊者・舍利弗、目連、摩訶迦葉、摩訶俱絺羅（Mahākotṭhita）、摩訶劫賓那（Mahākappina）、尊者・阿那律（Anuruddha）、尊者・難陀迦、尊者・鉗比羅（Kambila）、耶舍睂羅俱毘訶、富那、拘毘羅、拘婆尼泥迦他毘羅である。月の15日布薩であったので、尊者・婆耆奢は偈をとなえた。

Jātaka037 ‘Tittira-j.’ (vol. I p.217)；給孤独長者が精舎を建立し使者が世尊の許へ派遣されたとき、世尊は王舎城から出かけて吠舍離に到着され、そこで欲するままに逗留されてから舎衛城に行こうとしてその途にお進みになった。

根本有部律「波羅市迦003」（大正23 p.666上）；信心の篤い長者が唯一寺を造り、所有福業は皆その中にあった。1人の賊がやって来て、比丘にその財の有り様を尋ねると、事細かに教えてくれた。後日、仲間の盜賊と連れ立つて、財を奪った。「凡そ夜中に於ては未だ善く諳識せざらんには、應にたちまち與に門を開くべからず。可しく種族名字を問うて、若し體悉せんには方に為に門を開くべし」。

十誦律「波逸提011」（大正23 p.074下）；世尊が舍衛国におられたとき、1摩訶盧（Mahallaka）比丘がいて、大工の出身であった。そこで大房舎を作ろうと樹木を切った。樹神が住処を奪うと抗議した。鬼村種子を破壊すると波逸提。

根本有部律「波逸底迦011」（大正23 p.775下）；世尊は舍衛国・祇園精舎におられた。そのとき1人の莫訶羅（Mahallaka）比丘が大寺を建てるために大樹を伐った。樹神が抗議した。伐ってはいけないと教えられたが、まだ制戒されなかった。

五分律「墮016」（大正22 p.043中）；世尊は舍衛国におられた。そのとき十七群比丘は新しく房舎を作った。そこへ六群比丘がやってきて、共住すると十七群比丘は慚愧あり、戒法を学ぶもので、夜も寝ないで坐禪するから、自分たちの悪行を気づかれてしまうことを恐れて、強引に追い出した。波逸提と定められた。

根本有部律「波逸底迦027」（大正23 p.807上）；世尊は祇園精舎におられた。難渡河という河があり、その向こうに白鶴村という村があって、その長者が大寺を造立したので、施与があった。

僧祇律「単提031」（大正22 p.351中）；世尊は舍衛城におられた。そのとき居士たちが福德舎を作り、沙門たちを接待した。そこへ安居を終えたある比丘が舍衛城に行こうとしてやってきて、食があると云つて住み着いてしまった。非難が生じた。「1福德舎で1食以上食すると波逸提」。

五分律「墮069」（大正22 p.065中）；そのとき毘舍併鹿子母（Visākhā Migāramātā）は親戚一同でピクニックに出かけたが、こんなことをしているよりも祇樹給孤独園に行って聞法しようと考えた。そこで門のところで宝石類を外して世尊に会ったが、帰りに忘れていた。舍利弗がこれに気づいた。世尊の命でこれを届けたが、すべてを四方サンガに布施する、これで寺院を造ってくださいということになった。

根本有部律「（比丘尼）波羅市迦005」（大正23 p.929上）；比丘尼たちは町の十字路などで坐禪した。悪い男達に悩まされた。「尼寺に置け」。城中に毘舍併があって寺を造った。珠髻難陀比丘尼がこの毘舍併に横恋慕し、誘惑した。

四分律「（比丘尼）僧残004」（大正22 p.718中）；世尊が舍衛国・祇園精舎におられたとき、ある居士が比丘尼サンガに精舎を寄進して死んだ。比丘尼たちはその精舎を捨てて他に移り住んだので、その子が畑として耕した。比丘尼たちが訴訟した。すべて官に没収された。コーサラの波斯匿王の小婦がサンガに精舎を寄進した。比丘尼たちはその精舎を捨てて他に移り住んだので、波斯匿王の小婦は精舎を女梵志に寄進した。訴訟となった。官に没収された。世尊は「訴訟すべからず」と制する。

五分律「（比丘尼）僧残007」（大正22 p.080中）；1人の長者が宅を比丘サンガに寄進した。比丘サンガはこれを比丘尼サンガの安陀林と交換した。比丘尼サンガには後に末利夫人（Mallikā）から王園（Rājakārāma）を寄進されたので、比丘尼たちは宅を壊して王園に建て替えた。長者の子はもう不要になったと畑にした。比丘尼たちは官に訴えた。世尊は「訴訟すべからず」と制する。

根本有部律「（比丘尼）波逸底迦134」（大正23 p.1009下）；そのとき吐羅難陀比丘尼（Thullanandā）は寺を造ったが、近くにもう1人の尼が住んでいて、憤んだ。「波逸提」と制された。

十誦律「雜法」（大正23 p.278中）；世尊は舍衛国におられた。そのとき末利夫（Mallikā）は講堂を造り、種々に莊嚴してサンガに寄進した。受けてよい。鳥が入ってきて坐禅を妨げた。欄楯を作れ。網を作れ。優波離が材料について質問した。

十誦律「雜法」（大正23 p.279上）；世尊は舍衛国におられた。そのとき、跋提長者（Bhaddiya）は大僧房を作り、さまざま色で彩色してサンガに寄進した。許す。

Vinaya「臥座具犍度」（vol. II p.154）；給孤独長者は所用で王舍城に来ていて、初めて「仏陀が世に出た」ことを聞く。世尊を尋ね、法眼淨を得て優婆塞となる。給孤独長者は舍衛城において自分の雨安居を受けられることを乞う。給孤独長者は舍衛城に帰る途中で、仏が世に出たことを宣伝し、僧園を造り、精舎を建て、布施を設けることを説きながら帰る。帰って、都邑より遠からず、近くに過ぎず、坐禅に適するジェータ王子の園を金を敷き詰めて買い取り、精舎を建てる。しかし小空地分の金が足らなかつたが、これはジェータ王子が寄進して門屋を建てた。給孤独長者はそこに、精舎・房・門屋・勤行堂・火堂・食厨・廁房・經行処・井戸・井堂・暖房・暖房堂・小池・廷堂をつくった。

十誦律「臥具法」（大正23 p.243下）；世尊は王舍城におられた。そのとき舍衛国の給孤独長者が少因縁があつて王舍城に来て、1人の居士の家に泊まった。仏が出られたことを聞いて、寒林（Sitavana）の世尊を訪ね、法眼淨を得て、優婆塞となり、舍衛国において夏安居を過ごされる事を要請する。世尊は僧坊を作ることを条件に承諾される。居士は竹林園の講堂・温室・食堂・作食処・門屋・坐禅処・廁処を視察して帰った。僧坊師として舍利弗が派遣される。この間に、王舍城の門に住んでいる天の話がある。この天は昔王舍城において舍利弗・目連の教えを受けて、四王天に生まれることができたので、この門に止まっているのだという。

十誦律「臥具法」（大正23 p.244下）；給孤独長者は舍利弗を師として、祇陀林（Jetavana）に16大重閣と60窟屋を作った。

僧祇律「雜誦跋渠法」（大正22 p.415中）；世尊は王舍城・尸陀林におられた。そのとき城中に鬱虔という居士があり、世尊を食事に招待していた。舍衛城には阿那邠坻（給孤独長者）という居士があつて、この居士と昵懃であったので、その家に来ていた。そして白淨王（Suddhodana）の子が出家して仏となつたことを聞く。そこで世尊に会いに行き、舍衛城に精舎を建立して、仏及び僧を招待することを申し出、受けられる。そこで長者は1比丘を派遣されるように要請し、仏は舍利弗・目連を派遣して、精舎建設の任に当たらせる。これは「毘羅經」の中に詳しく述べられている。

Vinaya「臥座具犍度」（vol. II p.163）；給孤独長者、祇園精舎を四方サンガに寄進する。

四分律「房舍犍度」（大正22 p.941中）；世尊は毘舍離から跋闍國を経て舍衛国に至られた。給孤独長者は祇園精舎を世尊及び四方サンガに寄進された。

四分律「房舍犍度」（大正22 p.943上）；世尊は舍衛城に住しておられた。そのとき阿難は別房を得た。蓄えることを許す。そのとき羅睺羅は那梨林に住んでいた。ある居士が房舎を作つて彼に施した。羅睺羅が人間に遊行している間に、居士はサンガに布施しなおしてしまつた。摩竭提の遊行から帰つて、これを知り抗議した。これは非

法施である。

五分律「臥具法」（大正22 p.168上）；そのとき舍利弗は毘舍佢母（Visākhā Migāramatā）のために經營して新大堂を作った。毘舍佢母は穀米を持ってきて四方サンガに施与したが誰も食べなかった。「食べてよい」と制された。

僧祇律「雜誦跋渠法」（大正22 p.443下）；世尊は舍衛城に住しておられた。僧地に空き地があつて、ある長者がサンガのために房を作ろうと申し出た。ところがなかなか作らなかつたので、別の居士に作らせた。断りなくそうすれば越毘尼罪である。

十誦律「雜法」（大正23 p.299上）；仏は舍衛国に在しき、祇洹（Jetavana）を新造し已り諸居士供具を辦じ、多くの比丘達がやって來た。

十誦律「比丘尼法」（大正23 p.293下）；世尊が舍衛国におられたとき。比丘尼が放牧人に依つて住していた。うるさくて禪定できなかつた。ある居士が房舎を建ててやろうといった。まだ許されていないからと断つた。「比丘尼が僧房を建てる事を許す」。

Vinaya 「（比丘尼）波羅夷005」（vol.IV p.211）；ミガーラ（Migāra）の孫なるサークハ（Sālha）は比丘尼サンガのために精舎を作ろうと欲する。そのときナンドー比丘尼、ナンドヴァティー比丘尼、スンダリーナンダー比丘尼、トゥッラナンダー比丘尼が出家した。営事監督を選出してほしいと比丘尼サンガに打診するとスンダリーナンダー比丘尼を選出した。工事が始まるとミガーラの孫なるサークハとスンダリーナンダー比丘尼は慕いあうようになつてしまい、染心をもつてその体にふれあつた。世尊は制する。

#### [4-9] 西方

雜阿含311（大正02 p.089中）；富樓那（Pūṇa）は生國の西方輸廬那（Sunāparanta）に帰り500の優婆塞のために説き500の僧伽藍を建立し、無余涅槃に入る。

#### [4-10] パーヴァー（Pāvā 波婆）

DN.033 ‘Saṅgīti-s.’（等誦経 vol. III p.207）；この時、恰も、波婆（Pāvā）の末羅族（Malla）らはウッバタカと名づくる新公会堂を建てゝ久しからず、而も未だ曾て、沙門、婆羅門、乃至何なる人性も、これに任せしことあらざりき。この時、恰も、尼乾子が波婆に於て死して間無し。諸々の尼乾の徒は分裂して2派となる。

#### [4-11] パータリップタ（Pāṭaliputta）

MN.094 ‘Ghoṭamukha-s.’（瞿哆牟伽経 vol. II p.157）；Ghoṭamukhaがパータリップタにサンガの講堂Ghoṭamukhiを造営する。（釈尊の入滅後か？）

#### [4-12] バッガー国（Bhaggā）

MN.085 ‘ Bodhirājakumāra-s.’（vol. III p.091）；ボーディ王のコーカナダという客殿が建設されてまもないころ。

五分律「衆学051」（大正22 p.074中）；世尊は婆伽国（Bhaggā）に500人の比丘とともに遊行され、首摩羅山（Sumsumāragira）の恐怖林（Bhesakalā）に住された。そのとき菩提王太子（Bodhi）はこの山に新しい講堂を建てたので、世尊に最初に入つてもらって安穩を得たいと考えた。世尊はお入りにならなかつた。阿難は雑色衣を取つたのでお入りになった。

Vinaya 「小事犍度」 (vol. II p.127) ; 世尊は随意の間ヴェーサーリに住された後、バッガ (Bhaggā) 国に向かって遊行され、スンスマーラギラ (山) (Sumsumāragira) ・ベーサカラーヴァナ (Bhesakalāvana) ・鹿野園に住された。その時菩提王子 (Bodhi) はコーカナダという堂を建設して間がなく、まだ誰も中に入った人がいなかった。そこで王子はサンジカーピッタ (Sañjikāputta) に命じて、世尊を招待し、布を敷いて待ったが、世尊は阿難を顧みられて布を踏まれなかった。「布衣を踏むべからず」。

十誦律「雜法」(大正23 p.271下) ; 世尊は波伽国 (Bhaggā) に遊行され、失守羅 (Sumsumāragira) ・毘舍藍密伽藍 (Bhesakalāvana) に住された。そのとき菩薩王子の家に鳩摩羅という新しい堂ができ、沙門・バラモンはまだ中に入ったことがなかった。そこで世尊に最初に入ってもらおうと、薩若瞿妬路摩牢 (Sañjikāputta) に命じて布を敷かせ、仏を招待した。世尊は招かれてやってきたが、阿難に布をとらせ、布を踏めば悪作と定められた。

[4-13] ラージャガハ (Rājagaha 王舎城)

十誦律「雜法」(大正23 p.276下) ; 瓶沙王は竹園中に、500の僧坊を起こし、できたものもできないものもある途中で死んだ。そこで阿闍世王がお金を寄付して完成了。しかし戒壇が無かったので、住む者が無かった。

Jātaka026 ‘Mahilāmukha-j.’ (vol. I p.185) ; 阿闍世は提婆達多のために伽耶斯舍 (Gayāsīsa) に精舎を建立させて日々供養した。

Jātaka150 ‘Sañjīva-j.’ (vol. I p.508) ; 阿闍世王は提婆達多のために象頭山 (Gāyāsīsa) に精舎を建立し、父王を拭逆した。阿闍世王は提婆達多が大地に飲まれたと聞いておそれを抱く。耆婆 (Jivaka) のとりなしで世尊に会う。世尊が沙門果経を説かれた。

根本有部律「波羅市迦002」(大正23 p.651上) ; 頻毘娑羅 (ビンビサーラ) 王は、世尊のもとで教えを聞いた後、畢隣陀婆蹉 (Pilinda-vaccha) の住所に至ると、彼が自分の房を修理していた。王は彼のために給事人を提供することを約す。しかし畢隣陀婆蹉が要求しないので、彼の弟子が王にそのことを告げる。王は500人の淨人を提供する。また淨人房を造る。

Vinaya 「捨墮023」(vol. III p.248) ; ピリンダヴァツチャ (Pilindavaccha) は王舎城に窟住処を作らんとして山窟を清掃していた。それを見たビンビサーラ王は清掃人を与えることを約束したが、ずっと忘れてしまっていた。そこで500人の清掃人を与えた、畢陵伽村 (淨人村) ができた。

四分律「受戒犍度」(大正22 p.798中) ; マガダ国王ビンビサーラは竹林園を施し、精舎を立てようと思った。世尊はこれを仏および四方サンガとして受けられた。

五分律「受戒法」(大正22 p.110上) ; マガダ国王ビンビサーラは竹林園を施し、世尊はこれを四方サンガとして受けられた。

十誦律「雜法」(大正23 p.276下) ; 世尊は王舎城におられた。そのとき跋提長者が大僧房を作ったが、上を覆わなかつたので、房舎が漏つた。覆うべし。

十誦律「雜法」(大正23 p.276下) ; 世尊は王舎城におられた。そのとき跋提長者が

大僧房を作ったが、地を覆わなかつたので、塵土がでた。覆うべし。

十誦律「雜法」（大正23 p.287上）；世尊は王舎城におられた。そのとき跋提長者が種々に莊嚴した僧伽藍を寄進した。受けてよい。

Vinaya「臥座具犍度」（vol. II p.146）；世尊は王舎城・竹林精舎におられた。その時竹林精舎には、建物が建てられていなかつた。そこで比丘たちは早朝に阿蘭若からやつて來た。それを見た王舎城の長者は比丘たちに「精舎」の寄進を申し出たが、世尊がまだ許されないというので受けなかつた。そこで世尊は5種の房舎を許された。長者は1日に60の精舎を建てた。

四分律「房舎犍度」（大正22 p.937上）；世尊は王舎城に住しておられ、王瓶沙（ビンビサーラ）に説法された。そのとき比丘たちは耆闍崛山（Gijjhakūṭa-pabbata）から、王舎城に乞食に來た。大長者は比丘たちにどこに住んでいるのか、と尋ねた。比丘たちは山窟中、水辺、樹下、石辺、草上に住んでいると答えた。長者は房舎を作れば、受けてくれるかと尋ねた。世尊はそれを許されていない、と答えた。そこで房舎を作ることを許された。瓶沙王は世尊が房舎を許されたと聞いて、迦蘭陀竹林園に大講堂を作つた。またある檀越は樓閣舎を作り、ある檀越は、如象形房を作り、ある檀越は種々の房を作つた。仏および四方サンガに寄進した。

五分律「臥具法」（大正22 p.166中）；世尊は王舎城におられた。そのとき頗髀比丘は世尊の侍者であったが、王舎城に乞食に出たときある長者が彼の威儀がただならぬのを見て感心し、どこに住しているのかと尋ねた。阿蘭若処、山巖、樹下、露地、塚間であると答える。長者は房舎を作れば、受けてくれるかと尋ねた。世尊はそれを許されていない、と答えた。そこで房舎を作ることを許された。

十誦律「臥具法」（大正23 p.243上）；世尊は波羅捺国（Bārāṇasī）に住しておられた。そのとき五比丘は世尊にわれわれはどこに住すべきかと尋ねた。山巖、竹林、樹下に住すべきであると答えられた。そのとき跋提居士は早朝に王舎城を出て、竹林園の世尊に会いに行く途中で、比丘たちに会い、どこに住しているのかと尋ねた。山巖、竹林、樹下に住していると答えた。長者は房舎を作れば、受けてくれるかと尋ねた。世尊はそれを許されていない、と答えた。そこで房舎を作ることを許された。

四分律「房舎犍度」（大正22 p.936下）；そのとき王舎城の長者は世尊が房舎を許されたと聞いて耆闍崛山に60の別房を作つて、仏及び四方サンガに寄進した。

五分律「臥具法」（大正22 p.166中）；王舎城の長者は法眼淨を得て、優婆塞となり、その日に60の房舎を作つて園と房舎を四方サンガに寄進した。

Vinaya「臥座具犍度」（vol. II p.154）；そのときマガダ国（ビンビサーラ）はサンガのために、石灰土に塗つた殿楼を作ろうとした。比丘たちは屋蓋を作つてよいかどうか判らなかつた。5種の屋蓋を許す。瓦壁、石屋、石灰屋、草屋、葉屋である。

十誦律「臥具法」（大正23 p.248上）；世尊は王舎城に住しておられた。そのとき跋提居士が重閣重大なる僧房を作つた。そのとき長老上座はこの重閣を捨てて小房に移つた。客比丘がやってきて重閣には上座が住んでいるだろうと、小房を尋ねると上座が住んでいるので、門屋に泊まつた。「知敷臥具人を選べ」。

十誦律「臥具法」（大正23 p.250下）；世尊は王舎城に住しておられた。そのとき、

ビンビサーラ王はしばしば竹園を尋ねていた。あるとき、摩訶迦葉はどこにおられるかと尋ねた。耆闍崛山上で、泥を踏んでいると答えた。作人を与えると約束したが、大臣がその実行を忘れた。500日を経過した。王は500人の淨人を与えた、淨人聚落ができた。「使淨人主を立ててよい」。

十誦律「比丘尼法」（大正23 p.294上）；世尊が王舍城におられた。ある比丘尼たちが助提婆達多比丘尼たちと共に住していき悩まされた。「比丘尼が別の房舎を作ることを許す」。

[4-14] ラージャガハ（王舍城）からサーヴァッティ（舍衛城）の中間

十誦律「臥具法」（大正23 p.244中）；王舍城の用件を済ませた給孤独長者は、舍衛国に帰る途中、仏のために講堂・温室・食堂・食厨・洗浴処・門屋・大小便処を作る事を宣言し、世尊が宿泊されるべき場所で、半由旬ごとに、僧坊を興した。

[5] 律藏の「受戒犍度」の冒頭は「仏伝資料」として有名であるが、これは釈尊教団の中での出家得度の制がどのように整えられていったかを述べたものである。それによると初転法輪において弟子となった五比丘は「善来戒」が具足戒であり、その後に出家したヤサは「三帰依」が具足戒であり、その後弟子がそれぞれ各自その弟子たちを出家得度させることを許されて、その後に「白四羯磨」による出家受戒制度が整った。もちろん「白四羯磨」のような「羯磨」の制が整ったのは、サンガの運営制度が整備されたことの証左である。

しかしこれは比丘出家受戒に関する基本規定であって、後には比丘尼も許され、沙弥・沙弥尼・式叉摩那も生まれた。またそれに年齢規定も制定され、和尚・阿闍梨になる資格制度も制定された。

本研究はこのような出家者の出家得度制度を含めた＜釈尊教団の形成史＞も視野に入れて研究するのであって、このような教団制度形成史が明らかになってくると、おのずから、＜釈尊の生涯イメージ＞も明らかになってくる。例えば、比丘尼は釈尊の養い親であるマハーパジャーパティーの出家得度から始まり、これには侍者としての阿難が重要な役割を果たしているから、もし阿難が釈尊の成道20年に侍者になったとするなら、比丘尼の制は少なくとも成道20年以降に制定されたのであり、とするならば比丘尼の登場する經典は成道20年以降がイメージされていたということになる。

現時点で想像しているおおまかな釈尊教団形成史は以下の通りである。

[5-1] 釈尊は菩提樹下において無師独悟された。したがってその時点では師も無ければ弟子もなく、ただ1人であられたわけである。しかしながら45年間を教化された後の沙羅双樹での入滅の際には多くの弟子に囲まれて亡くなられた。もちろん臨終のその場所にはいなかった数多くの弟子たちもいた。第1結集のリーダーとなった摩訶迦葉はその代表である。摩訶迦葉はその時弟子250人をつれて遊行をしていたとされるが、おそらくその250人は摩訶迦葉の弟子であって、釈尊からみれば孫弟子に当たる人々であったであろう。

このように釈尊教団は45年間に大きく発展したわけであるが、律藏を素材にその発展過程を想像してみると、およそ次のように4期に分けることができるのではなかろうか。

[5-2] 律藏の受戒犍度によると、鹿野苑での初転法輪の後釈尊は弟子たちに「1人行け、2人行くなけれ」と檄を飛ばされた。したがってこのころはサンガという概念はなかったと

いわなければならない。

またこの言葉から想像される生活方法は「遊行」であって、衣食住は「糞掃衣」「乞食」「樹下座」によっていたのであろう。これは当時の沙門とか遊行者と呼ばれた新しい宗教者たちの共通の生活形態であった。

このように弟子たちは各地に伝道に派遣されたけれども、それぞれの弟子たちは釈尊と1対1で結びついていて、そこで釈尊の弟子になるのも釈尊のもとでじかに許可を得るという形をとっていた。すなわち具足戒は「善来戒」であったわけである。

成道後10年間くらいはこうしたことが続いたのではなかろうか。このような時期を仮に「遊行活動期」と呼んでおく。

[5-3] しかし弟子たちの活動の舞台が拡がりまた人数が増えると、いちいち釈尊のもとに帰ってくるのでは弟子たちも釈尊も大変であり、そこで弟子たちが出先で独自に弟子を取つてよいということになった。釈尊の直弟子をリーダーとするグループ活動が認められたのである。すなわち

#### 釈尊——直弟子——孫弟子

という関係が公認され、孫弟子と釈尊は精神的にはつながりはあっても、互いに面識を持つという直接的な関係ではなくなった。

そしてグループで活動するとなると1年中遊行するという生活方法も難しくなる。10人20人が1かたまりになっての集団行動では乞食や寝所が得られないという貧しい村も多かつたであろう。また「雨期の遊行には草木や虫を踏み殺す」という非難も生じ、そこで勢い雨期には1ヶ所に定住するという生活形態を生み、寺院も建てられるようになった。おそらく竹林精舎に建造物が建てられたのも、祇園精舎の礎が築かれたのもこのころであろう。

成道11年から20年までの10年間くらいがこの時期で、これを仮に「グループ活動期」と呼んでおく。

[5-4] そもそも釈尊には中央集権的な教団を作るというイメージはなかったようであるが、しかし各地にばらばらの形でグループ活動がなされると、さまざまな問題が生じた。釈尊の教えからはみ出るような教えも横行するようになったであろうし、さまざまな不行跡も生じたであろう。そこでそれぞれのグループを運営し、不行跡を規制するための規則が作られた。それが「律藏」の基であり、グループに「サンガ」という公的性が与えられたのである。

サンガにはこの構成員規則が必要で、そこで比丘、沙弥という区別が立てられた。さりげない規定であるが、出家以後10年間は弟子として依止しなければならない、だからそれ以降でないと弟子を取ることができないという規定は、釈尊の成道後10年以内にはありえないし、また「有能なものなら5年間の依止でよい」という緩和規定は必然的にそれ以降でなければならない。比丘尼の誕生もおそらくこの時期のことであったであろう。

成道20年から35年までの15年間くらいがこのような状態で、これを仮に「サンガ確立期」と呼んでおく。

[5-5] サンガの形成は釈尊教団の発展を意味すると同時に既成化・形式化を含んでいた。サンガ運営規則の制定は集団内部の混乱の予防でもあったわけである。そしてその顕在化が「破僧」であって、提婆達多の事件や、コーサンビーの事件はこれを象徴する。そこで規定

はいよいよ細かなものとなり、分派的活動が厳に戒められるようになった。

加えて王舎城の霸権が必ずしも仏教には好意的でなかった阿闍世王が握ることとなり、そこで仏教の中心は舎衛城に移らざるを得なくなった。マガダのビンビサーラ王に代わって、コーサラの波斯匿王が影響を發揮し始めるようになる。そして釈尊の入滅を迎えるのであって、これを仮に「サンガ形式化期」と呼ぶとすれば、この期間は釈尊の晩年10年間くらいであろう。

[5-6] 以上は現時点での想像に過ぎないが、釈尊の45年の教化活動の間にはそれなりの歴史があったはずであって、教団も徐々に整備されていったに違いない。菩提樹下における成道と同時に教団が形成されたわけではなく、かといって入滅の時まで整備されずにそのままであったということでもないであろう。「律藏」の規定の中には釈尊滅後のものも含まれている可能性もないではないが、しかし「律藏」の編集者たちはそれらをも含めて釈尊一代の事績としてイメージしていたわけであって、今はそれを尊重するというのが本研究の姿勢である。そしてこのように比丘・比丘尼の制や雨安居・自恣の制、あるいは波羅提木叉の制定などサンガ運営規則や生活形態規則の形成過程が明らかになると、1つ1つの聖典の年代確定に大きな判断材料を与えてくれることが期待される。「受戒犍度」がそうであったように、「律藏」は、釈尊伝の年代判定基準の宝庫であるといって過言ではない。

[6] 雨安居の制が正式にいつ制定されたか分らないが、雨期には道路が寸断され、露地に寝るということもできないから、釈尊は制定以前においてもその間は1処に滞在されたことが多かったものと思われる。もちろん雨安居の制が制定された後は比丘たちはもちろん釈尊も雨期の3ヶ月の間は1ヶ所に止まられた。

この雨安居の制が制定された後に、出家してからの年齢（法臘）は安居を過ごした回数によって数えられることになったものと考えられるが、パーリ語では「年」を‘vassa’といい、これは「雨期」をも意味するから、比丘たちにとっては何歳の時の雨安居はどこで過ごしたというのは重要な記憶として残ったであろう。釈尊の45年にわたる教化活動の間の、年々の雨安居地も伝承されている<sup>(1)</sup>。したがってどの経がどこで雨安居を過ごされたをしているかは、釈尊の生涯を再構築するうえで重要な手掛りになる。

以下は釈尊の安居地を記した聖典である。ここにはおそらくこの年の安居はこの地で過ごされたであろうと推測されるものも含めた。

(1) 『僧伽羅刹所集經』大正04 p.144中、 “Buddhavaṃsāṭṭhakathā” p.003、 “Siṅhala-dhā-tuvamśaya” pp.005～、『十二遊經』大正04 p.146下、『八大靈塔名号經』大正32 p.773 中など。前田惠学『原始仏教聖典の成立史研究』山喜房書林 1964.3 p.69以下参照。

#### [6-1] イッチャーナンガラ村 (Icchānaṅgala)

SN.054-011 (vol. V p.325)

#### [6-2] ヴァッジ (Vajji) 国・ヴェーサーリ (Vesāli)

十誦律「波羅夷001」(大正23 p.001上)

僧祇律「波羅夷001」(大正22 p.231中)

Vinaya「波羅夷004」(vol. III p.087)

四分律「波羅夷004」(大正22 p.577中)

五分律「波羅夷004」（大正22 p.009上）  
十誦律「波羅夷004」（大正23 p.011上）  
僧祇律「波羅夷001」（大正22 p.231下）  
五分律「墮008」（大正22 p.040中）  
十誦律「波逸提007」（大正23 p.071中）  
五分律「墮015」（大正22 p.043中）  
根本有部律「（比丘尼）波羅市迦004」（大正23 p.926中）  
五分律「衣法」（大正22 p.137中）

[6-3] ヴァッジ国・ヴェーサーリ・大林重閣講堂

Vinaya「波逸提008」（vol.IV p.023）

[6-4] ヴァッジ国・ヴェーサーリ・竹林村

DN.016 ‘Mahāparinibbāna-s.’（大般涅槃經 vol. II p.098）

長阿含002「遊行經」（大正01 p.015上）

白法祖訣「仏般泥洹經」（大正01 p.164中）

不載訣人附東晋錄「般泥洹經」（大正01 p.180上）

‘Mahāparinirvāṇasūtra’（上 p.274）

SN.047-009（vol. V p.152）

根本有部律「波羅市迦004」（大正23 p.675上）

根本有部律「波逸底迦008」（大正22 p.772下）

[6-5] ヴァッジ国・舍彌村（Sāmagāma）村（パーリでは釈迦國とする）

中阿含196「周那經」（大正01 p.752下）

[6-6] ヴァンサ国（Vamsa）・コーサンビー（Kosambi）

四分律「安居犍度」（大正22 p.834上）

四分律「安居犍度」（大正22 p.835上）

四分律「房舍犍度」（大正22 p.944上）

[6-7] ヴェーランジャー（Verañjā）市

Vinaya「波羅夷001」（vol.III p.001）

四分律「波羅夷001」（大正22 p.568下）

四分律「捨墮028」（大正22 p.630中）

十誦律「波逸提044」（大正23 p.098中）

十誦律「医藥法」（大正23 p.187中）

十誦律「医藥法」（大正23 p.188上）

根本有部律「藥事」（大正24 p.045上）

四分律「衣犍度」（大正22 p.864中）

五分律「波羅夷001」（大正22 p.001上）

[6-8] カーシ国（Kāsi）

十誦律「臥具法」（大正23 p.248中）

[6-9] カーシ国・バーラーナシー（Bārāṇasī）

十誦律「医藥法」（大正23 p.185下）

[6-10] カーシ国・バーラーナシー・イシパタナ鹿野苑

Vinaya「大犍度」(vol. I p.021)

根本有部律「藥事」(大正24 p.003中)

[6-11] コーサラ (Kosala) 国

十誦律「衣法」(大正22 p.199上)

十誦律「臥具法」(大正23 p.246上)

[6-12] コーサラ国・サーヴァッティ (Sāvatthi)

AN.011-014 (vol. V p.334)

Jātaka081 ‘Surāpāna-j.’ (vol. I p.360)

Jātaka254 ‘Kuṇḍakakucchisindhava-j.’ (vol. II p.286)

Jātaka264 ‘Mahāpanāda-j.’ (vol. II p.331)

僧祇律「波羅夷004」(大正22 p.257下)

五分律「捨墮001」(大正22 p.023中)

僧祇律「尼薩耆波夜提002」(大正22 p.294上)

十誦律「尼薩耆003」(大正23 p.041上)

根本有部律「泥薩祇波逸底迦004」(大正23 p.716上)

十誦律「尼薩耆030」(大正23 p.060下)

五分律「捨墮018」(大正22 p.033中)

十誦律「尼薩耆027」(大正23 p.057中)

僧祇律「尼薩耆波夜提028」(大正22 p.321下)

僧祇律「尼薩耆波夜提028」(大正22 p.322上)

五分律「捨墮016」(大正22 p.031下)

十誦律「尼薩耆026」(大正23 p.057上)

僧祇律「単提069」(大正22 p.381下)

十誦律「波夜提016」(大正23 p.078中)

僧祇律「単提026」(大正22 p.348中)

僧祇律「単提041」(大正22 p.365上)

僧祇律「単提050」(大正22 p.372上)

五分律「墮066」(大正22 p.063中)

僧祇律「(比丘尼) 単提137」(大正22 p.542下)

僧祇律「(比丘尼) 単提118」(大正22 p.323中)

僧祇律「(比丘尼) 単提134」(大正22 p.542中)

僧祇律「(比丘尼) 単提135」(大正22 p.542中)

十誦律「(比丘尼) 波夜提149」(大正23 p.339中)

十誦律「受具足戒法」(大正23 p.148下)

根本有部律「出家事」(大正23 p.1031上)

五分律「安居法」(大正22 p.129上)

十誦律「安居法」(大正23 p.173下)

僧祇律「雜誦(安居法)」(大正22 p.450下)

僧祇律「雜誦（安居法）」（大正22 p.450下）

五分律「自恣法」（大正22 p.130下）

十誦律「自恣法」（大正23 p.165上）

十誦律「医藥法」（大正23 p.185上）

Vinaya「迦繶那衣犍度」（vol. I p.253）

四分律「迦繶那衣犍度」（大正22 p.877下）

五分律「迦繶那衣法」（大正22 p.153上）

十誦律「迦繶那衣法」（大正23 p.206下）

Vinaya「羯磨犍度」（vol. II p.009）

十誦律「雜法」（大正23 p.288下）

十誦律「臥具法」（大正23 p.245中）

僧祇律「雜誦跋渠法」（大正22 p.445中）

僧祇律「威儀法」（大正22 p.502下）

根本有部律「藥事」（大正24 p.005中）

[6-13] コーサラ国・サーヴァッティ・祇園精舎

MN.065. ‘Bhaddāli-s’（跋陀利経 vol. I p.437）

中阿含194「跋陀和利経」（大正01 p.746中）

中阿含024「師子吼経」（大正01 p.452中）

雜阿含1331（大正02 p.367下）

SN.044-001（vol.IV p.374）

雜阿含860（大正02 p.218下）

SN.055-052（vol.V p.405）

雜阿含482（大正02 p.122下）

雜阿含815（大正02 p.209中）

雜阿含857（大正02 p.218上）

雜阿含858（大正02 p.218中）

雜阿含859（大正02 p.218下）

AN.005-055（vol.III p.067）

增一阿含042-006（大正02 p.754上）

AN.009-011（vol.IV p.373）

増一阿含037-006（大正02 p.712下）

增一阿含023-001（大正02 p.609上）

Ud.0003.003 p.024

Ud.0005.006 p.057

Jātaka268 ‘Ārāmadūsaka-j.’（vol. II p.345）

Jātaka379 ‘Neru-j.’（vol. III p.246）

根本有部律「波羅市迦002」（大正23 p.643上）

根本有部律「波羅市迦002」（大正23 p.644上）

根本有部律「波羅市迦003」（大正23 p.666上）

- Vinaya 「僧残013」 (vol. III p.179)  
根本有部律「泥薩祇波逸底迦005」 (大正23 p.722中)  
四分律「捨墮006」 (大正22 p.608下)  
Vinaya 「捨墮028」 (vol. III p.260)  
Vinaya 「捨墮029」 (vol. III p.262)  
四分律「捨墮029」 (大正22 p.632上)  
僧祇律「尼薩耆波夜提029」 (大正22 p.323上)  
根本有部律「泥薩祇波逸底迦027」 (大正23 p.755上)  
Vinaya 「波逸提017」 (vol. IV p.044)  
四分律「單提法021」 (大正22 p.647中)  
根本有部律「波逸底迦021」 (大正23 p.792上)  
根本有部律「波逸底迦026」 (大正23 p.806上)  
根本有部律「波逸底迦071」 (大正23 p.852下)  
根本有部律「波逸底迦089」 (大正23 p.896上)  
四分律「式叉迦羅尼094」 (大正22 p.713上)  
Vinaya 「(比丘尼) 捨墮002」 (vol. IV p.245)  
Vinaya 「(比丘尼) 波逸提029」 (vol. IV p.286)  
Vinaya 「(比丘尼) 波逸提035」 (vol. IV p.292)  
四分律「(比丘尼) 単提094」 (大正22 p.745下)  
僧祇律「(比丘尼) 単提136」 (大正23 p.542下)  
四分律「(比丘尼) 単提096」 (大正22 p.746中)  
Vinaya 「(比丘尼) 波逸提056」 (vol. IV p.313)  
四分律「(比丘尼) 单提143」 (大正22 p.766中)  
Vinaya 「(比丘尼) 波逸提057」 (vol. IV p.313)  
四分律「(比丘尼) 单提142」 (大正22 p.765下)  
四分律「(比丘尼) 单提064」 (大正22 p.773上)  
四分律「安居犍度」 (大正22 p.830中)  
根本有部律「安居事」 (大正23 p.1041上)  
Vinaya 「自恣犍度」 (vol. I p.157)  
四分律「自恣犍度」 (大正22 p.835下)  
Vinaya 「皮革犍度」 (vol. I p.194)  
四分律「藁犍度」 (大正22 p.877中)  
根本有部律「耶羯恥那衣事」 (大正24 p.097中)  
五分律「雜法」 (大正22 p.171下)  
根本有部律「雜事」 (大正24 p.225中)  
Vinaya 「臥座具犍度」 (vol. II p.154)  
四分律「房舍犍度」 (大正22 p.938中)  
五分律「臥具法」 (大正22 p.166下)  
十誦律「臥具法」 (大正23 p.243下)

僧祇律「雜誦跋渠法」（大正22 p.415上）

Vinaya「臥座具犍度」（vol. II p.154）

Vinaya「臥座具犍度」（vol. II p.159）

[6-14] コーサラ国・サーヴアッティ・東苑鹿母園

増一阿含032-005（大正02 p.676中）

[6-15] サキヤー国（Sakyā）

Vinaya「波逸提047」（vol. IV p.101）

四分律「単提法047」（大正22 p.668中）

五分律「墮062」（大正22 p.061中）

十誦律「波夜提074」（大正23 p.117下）

[6-16] サキヤー国（釈迦国）・カピラヴァットウ（Kapilavatthu）

DN.029 ‘Pāsādika-s.’（清淨経 vol. III p.117）

長阿含017「清淨経」（大正01 p.072下）

中阿含116「瞿曇彌経」（大正01 p.605上）

雜阿含932（大正02 p.238中）

雜阿含933（大正02 p.238下）

別訳雜阿含157（大正02 p.433中）

増一阿含045-002（大正02 p.770下）

根本有部律「波羅底提舍尼004」（大正23 p.900下）

[6-17] サキヤー国（釈迦国）・舍彌村（Sāmagāma）

MN.104 ‘Sāmagāma-s.’（舍彌村経 vol. II p.243）

[6-18] サキヤー国（釈氏）・彌城留利邑

雜阿含991（大正02 p.258上）

[6-19] マガダ国（Magadha）・王舍城（Rājagaha）

増一阿含026-009（大正02 p.639上）

増一阿含038-011（大正02 p.725中）

増一阿含039-010（大正02 p.733下）

僧祇律「波羅夷001」（大正22 p.233上）

十誦律「波羅夷002」（大正23 p.003中）

Vinaya「僧殘006」（vol. III p.144）

Vinaya「波逸提032」（vol. IV p.071）

Vinaya「波逸提032」（vol. IV p.074）

十誦律「（比丘尼）波夜提095」（大正23 p.322中）

十誦律「（比丘尼）波夜提150」（大正23 p.339中）

Vinaya「大犍度」（vol. I p.079）

四分律「受戒犍度」（大正22 p.805下）

五分律「受戒法」（大正22 p.116中）

十誦律「受具足戒法」（大正23 p.151上）

根本有部律「出家事」（大正23 p.1032上）

十誦律「安居法」（大正23 p.173中）

Vinaya「薬犍度」（vol. I p.212）

十誦律「衣法」（大正23 p.198中）

五分律「僧残010」（大正22 p.017下）

五分律「僧残010」（大正22 p.018上）

[6-20] マガダ国・王舍城・靈鷲山（Gijjhakūṭa）

Vinaya「波羅夷002」（vol. III p.041）

[6-21] マガダ国・王舍城・竹林精舎（Vēluvana Kalandakanivāpa）

中阿含089「比丘請経」（大正01 p.571中）

MN.024 ‘Rathavinita-s.’（伝車経 vol. I p.145）

中阿含009「七車経」（大正01 p.429下）

MN.077 ‘Mahāsakuludāyi-s.’（善生優陀夷大経 vol. II p.001）

中阿含207「箭毛経」（大正01 p.781中）

MN.097 ‘Dhānañjāni-s.’（陀然経 vol. II p.184）

中阿含069「三十喻経」（大正01 p.518下）

中阿含121「請請経」（大正01 p.610上）

雜阿含1212（大正02 p.330上）

別訳雜阿含228（大正02 p.457上）

增一阿含034-005（大正02 p.694上）

増一阿含038-011（大正02 p.725中）

僧祇律「尼薩耆波夜提002」（大正22 p.294上）

根本有部律「波逸底迦044」（大正23 p.829中）

根本有部律「波逸底迦074」（大正23 p.855上）

根本有部律「波逸底迦082」（大正23 p.877下）

Vinaya「（比丘尼）波逸提039」（vol. IV p.296）

Vinaya「（比丘尼）波逸提040」（vol. IV p.297）

Vinaya「入雨安居犍度」（vol. I p.137）

根本有部律「破僧事」（大正24 p.202下）

根本有部律「藥事」（大正24 p.005中）

[6-22] マガダ国・王子侍縛迦菴沒羅園

根本有部律「破僧事」（大正23 p.205上）

[6-23] マッラー国（Mallā）

五分律「藥法」（大正22 p.151下）

[6-24] 三十三天

雜阿含506（大正02 p.134上）

Jātaka483 ‘Sarabhamiga-j.’（vol. IV p.263）

根本有部律「雜事」（大正24 p.346上）

[7] 原始仏教聖典にはさまざまな宗教者（外道）が登場する。彼らは当然釈尊ないしは

仏弟子たちとの関わりにおいて記録されているのであって、彼らの動向もく釈尊の生涯イメージ>や<釈尊教団形成史イメージ>再構築の重要な資料となることはいうまでもない。

以下にニガンタナータプッタが登場する資料を掲げてみる（順不同）。

[7-1] ニガンタナータプッタの死に関するもの

DN.029 ‘Pāsādhika-s.’ (清浄経 vol. III p.117) ; ニガンタナータプッタがパーヴァー (Pāvā) にて滅し、ニガンタ派は分れて2派になった。

長阿含017 「清浄経」 (大正01 p.072下) ; 尼乾子が波波国 (Pāvā) にて滅し、ニガンタ派は分れて2派になった。

DN.033 ‘Saṅgīti-s’ (等誦経 vol. III p.210) ; ニガンタナータプッタがパーヴァーにて滅し、ニガンタ派は分れて2派になった。

長阿含009 「衆集経」 (大正01 p.049中) ; 尼乾子が波婆城にて滅し、ニガンタ派は分れて2派になった。

MN.104 ‘Sāmagāma-s.’ (舍彌村経 vol. II p.243) ; パーヴァーでニガンタ・ナータプッタが死に、ニガンタ派が2派に分れて争った。

中阿含196 「周那経」 (大正01 p.752下) ; 尼撻親子が波和で命終し彼の弟子たちが分裂して争った。

[7-2] ニガンタナータプッタが釈尊の先輩の宗教家であったとするもの

SN.003-001 (vol. I p.068) ; 波斯匿王が六師外道でさえまだ悟っていないのに、まだ若く出家してから日も浅い釈尊が悟ったわけではない、という。

雜阿含1226 (大正02 p.334下) ; 波斯匿王が六師外道でさえまだ悟っていないのに、まだ若く出家してから日も浅い釈尊が悟ったわけではない、という。

別訳雜阿含053 (大正02 391下) ; 波斯匿王が六師外道でさえまだ悟っていないのに、まだ若く出家してから日も浅い釈尊が悟ったわけではない、という。

別訳雜阿含212 (大正02 p.452下) ; 那利婆力梵志は六師外道が分らないのに、出家してまだ日が浅い釈尊が分るはずはないと考えた。

増一阿含041-001 (大正02 p.744上) ; 苦行時代のこととして、そのとき多くの尼撻子が修行していたと回想される。

‘Suttanipāta’ 003-006 (p.091) ; 遊行者サビヤ (Sabhiya paribbājaka) はニガンタナータプッタを含む六師外道に質問したが満足な答えが得られず、まだ若く、出家も新しい世尊に質問した。

四分律「受戒犍度」 (大正22 p.791上) ; ガンジス河に住んでいる伊羅鉢羅 (Erāpa-tha) 龍王がある句を解説してくれたら褒美を与えるといった。そこで那羅陀 (Nāla-ka) と名付ける梵志が請け合い、尼撻子などの六師に尋ねたが分からなかった。沙門婆羅門は歳をとって出家歴も長いが、世尊はまだ若く、出家してまだ日が浅いけれども分かるかもしれないと尋ねて解決した。

五分律「受戒法」 (大正22 p.106上) ; ガンジス河に住んでいる伊羅鉢龍王がある句を解説してくれたら褒美を与えるといった。そこで那羅摩納と名付ける者が請け合い、六師 (ニガンタナータプッタの名前は省略されている) に尋ねたが分からなかった。沙門婆羅門は歳をとって出家歴も長いが、世尊はまだ若く、出家してまだ日が浅いけ

れども分かるかも知れないと尋ねて解決した。

[7-3] 阿闍世王との関わりにおいて登場するもの

DN.002 ‘Sāmaññaphala-s.’ (沙門果經 vol. I p.047) ; 阿闍世王は初めて釈尊に会う前に六師にすでに会っていた。

長阿含027「沙門果經」(大正01 p.107上) ; 阿闍世王は初めて釈尊に会う前にすでに六師に会っていた。

竺曇無蘭訳「寂志果經」(大正01 p.270下) ; 阿闍世王は初めて釈尊に会う前にすでに六師に会っていた。

增一阿含038-011 (大正02 p.727中) ; 尼犍子を含む六師は供養を得ようとして世尊と議論しようとした。(阿闍世王が登場する)

僧祇律「単提049」(大正22 p.369下) ; 15日満月の日に阿闍世王は大臣たちが薩遮尼乾子などを勧めるのを断って、耆旧童子 (Jīvakakomārabhacca) の推薦で世尊に会いに行った。

[7-4] その他

MN.056 ‘Upāli-s.’ (優波離經 vol. I p.371) ; ニガンタナータブッタはナーランダーにいた。そのときナータブッタの在家信者優波離が身罰が重いことをもって世尊と論戦し、世尊の「意業」の重いことを聞いて優婆塞となる。しかし世尊は、今までナータブッタらが優波離の布施によって生活していたことを止めるなど説法される。彼はますます信を深め、預流果を得る。ナータブッタはこれを聞いて熱血を吐いた。

中阿含133「優婆離經」(大正01 p.628上) ; 尼犍親子の在家信者優婆離が身罰が重いことをもって世尊と論戦し、世尊の「意業」の重いことを聞いて優婆塞となる。しかし世尊は、今までナータブッタらが優波離の布施によって生活していたことを止めるなど説法される。彼はますます信を深め、預流果を得る。ナータブッタはこれを聞いて熱血を吐いて、命終した。

MN.036 ‘Mahāsaccaka-s.’ (薩遮迦大經 vol. I p.237) ; ニガンタ派の薩遮迦 (Saccaka) がかつてナータブッタと議論したことがあると語る。

MN.058 ‘Abhayarājakumāra-s.’ (無畏王子經 vol. I p.392) ; ナータブッタに入れ知恵されたアバヤが世尊に議論を仕掛ける。その入れ知恵のなかに、提婆達多に対して世尊が「悪趣に赴く、地獄に墮す」と批判したということが含まれている。

MN.077 ‘Mahāsakuludāyi-s.’ (善生優陀夷大經 vol. II p.001) ; 善生優陀夷 (Sakuludāyi) との会話の中で、六師外道が多くの人々に尊ばれても、その弟子に尊重されないのに対して、世尊は弟子にも尊重される、という。

中阿含207「箭毛經」(大正01 p.781中) ; 異学箭毛との会話の中で、六師外道が多くの人々に尊ばれても、その弟子に尊重されないのに対して、世尊は弟子にも尊重される、という。

中阿含208「箭毛經」(大正01 p.783下) ; 異学箭毛は六師外道は自らは一切智があるというが、行って質問してみると知らないこともあるという。

MN.079 ‘Cūlsakuludāyi-s.’ (善生優陀夷小經 vol. II p.029) ; 善生優陀夷 (Sakuludāyi) は「以前 (purimāni) 自ら一切智者であることを自任していた人があり、そ

れはニガンタナータプッタであった」と語る。

MN.101 ‘Devadaha-s.’ (天臂品経 vol. II p.214) ; 世尊が以前にニガンタ派の修行者と対論したとき、彼らはニガンタ・ナータプッタがすべての苦しみは前世の業によつて起こる、だからこの業を滅し、新しい業をなさないようにすべきだと説いたと語ったと回想される。

中阿含019「尼乾経」(大正01 p.442中) ; 世尊が以前にニガンタ派の修行者と対論したとき、彼らは親子尼乾が「すべての苦しみは前世の業によって起こる、だからこの業を滅し、新しい業をなさないようにすべきだ」と説いたと回想される。

SN.002-030 (vol. I p.065) ; 種々の外道の弟子であった阿舎摩天子らが、かつてニガンタナータプッタらの説いたことを世尊に語る。

別訳雜阿含307 (大正02 p.477下) ; 六師外道の徒党であった、6人の天子が尼乾若提子らの説いた教えを世尊に語る。

雜阿含1148 (大正02 p.305下) ; 波斯匿王は祇園精舎門外にいた尼乾子ら7人が体格が立派であったので阿羅漢であると思った。世尊はこの誤りであることを説く。

別訳雜阿含110 (大正02 p.413上) ; 沙羅双樹のもとで須跋陀羅 (Subhadda) がかつて六師外道に法を聞いたことがあると言う。

雜阿含1224 (大正02 p.334上) ; 世尊が王舎城におられたとき、人々に尼乾子その外の異道が生ず。これを帝釈が導く。

SN.041-008 (vol.IV p.297) ; マッチカ一山 (Macchikā) にてチッタ居士 (Cittagahapati) とニガンタナータプッタが問答する。

雜阿含915 (大正02 p.230下) ; ニガンタナータプッタの指示で刀師聚落主 (Asibandhakaputta) が世尊と議論するが、返って教化される。

別訳雜阿含130 (大正02 p.424上) ; ニガンタナータプッタの指示で閉口姓の聚落主 (Asibandhakaputta) が世尊と議論するが、返って教化される。

SN.042-008 (vol.IV p.322) ; ニガンタナータプッタの弟子であるアシバンダカプッタ (Asibandhakaputta) 聚落主が世尊を訪れたので、世尊はニガンタナータプッタがどんな教えを説いているのかと質問された。

雜阿含916 (大正02 p.231下) ; ニガンタナータプッタの弟子である刀師氏聚落主が世尊を訪れたので、世尊はニガンタナータプッタがどんな教えを説いているのかと質問された。

別訳雜阿含131 (大正02 p.424下) ; ニガンタナータプッタの弟子である結集論者 (造論姓) 聚落主が世尊を訪れたので、世尊はニガンタナータプッタがどんな教えを説いているのかと質問された。

SN.042-009 (vol.IV p.322) ; ニガンタナータプッタはアシバンダカプッタ (Asibandhakaputta) 聚落主を唆して、世尊を非難する。

雜阿含914 (大正02 p.230中) ; ニガンタナータプッタは刀師氏聚落主を唆して、世尊を非難する。

別訳雜阿含129 (大正02 p.423中) ; ニガンタナータプッタは閉口姓の聚落主を唆して世尊を非難する。

SN.044-009 (vol.IV p.398) ; 婆蹉姓の普行沙門 (Vacchagotta paribbājaka) は昔 (purimāni) ニガンタナータプッタを含む六師から死後のことについて教えを受けたことを世尊に語る。

雜阿含105 (大正02 p.031下) ; 外道の出家者仙尼は先1日、ニガンタナータプッタを含む六師から死後のことについて教えを受けたことを世尊に語る。

雜阿含978 (大正02 p.253上) ; 商主外道出家はニガンタナータプッタを含む六師外道のところに行って「何が善知識か」と質問したが答えられなかった。世尊に質問して出家し解脱し阿羅漢を得た。

雜阿含1177 (大正02 p.317中) ; 世尊はニガンタナータプッタを含む六師外道を邪見だと非難される。

別訳雜阿含052 (大正02 p.390中) ; 世尊は王舍城におられた。そのとき96種の外道がいた。そのなかに乾陀 (ニガンタナータプッタ) が数えられる。

別訳雜阿含071 (大正02 p.399上) ; 祇園中に長髪梵志が7人、裸形尼乾が7人、1衣外道が7人いて、それぞれ立派な身体をしていた。そこで波斯匿王は恭敬した。

(裸形尼乾の7人のなかにニガンタナータプッタが含まれるかどうかは不明)

AN.003-074 (vol. I p.360) ; リッチャヴィ族のアバヤ (Abhaya) とパンディタクマーラカ (Pāṇḍita-kumāraka) とは阿難のところに来て、ニガンタナータプッタの教え（過去の業を滅して新業を作らない）を紹介して、世尊はどんな教えを説かれるのかと質問した。

AN.008-012 (vol.IV p.179) ; 世尊がヴェーサーリにおられたときのこと。ニガンタナータプッタの弟子のシーハ将軍 (Sīha senāpati) が師のもとを訪れ、世尊に会いたいと告げた。

AN.009-038 (vol.IV p.428) ; 2人の順世派の婆羅門が世尊を訪れ、プーラナカッサパ、ニガンタナータプッタは一切智者と言っているけれども真実かと質問した。

增一阿含033-002 (大正02 p.683上) ; 世尊が成仏して未だ久しからざるとき、舍衛城の月光長者に子供が生まれて尼健子に見せたところ、薄福の子であるから殺せとう。そこで世尊を訪ねる。

増一阿含040-009 (大正02 p.742中) ; 波斯匿王が世尊に会いに行く途中で、7尼乾子、7裸形人、7黒梵志を見て「阿羅漢」であるという。（このなかにニガンタナータプッタ本人が含まれているかどうか不明）

増一阿含042-003 (大正02 p.752中) ; (世尊入滅時) 須跋が世尊と六師とどちらが勝れているかと問う。

増一阿含043-007 (大正02 p.762上) ; 阿闍世王は耆婆伽の勧めで世尊に会い、かつて六師に説法を聞いたことがあるという。

増一阿含045-007 (大正02 p.773下) ; 尸利掘長者 (Sirigutta) は、尼乾子にそそのかされて釈尊の供養の食事に毒をもううとするが、改心し、釈尊の弟子（優婆塞であろう）となる。（阿闍世王が登場する）

増一阿含047-003 (大正02 p.781上) ; 波斯匿王は世尊のところへ行き、尼健子が自分のところに来て、世尊は幻術使いだといったと告げる。

増一阿含052-007（大正02 p.826下）；波斯匿王が世尊を訪ね、尼乾子は身行・意行を計って、口行を計らないという。

Apadāna3-55-544（p.502）；ビンビサーラの子であるアバヤ（Abhaya）はニガンタナータプッタに唆されて世尊に会い、教化されて阿羅漢となった。

Jātaka150 ‘Sañjīva-j.’（vol. I p.508）；現在の話題としてニガンタナータプッタが登場する。

Jātaka246 ‘Telovāda-j.’（vol. II p.262）；ニガンタナータプッタが登場する。

根本有部律「僧伽伐戸沙008」（大正23 p.691中）；年長大となった太子・実力士（Dabba-amallaputta）は、尼健陀慎若低子を含む六師外道の各々を訪ねるが満足しなかった。それを知った世尊は、馬勝比丘（Assaji）を遣わした。

五分律「受戒法」（大正22 p.114上）；仏が王舎城におられたとき。尼健という裸行外道がいて、マガダの人々から尊崇を受けていた。舍利弗はやつづけてやろうと彼のところに行き、打ち負かした。彼は仏道を学ぼうとして、舍利弗の弟子の跋難陀（Upananda）の弟子となった。（内容からしてニガンタナータプッタ本人ではなかろう）

五分律「受戒法」（大正22 p.118上）；跋難陀の弟子であった尼健比丘は還俗してまた出家を希望した。（内容からしてニガンタナータプッタ本人ではなかろう）

Vinaya「薬犍度」（vol. I p.233）；ニガンタナータプッタの弟子であるシーハ将軍は世尊に会いたくなかった。ニガンタナータプッタの制止を振り切ってシーハ将軍は世尊に会った。

四分律「薬犍度」（大正22 p.871中）；尼健の弟子の私呵将軍は師が引き留めるにも関わらず世尊に会った。

五分律「薬法」（大正22 p.149中）；尼健の弟子である師子将軍は、世間の評判を聞いて釈尊のもとにやって来る。尼健が嫉妬心を起こして悪評をたてる。

Vinaya「小事犍度」（vol. II p.110）；王舎城の長者は大きな栴檀の木を得た。これで鉢を作らしむべし、というのでニガンタナータプッタなど六師外道たちがやって来た。そのとき、賓頭盧頗羅墮（Piṇḍola-ghāradāja）も目連のためにとて、鉢を取った。

四分律「雜犍度」（大正22 p.946中）；長者があり六師の弟子であった。栴檀で鉢を作り、高いところに掲げて神通力ある者は取れといったが尼健子など六師は取れなかった。賓頭盧は目連と相談して鉢をとった。

十誦律「雜誦」（大正23 p.268下）；樹提居士（Jotika）が栴檀で鉢を作り、高いところに掲げて神通力ある者は取れといった。尼健陀若提子など外道は取れなかった。賓頭盧は目連と相談して鉢を取った。

四分律「雜犍度」（大正22 p.952上）；梨奢（リッチャヴィ）が摩尼鉢を得て、世尊に布施しようとしたが受けられなかった。そこで薩遮尼健子（Saccaka-niganṭhaputta）ら六師に与えたらどうかと助言するものがあった。

五分律「雜法」（大正22 p.171中）；比丘たちは裸で浴した。尼健のごとくして、風法あることなし、という非難が生じた。（ニガンタナータプッタ本人は登場しない）

## 【7】特定の時期を示さないが順序の前後を示す記事

[1] 原始仏教聖典には、5000を上回る固有名詞が登場する。この中には舍利弗やマハーパジャーパティーといった有名な人物や祇園精舎などのよく知られた寺院などのほか、ほとんど我々の記憶に残っていないような人物や地名も含まれる。もちろんこのほかにも固有名詞をもたない文字通り無名の人物、地名もしばしば登場する。

しかしそれらにもそれぞれの歴史があることはいうまでもなく、もしその人物が比丘であれば、少なくとも何人かを両親として誕生し、何人かを和尚として出家して、様々な履歴を残して死んでいったはずである。「死」が「出家」に先立ち、「出家」が「誕生」に先立つということはない。あるいはこの比丘に「沙弥」の時代があれば、「沙弥」は「比丘」に先立ち、この比丘に在家時代があったとすれば、それは普通に考えれば「沙弥」に先立つはずである。あるいはこの人物に子供があれば、「沙弥」として出家する前に結婚して妻を持っていたということを推測することが許されるであろう。

このように人にはごく特殊なケースを除けば、時系列にしたがって並べることのできる事項があって、これを「ライフサイクル」と呼ぶとすれば、これによってこの人物が登場する資料をこのライフサイクルにしたがって配列することができる。もちろんその他さまざまなエピソードがありうるが、それらも多くはこのライフサイクルのどの時点に属するかくらいは想像することができる。

そしてもちろん彼らには網の目のように張り巡らされた人間関係があったに相違ない。1つの聖典にはそのほんの1コマが書き残されているのであって、だからこれら人物が登場する1つ1つの聖典を集めて、その上でそれぞのの「各伝」を作り、それらを相互に関連づけてやれば、そのまま「釈尊伝」や「釈尊教団形成史」の再編成に資することになる。

[2] 例えばその中の1人として「リッチャヴィ人の善星（Sunakkhatta Licchaviputta）」なる人物を取り上げてみよう。この人物は我々のデータによると原始聖典の5ヶ所に登場する。時系列にして早いと考えられるものから順に紹介すると次のようになる。

[2-1] “MN.” 105 ‘Sunakkhatta-s.’ (善星経 vol. II p.252) では、世尊がヴェーサーリの大林、重閣講堂におられたときのこととして、次のように言う。

衆多の比丘が世尊の前で悟ったところを述べ、「生すでに尽き、梵行すでに立ち、所作すでに辨じ、再びこの生に戻らないと知る」と語った。リッチャヴィ人の善星はこれを聞いて、正しく悟ったところを述べたのか、増上慢で述べたのかと世尊に質問し、世尊はある比丘は正しく悟ったところを述べ、ある比丘は増上慢で述べたのであるといわれ、ある人は五種の欲に心を傾けており、ある人は不動に、ある人は無所有処に、ある人は非想非非想処に、ある人は正涅槃に心を傾けている、……と説かれ、善星は歓喜して信受した、とされている。

ここでは善星は ‘Sunakkhatto Licchaviputto’ とされているだけで、比丘であったか優婆塞であったかは分らない。しかし釈尊の前で比丘たちの境涯を語るのを聞くことができる立場であったことを考えると、この経はすでに出来て比丘であるというイメージであったと考えて間違いない。

[2-2] “DN.” 006 ‘Mahāli-s.’ (摩訶梨経 vol. III p.001) も、世尊がヴェーサーリ

の大林、重閣講堂におられたときのこととして、次のように言う。

その時、コーサラ國とマガダ國より、多数の婆羅門がある用件にて派遣せられ、ヴェーサーイに集まっていた。彼らは釈尊の名声を訊いて、会いに来たが、そのときリッチャヴィ人のオッタッダ (Oṭṭhaddha) = 摩訶梨 (Mahāli) も釈尊と会って、リッチャヴィ人の善星が2, 3日前 (purimāni divasāni purimatarāni) に自分のところにやって来て、自分は世尊の元に住してからまだ3年にすぎないが (yad agge aham mahāli bhagavantam upanissāya viharissāmi na ciram tīṇi vassāni) 、天の色形を見ることができるようになったが、まだ天の音声を聞くことができないと語った、と知らせた。釈尊はそれはそのような修行をしていないからだと語り、本当はそれ以上の四果を得るために修行するのだと説法され、かつてコーサンビーのマンディッサ遊行者 (Maṇḍissa paribbājaka) とダールパッティカ (木鉢を持つ者) の弟子であるジャーリヤ (Jāliya dārupattika-antevāsin) と、命と身は一なりや異なりやという問答をした、と話された、とされている。

ここでも善星は ‘Sunakkhatta Licchaviputto’ とされているだけであるが、比丘として3年間釈尊の元で過ごしたとしている。

なおここには他に、釈尊の侍者としてのナーギタ尊者 (āyasmā Nāgita 運葉=Kassapaとも呼ばれている) と新学沙弥のシーハ (Siha samanuddesa) が登場する。

[2-3] “DN.” 024 ‘Pāṭīka-s.’ (波梨経 vol. I p.150) には、相応漢訳があり『長阿含』015 「阿覩夷經」 (大正02 p.066上) である。この経の舞台はマッラ国 (Malla 寅寧国) のアヌピヤ (Anupiya 阿覩夷) で、釈尊が乞食にはまだ時間が早かったので、遊行者バッガヴァ・ゴッタ (Bhaggava gotta paribbājaka、漢訳は房伽婆梵志) を訪ねられた時のこととされている。

その時、バッガヴァ・ゴッタは「2, 3日前に (purimāni divasāni purimatarāni) リッチャヴィ人の善星 (漢訳では善宿) が自分を訪ねてきて、自分は仏を捨てて去り、今はそのもとには住していない (paccaṅkhāto dāni mayā bhagavā. na dānāham bhagavantam uddissa viharāmī) といっていたが本当か」と質問した。それは真実だと答えられ、以前はヴァッジ国において仏を讚歎したのに、仏が神通力を示さないのに不満を覚えて離れていた。実は、かつて犬のごとき生活をしていた裸行外道のコーラカッティヤ (acela Korakkhatiya、漢訳は尼乾子・究羅帝) が7日後に死ぬことを予言して的中したこと、7種の誓戒 (satta vatta-padāni) を守っていた裸行外道のカンダラマスカ (acela Kandaramasuka、漢訳は尼乾子・伽羅樓) の死ぬことを予言して的中したこと、裸行外道のパーティカ (acela Pāṭīkaputta、漢訳は波梨子) が大言壯語していたにも拘らず釈尊に会いに来れなかつたことなど神通を示したに拘らず、それを知ることができないで、とされている。漢訳もほぼ同内容である。

したがってここでは善星 (Sunakkhatta Licchaviputta) はごく最近に釈尊のもとを離れたことになる。

なおこの経には他に、過去の裸行外道のパーティカのエピソードのところで、パーティにはダールパッティカの弟子のジャーリヤ (Jāliya Dārupattika-antevāsin) が登場し、漢訳には梵志・遮羅が登場する。

[2-4] “MN.” 012 ‘Mahāsihanāda-s.’ (師子吼大經 vol. I p.068) はヴェーサーイ

の近郊の1叢林が舞台である。

そのときリッチャヴィ人の善星 (Sunakkhatta Licchaviputta) は仏の法・律を捨てて間もないところで (acirapakkanto hoti imasmā dhammadvinayā) 、「沙門ゴータマには人法を越えた勝れた最上智見はない (natthi samanassa Gotamassa uttarim manussadhammā ala-mariyañāṇadassananaviseso) 」と触れ回っていた。舍利弗がこれを聞いて報告した。釈尊は舍利弗に対して、誹謗しようとしてかえって如来を称賛しているのだと説かれ、神通力、十力、四無所畏、八会、四生、五趣、四支具足の梵行を説かれ、今自分は80歳になって、年老いたけれども、四声聞は100歳を寿命として生き、智慧弁才には変りがないと説かれた、とされている。

前項では善星が仏教を捨てるという場面であったが、ここでは仏教を捨てて久しからざるときとなっている。そして唐突であるが、釈尊が「私は今や年老い、老衰し、齢を重ね、高齢となって、人生の到達点に達して、80歳になった (aham kho pana etarahi jinno vuddho mahallako addhagato vayo anuppatto, asitiko me vayo yatati) 」とされている。すなわちこれは善星が仏教を捨てて間もないころのことであるが、それは釈尊の80歳の時であったということになる。

なおここには、他にナーガサマーラという比丘 (āyasmant Nāgasamāla) が世尊の背後に立って、世尊を扇いでいたという。

[2-5] 以上のように善星が登場する原始経典は5つあって、これを時系列に従って表にしてみると次のようになる。すなわち経典の編集者はこれらの経典のシチュエーションとしてはこの順序を想定していたということになる。

経名	説処	善星の時系列	他の登場人物
MN.105	ヴェーサーリの重閣講堂	仏教に帰して間もないころ	
DN.006	ヴェーサーリの重閣講堂	仏教に帰して3年	釈尊の侍者ナーギタ尊者 新学沙弥のシーハ (過去の話として) マンディッサ遊行者 ジャーリヤ
DN.024 長阿含015	マッラ国のアヌピヤ	仏教を捨てた直後	(過去の話として) 裸行外道のコーラカッティヤ 裸行外道のカンダラマスカ 裸行外道のパーティカ ジャーリヤ (漢訳では梵志遮羅)
MN.012	ヴェーサーリの1叢林	仏教を捨てて間もないころ	比丘ナーガサマーラ

[3] 善星にもさまざまな人間関係があったはずであるが、ちなみに“DN.” 006 ‘Mahālis.’ の中に登場する「釈尊の侍者・ナーギタ尊者」は以下の経典にも登場する。

①雑阿含1250 (大正02 p.343中) ; 世尊が一奢能伽羅聚落 (Icchānaṅgala) におられたときのこと、住民たちが釈尊に供養したいと騒がしかったので、旧住の那提迦がそれを受けられるようにと勧めたのに対して、欲を離れるべきことを説かれた。

- ②雑阿含1251（大正02 p.344上）；前經の続きで、空閑処を楽しむべきことを説かれた。
- ③AN.005-030 (vol. III p.030) ; 世尊がイッチャーナンガラにおられたときのこと、住民たちが釈尊に供養したいと騒がしかったので、侍者のナーギタ (Nāgita) がそれを受けられるようにと勧めたのに対して、欲を離れるべきことを説かれた。
- ④AN.006-042 (vol. III p.341) ; 世尊がイッチャーナンガラにおられたときのこと、住民たちが釈尊に供養したいと騒がしかったので、侍者のナーギタがそれを受けられるようにと勧めたのに対して、林中に住するを楽しむべきことを説かれた。
- ⑤AN.008-086 (vol. IV p.340) ; 世尊がイッチャーナンガラにおられたときのこと、住民たちが釈尊に供養したいと騒がしかったので、侍者のナーギタがそれを受けられるようにと勧めたのに対して、阿練若処を楽しむべきことを説かれた。
- ⑥ ‘Theragāthā’ v.086 ; 外道の説く道は仏道のように安らぎに導かないという内容の偈。

一読すれば分るように⑥を除けば、他の經はみな関連經である。またパリ聖典ではナーギタは釈尊の侍者とされている。このようにナーギタが釈尊の侍者であったとすると、それは阿難が侍者になる前のこととなり、“MN.” 105 ‘Sunakkhatta-s.’ や “DN.” 006 ‘Mahāhāli-s.’ は釈尊成道20年以前を時代背景にしていることになる。もし “MN.” 012 ‘Mahāsīhanāda-s.’ が釈尊の入滅直前のことであるとすると、成道45年の直前ということになるから、善星が仏教から退転するまでに20年余も経過していたことになる。

ともかくこのように1つ1つの固有名詞にはそれなりの歴史があり、そのそれぞれはさまざまな人間関係や、因縁を持っているから、その関係や因縁を丹念にたどっていくと、釈尊の生涯や釈尊を取り巻く人々の生涯のイメージが明らかになってくることが期待できるわけである。

[4] 原始佛教聖典としては以上の通りであるが、実はその後の第2次的文献にも善星（スナッカッタ）は登場し、それらは善星を釈尊の侍者であったとする。（赤沼智善著『印度仏教固有名詞辞典』に負うところが大きい）

- ①スナッカッタは仏の侍者 (satthu upatṭhāka) であったが、コーラ・クシャトリヤ (Korakkhattiya) の説くところを信じるようになって仏教を捨てて、仏を誹謗した。“Jātaka” 094 ‘Jomahāmṣa-j.’ (vol. I p.389)
- ②世尊が成道されてから20年間 (vīsativassāni) は一定した侍者 (upatṭhāka) がなかつた。そこでナーガサマーラ (Nāgasamāla) 、ナーギタ (Nāgita) 、ウパヴアーナ (Upavāṇa) 、スナッカッタ (Sunakkhatta) 、チュンダ (Cunda) 、サーガラ (Sāgala) 、メギヤ (Meghiya) が勤めた。“Jātaka” 456 ‘Juṇha-j.’ (vol. IV p.095) 、 “Paramattha-dīpanī” (vol. III p.111 ここではSāgalaをSāgataとする)
- ③「爾時有八人在辺捉払仏。一者迦葉、二者優陀夷、三者莎伽陀、四者彌卑喻、五者那迦婆羅、六者均陀、七者修那刹邏、八者阿難」とする。侍者の名を列記したものであろう。『毘尼母經』卷5（大正24 p.827下）
- ④「仏姑子名須那察多、隨侍仏八年」「仏言、本侍仏者字彌喜、次字須那察多、次字阿

難」とし、侍者として8年勤めたという。『毘婆証』（大正17 p.526上）

⑤「侍者羅陀、彌喜迦、須那利羅多、那伽娑婆羅、阿難等常侍從世尊執持應器」という。

『大智度論』卷26（大正25 p.252下）

⑥「出家六年苦行時五人給侍、得道時彌喜、羅陀、須那利羅多、阿難、密跡力士等是名内眷属」という。出家する前の内眷属を瞿毘耶耶輸陀等諸嬢女とし、大眷属を舍利弗・目連・摩訶迦葉などとする。内眷属は侍者をイメージしたものであろう。『大智度論』卷33（大正25 p.303中）

これらには善星は阿難が侍者になる前に比丘となり、釈尊の侍者をも勤めていたというイメージが付加されている。“DN.” 006 ‘Mahāli-s.’ にナーギタは「釈尊のもとに住してまだ3年」と記述されているのと関連するのであろう。またこれらにもナーギタ（迦葉）が登場するのも興味深い。

## 【8】研究方法の実例--提婆達多の破僧年

[1] 以上のように原始佛教聖典には直接、間接に「釈尊の生涯」や「釈尊教団の形成史」を示す資料が存在する。これらを利用して、これら原始佛教聖典の編集者たちが、「釈尊の生涯」や「教団形成史」をどのようにイメージしていたかを再構築するのが本研究の目的であるが、ここでその1例として、提婆達多の破僧年、すなわちマガダの王位がビンビサーラから阿闍世に移った年を考えてみよう。

[1-1] 提婆達多はいつ出家したのであろうか。「律藏」は次のように言う。

世尊がアヌピヤ国（Anupiya）のアヌピヤ（Anupiya）というマッラ族の村に住されていたとき、サキヤ族の童子（sakyakumāra）たちは世尊の出家にならって出家した（bhagavantam pabbajitam anupabbajanti）。そのときマハーナーマとアヌルッダの兄弟はどちらが出家しようかと相談した。母親は許さなかったが、バッディヤ王（Bhaddiya）が出家するならという条件で、バッディヤ王・アヌルッダ・阿難・バグ（Bhagu）・金毘羅・提婆達多・ウパーリらが共に出家した。

これは“Vinaya”的「破僧犍度」（vol. II p.180）のいうところであるが、『四分律』の「僧残010」（大正22 p.590中）と『五分律』の「僧残010」（大正22 p.016下）がいうところも同じである。ただ、一緒に出家した者のなかに『四分律』は難提・難陀・跋難陀を含め、バグを含めず、『五分律』は難提を含めることが異なる。“Jātaka” 010 ‘Sukhavi-hāri-j.’（vol. I p.140）も同じである。

このように提婆達多は阿難と一緒に出家したという。

ただし阿難を出家させて自分はしばらく在家の勤めをしたとするものもある。

増一阿含024-005（大正02 p.618上）

また釈尊の許しが出なかつたので1人で出家したというものもある。

増一阿含041-009（大正02 p.802中）

[1-2] 破僧の野望が出家直後からあったとは考えにくい。原始聖典には次のように言うものがある。

十誦律「雜誦 調達事」（大正23 p.257上）；12年間は善心に修行した。

鼻奈耶（大正24 p.857下）；12年間は誦経学道して懈怠するところ無く、毫毛も犯戒しなかった。

Vinaya「破僧犍度」（vol. II p.188）；舍利弗は、提婆達多を以前は大神通があるといつて称賛していたという。

四分律「僧残010」（大正22 p.593中）；舍利弗は以前は提婆達多を聰明にして大神通力を有するとして讃歎したという。

五分律「僧残010」（大正22 p.019上）；舍利弗は昔は提婆達多を讃歎したという。

Jātaka010 ‘Sukhavīhāri-j.’（vol. I p.140）；禪定を修した。

Udāna（p.003）；提婆達多もバラモンとされている。ここにいうバラモンとは、「邪惡の法を除き、正念にして、繫縛を尽くした覺者」と定義されている。

[1-3] 以上のように数年間は眞面目で優秀な比丘として修行を行ったのであるが、いつのころからかおおそれた野望を抱くようになった。原始聖典は提婆達多が阿闍世に近づいたきっかけを次のように言う。

Vinaya「破僧犍度」（vol. II p.184）；「阿闍世は幼く（taruṇa）未来に吉祥あり（āyatīm bhaddako）。私は阿闍世王子を信楽させ、その信楽あるところに多くの利養と恭敬が生じるであろう（tasmiṁ me pasanne bahu lābhassakkāro uppajjissati）」

四分律「僧残010」（大正22 p.591下）；「然此王子年漸長大。提婆達以神通力使王子信樂。提婆達念言、我欲畜徒衆」

五分律「僧残010」（大正22 p.017下）；「獲神通已作是思惟、誰應先化。復作是念、瓶沙王太子名曰衆樂、先化導之然後余人乃從我教」

十誦律「雜誦第1 調達事上」（大正23 p.257中）；「是沙門瞿曇種姓不勝我、彼姓瞿曇生釋家、我亦姓瞿曇生釋家、諸人以清淨心多有供養者皆為神通力故、我於何家、以神通力攝取令多人隨順我、作是念、瓶沙王於國中最大、是佛不退転弟子。我正使神通力牽終不可得。調達素知種種外書星宿、相人吉凶天地怪相、見瓶沙王太子阿闍世王相明了。我當以神通力攝取、決定是我檀越、以是因緣多人隨從」

根本有部律「僧伽伐尸沙010」（大正23 p.700下）；「此未生怨太子父亡之後、當為國王有自在。我今宜應先化此人、不勞艱苦能伏多人」

根本有部律「破僧事」（大正24 p.168下）；「此國太子阿闍世、父王亡後太子為王。我應降伏、我若降得阿闍世太子、令一切人皆恭敬我」

別訳雜阿含003（大正02 p.374中）；「此摩竭提國誰為最勝。覆自思惟、今日太子阿闍世者當紹王位。我今若得調伏彼者、則能控御一國人民」

[1-4] そして次のように阿闍世の歓心を取り結んだ。

Vinaya「破僧犍度」（vol. II p.185）；「時に提婆達多は自分の姿を変えて童子の姿となり蛇の帶を着けて（Devadatto sakavaṇṇam paṭisamharitvā kumārakavaṇṇam abhinimminitvā ahimekhalikāya）、阿闍世王子の膝の上に現れた（Ajātasattussa kumārassa ucchānge pāturaḥosi）」

四分律「僧残010」（大正22 p.592上）；「變身作嬰孩、身著瓔珞在太子抱上転側歎太子指」

五分律「僧残010」（大正22 p.017下）；「在太子床上現作小兒噉指仰臥」  
十誦律「調達事上」（大正23 p.257下）；「現作端正小兒、著金宝瓔珞、在太子膝上  
東西宛転、太子鳴抱共戲睡其口中」

根本有部律「僧伽伐尸沙010」（大正23 p.701上）；「時提婆達多遂即變身為童兒形、  
具諸瓔珞便向太子懷中宛転而住。是時太子遂捉童兒抱持鳴唼、便以湧唾內其口中。時  
提婆達多為貪利養、纏繞心故遂咽其唾」

根本有部律「破僧事」（大正24 p.168下）；「變其身猶如小兒、身衣金瓔坐太子膝上、  
乍起乍坐流轉徘徊、太子知提婆達多神通之相、或抃或抱或拍或鳴、便睡口中。提婆達  
多以供養利益貪心故、即咽其唾」

別訳雜阿含003（大正02 頁374中）；「化作小兒、衆寶瓔珞莊嚴其身、在阿闍世膝上、  
時阿闍世抱取鳴唼、唾其口中。提婆達多貪利養故即嚥其唾」

[1-5] これについては後世の文献にも同様のことが伝えられている。（赤沼辞典に負うと  
ころが大きい）

婆沙論「結蘊第二中十門納息」（大正27・頁442上）；小兒に変作して膝の上に坐り、  
利養を貪るがゆえにその唾を咽んだ。

智度論「初品」（大正25 p.252中）；小兒に化作して抱中にあって唾を飲んだ。

[1-6] そしてついに提婆達多は釈尊が高齢になられたことを理由にサンガを自分に譲る  
要求を出したとされている。原始聖典は次のように言う。

Vinaya「破僧犍度」（vol. II p.188）；「今や世尊は年老い、老耄となり、高年となり、  
晩年となり、齡を重ねられた（jinño dāni bhante bhagavā vuddho mahallako ad-  
dhagato vayo anuppatto）。今は隠退して、現法樂住に専心して住し（apposukko  
dāni bhante bhagavā ditthadhammasukhavihāram anuyutto viharatu）、比丘サン  
ガを私に手放してください（mama bhikkhusamgham nissajjatu）。私が比丘サンガ  
の面倒を見ましょう（aham bhikkhusamgham pariharissāmi）」

四分律「僧残010」（大正22 p.592中）；「世尊年已老邁壽過於人學道亦久、宜居閑靜  
默然自守、世尊是諸法之王、宜可僧付囑於我。我當將護」

五分律「僧残010」（大正22 p.018中）；「世尊、唯願安住、我今自當領理衆僧」

十誦律「雜誦第1 調達事上」（大正23 p.258中）；「世尊年已老耄、可以衆僧付我。  
佛但獨受現法樂、令僧屬我、我當將導」

十誦律「僧殘010」（大正23 p.024下）；「佛已老耄年在衰末、自樂閑靜受現法樂」

根本有部律「僧伽伐尸沙010」（大正23 p.701下）；「世尊今者年衰老耄、為諸四衆教  
授勞倦、今可以諸大衆不囑於我、令我教授我當秉執。世尊宜少為思慮、受現法樂苾  
芻苾芻尼鄖波索迦鄖波斯迦寂靜而住」

根本有部律「破僧事」（大正24 p.169中）；「世尊今既年老力弱、為四衆說法勞苦、  
世尊不如與我徒衆、我自教示而為說法、世尊當可宴寂而坐、修習善法常住安樂」

[1-7] これに対して釈尊は次のようにきっぱりと拒絶された。

Vinaya「破僧犍度」（vol. II p.188）；世尊は、「舍利弗・目連にすら付囑しない。ま  
してお前のような六年涎を食える者（chavassakhejāpaka）に於ておや」

四分律「僧殘010」（大正22 p.592中）；「我尚不以僧付舍利弗目連、況汝癡人涕唾之

身豈可付囑」

五分律「僧残010」（大正22 p.018中）；「舍利弗目連猶尚不能領我徒衆、況汝愚癡食涎唾乎」

十誦律「雜誦第1 調達事上」（大正23 p.258中）；「舍利弗目連有大智慧神通、佛尚不以衆僧付之。況汝噉唾癡人死人而當付囑」

根本有部律「僧伽伐尸沙010」（大正23 p.701下）；「汝之癡人。如舍梨子大目連、我尚不以苾芻僧伽而見不囑。況汝癡人食人漁唾而相付囑」

根本有部律「破僧事」（大正24 p.169中）；「如我舍利弗大目犍連、弟子中尊聰明智慧梵行神通証羅漢果。我今尚自不以苾芻僧伽而見付囑。豈可況汝無智癡人食唾者乎」

[1-8] そこで提婆達多は阿闍世に父王を殺せ、自分はサンガを乗っ取るからと唆した。

原始聖典は次のように言う。

Vinaya 「破僧犍度」（vol. II p.190）；「昔は人々は長命であったが、今は短命です。あなたは王子のままで死ぬという道理もあるのです（*thānam kho pan'etam vijjati yam tvam kumāro 'va samāno kālam kareyyāsi*）。だから王子よ、あなたは父を殺して王になりなさい（*tena hi tvam kumāra pitaram hantvā rājā hohi*）、私は世尊を殺して仏となりましょう（*aham bhagavantam hantvā buddho bhavissāmi*）」

四分律「僧残010」（大正22 p.592中）；「王以正法治者得長寿、汝父死後乃得作王、年已老耄不得久在五欲中而自娛樂。汝可殺父我當殺佛。於摩竭國界有新王新佛、治國教化不亦樂耶」

五分律「僧残010」（大正22 p.19上）；「今汝父王正法御世如我所見衰喪無期、人命無常晦息難保、何必長年剋此王位。自可圖之早有四海、我當害佛代為法主。新王新佛於摩竭國共弘道化不亦善乎」

十誦律「雜誦第1 調達事上」（大正23 p.260下）；「汝殺父我殺佛。汝於摩竭國作王、我當作佛。此摩竭國便有新王新佛、不亦快乎」

增一阿含017-011（大正02 p.586下）；「昔者民氓壽命極長、如今人壽不過百年。王子當知、人命無常備不登位、中命終者不亦痛哉。王子、時可斷父王命統領國人。我今當殺沙門瞿曇、作無上至真等正覺。於摩竭國界、新王新佛、不亦快哉。」

[2] 以上のように提婆達多の破僧と関連して、マガダの王子阿闍世は父王ビンビサーラを殺害したわけであるが、この間の時間的関係を文献ごとに取りまとめてみると次のようになる。

“Vinaya” 「破僧犍度」；

提婆達多サンガの委譲を要求——釈尊拒絶し、提婆達多を「顯示羯磨」にかける——提婆達多、阿闍世太子にビンビサーラ王殺害を教唆——ビンビサーラ王、王位を阿闍世に譲る——提婆達多、釈尊の殺害を図る——提婆達多、五事を主張——提婆達多、500人の比丘を連れて象頭山へ去る（破僧）——舍利弗・目連、500人を連れ戻す——提婆達多地獄に墮す

『四分律』 「僧残010」 「僧残011」 「破僧犍度」；

提婆達多、サンガ委譲を釈尊に要求——提婆達多、阿闍世太子にビンビサーラ王殺害

を教唆——提婆達多、釈尊の殺害を図る——提婆達多を「顯示羯磨」にかける——ビンビサーラ王、阿闍世の企みを知るも許す——提婆達多、五事を主張——破僧を企む者は三諫して僧残と制定される——500人の比丘は提婆達多に同調し、伽耶山(Gayāśīsa)に去る——舍利弗・目連、500人を連れ戻す——同調する者には三諫して僧残と制定される(「僧残010」「僧残011」「破僧捷度」をアレンジして記した)

『五分律』『僧残010』『僧残011』『破僧法』；

提婆達多、サンガ委譲を釈尊に要求——提婆達多、阿闍世太子にビンビサーラ王殺害を教唆——提婆達多を「顯示羯磨」にかける——ビンビサーラ王、王位を阿闍世に譲ったが、少時の後に殺害する——提婆達多、釈尊の殺害を図る——提婆達多、五事を主張——破僧を企む者は三諫して僧残と制定される——500人の比丘は提婆達多に同調する——舍利弗・目連、500人を連れ戻す——提婆達多地獄に落ちる——同調する者には三諫して僧残と制定される(「僧残010」「僧残011」「破僧法」をアレンジして記した)

『十誦律』『雜法 調達事』；

提婆達多、サンガ委譲を釈尊に要求——提婆達多、五事を4人の同党弟子に説く——提婆達多、釈尊の殺害を図る——提婆達多を「顯示羯磨」にかける——提婆達多、阿闍世太子にビンビサーラ王殺害を教唆——父王はこれを知って王と同様の待遇とする——阿闍世は2王がいては困ると父王を牢獄に幽閉す——王夫人食を送る——ビンビサーラ自ら床下に投じて死ぬ——提婆達多、五事を主張する——500人の比丘これに賛同す——舍利弗・目連500人の比丘らを連れ戻す

このように提婆達多の破僧は、阿闍世の即位工作と並行して進められたのであるが、時間的には阿闍世の即位ないしは父殺しの方が若干早かったという印象を受ける。しかし阿闍世の即位年と破僧年とは同一年と考えて差し支えないであろう。

[3] 以上の原始仏教聖典資料が伝える原始聖典編集者たちの提婆達多の破僧に関するイメージをまとめると次のようになる。

[3-1] 提婆達多が阿難らと一緒に出家したという伝承に従えば、阿難は釈尊成道20年に出家したのであるから、提婆達多も成道20年に出家したことになる<sup>(1)</sup>。もっともこれは出家してすぐに侍者になったとすればの推定である。しかし原始聖典にはその細部までは記述していない。しかしながら阿難は侍者としてのイメージが強く、一般比丘としてのイメージは稀薄である。というよりもそういうイメージは原始聖典には存しないといつても過言ではないであろう。ということは、原始聖典の編集者たちは阿難は出家してすぐに侍者になったというイメージを持っていた証左と言えなくはないであろう。したがってここでは一応そのように考えておく。そうすれば阿難の出家年は、釈尊の年齢からいうと、成道年齢を35歳として<sup>(2)</sup>、 $35 + 20 = 55$ となり、満55歳のときということになる。

出家して数年間は真面目な比丘として修行した。この年数について確かなことは分らないが、『十誦律』『鼻奈耶』のもつイメージは12年間であった。不合理な数字ではないからこれを採用すると $20 + 12 = 32$ 、 $55 + 12 = 67$ となり、釈尊成道32年、満67歳までは全うな比丘であったことになる。

しかし神通力を得るに及んで邪心を起こし、「若く（taruṇa）」<sup>(3)</sup>、歳漸く長大となつたが、「童子（kumāra）」<sup>(4)</sup>とも呼ばれている阿闍世太子を取り入って歓心を買うようになった。しかし阿闍世太子はすでに結婚して幼い子供を可愛がっている年齢には達していた<sup>(4)</sup>。そのような阿闍世太子に提婆達多が神通力で小児に姿を変えて阿闍世の膝に坐って唾を飲んだというのはその比喩的表現としてよく分る。そしてやがて阿闍世の絶対的な帰依を得るようになって、遂には阿闍世は父王を殺し、提婆達多は破僧に至るのであるが、これにもそれ相応の年数を必要としたであろう。『パーリ律』は「6年唾を食らうもの」とするから、これを採用すると、 $32 + 6 = 38$ 、 $67 + 6 = 73$ となり、破僧は釈尊成道38年、73歳のときということになる。

しかし以上は釈尊成道から提婆達多の出家までの20年、真面目な修行僧であった期間の12年、野心を起こすようになってから破僧までの6年をすべて「満」で計算していることになり、少々不自然である。そこで「1」ないしは「2」を減じるのが自然であろう。そうすると提婆達多の破僧は成道36年か、37年、釈尊の満「71歳」か「72歳」の時であつたということになる。この年齢は釈尊が「老齢」になられたからサンガ委譲を要求したという伝承とも合致する。

もちろん以上は現時点での仮説であって、これを結論としたわけではない。最終的には阿闍世王やビンビサーラ王の事績や、波斯匿王との関係も調査しなければならない。医師ジーヴァカとも関わってくる。例えば、ビンビサーラ王は釈尊よりも5年年少という資料があるから、その時にはすでに60代後半となっており、本来ならこのような非常手段を講じなくとも、自然に王位は自分のところに来ると考えても不自然ではない。しかし阿闍世には少なくとも2人の兄の存在が知られるから、あるいは王位継承争いがあったのかもしれない。このように1つのことがわかると、芋づる式にさまざまなことがわかつてくるのである。

ともかくこのような手法でさまざまな事績を調査研究すれば、釈尊の生涯イメージや釈尊教団イメージも明らかになってくるという1つのシミュレーションを行ってみたのである。

- (1) 【4】の【1-2】参照
- (2) 本モノグラフ【論文3】を参照されたい。
- (3) Vinaya vol. II p.184、四分律「僧残罪010」大正22 p.591下
- (4) 十誦律・調達事上 大正23 p.260下

[4] 原始聖典資料からその編集者たちが抱いていたであろう最大公約数的なイメージの再構築を試みると以上のようになるが、後の資料には次のように言うものがある。それぞれ独自の伝承を持っていたものとも考えられるが、多くは彼らが保持していた原始仏教聖典資料からの再構築であって、ここに我々が行った作業と同じような作業が行われた結果ではなかろうか。

[4-1] “Dīpavamṣa”は次のようにいう。「クシャトリヤ阿闍世は32年間王権を取り（battiṁsa rajjam kāresi）、灌頂8年に正覺者は般涅槃された（atṭhavassābhissittassa sam-buddho parinibbuto）」<sup>(1)</sup>

- (1) p.030

[4-2] “Sāsanavamṣa”は次のようにいう。「（第1結集が行われたのは）末世時（カ

リユガ) の 148 年を余すところ無く取り除いて、末世時 (カリユガ) から仏教紀元として立てた時にあたり (*sāsanam samam katvā thapesi*) 、アジャータサットゥ王が即位して 8 年を経過し (*yadā pana Ajātasatturañño rajjam patvā attha vassāni honti*) 、ミャンマー王国タガウン・ティントウェ村に、ザムブディーパダザという王が即位して 5 年以上経過した時であった (*tadā marammaraṭṭhe Takom-samte pure Jambudīpadhajassa nāma rañño rajjam patvā atirekapañcavassāni ahesum*)」<sup>(1)</sup>。

(1) p.004 生野善応『ビルマ上座部仏教史』(山喜房仏書林 1980年5月) p.009参照

[4-3] “*Jinakālamāli*”は次のように言う。「王位を得た阿闍世王の第 8 年に世尊は般涅槃された (*rajjam pattassa Ajātasattuno atthame vasse bhagavā parinibbāyi*)」<sup>(1)</sup> とし、その 3 ヶ月後に第 1 結集を行ったという<sup>(1)</sup>。

(1) p.040 未刊の畠中茂氏の『*Jinakālamāli*試訳研究』を参照させていただいた。記して謝意を呈する。

[4-4] 『ビガンデー氏 緬甸仏伝』は「阿闍世がマガダの王位に即いたのは、仏成道後第 37 年目であった」<sup>(1)</sup> とする。

(1) p.332

[4-5] 以上に紹介した資料によって阿闍世の即位年代を計算してみると次のようになる。“*Sāsanavamsa*”は第 1 結集を阿闍世王が即位してから 8 年を経過していた時とする。釈尊は入胎から数えて満 80 歳、成道満 46 年の当日、すなわち 2 月 15 日に入滅された<sup>(1)</sup>。第 1 結集はその 3 ヶ月後に開かれたのであるから<sup>(2)</sup>、その時点に釈尊が生存されていたとすると、入胎は 4 月 15 日であるから、満 81 歳になっていたことになる。これを基準に計算すると、 $81 - 8 = 73$  歳となる。しかし即位の月日はわからず、ちょうど満 8 年目というわけでもないであろうから、8 年余とすれば、72 歳の時であったことになる。

“*Dīpavamsa*”は「灌頂 8 年に般涅槃された」とし、“*Jinakālamāli*”も阿闍世王の第 8 年目に般涅槃されたというのであるから、これは数えによる数え方であろう。そうすると、 $80 - (8 - 1) = 73$  となる。ただしこれもちょうど 8 年目ではなく、8 年余と考えれば、72 歳という可能性も存する。

『ビガンデー氏 緬甸仏伝』は阿闍世王の即位を成道第 37 年というのであるから、 $35 + 37 - 1 = 71$  となる。もっともこれもちょうど 37 年目というわけでもなく、37 年余であるとすると 72 歳という可能性も存する。成道は 2 月 15 日であるが、4 月 15 日には 72 歳になっていたからである。

(1) 【論文 3】の [6] 参照

(2) “*Mahāvamsa*” pp.093~095 参照

[5] 以上のように、阿闍世王の即位年を正確に知ることはできない。しかし上述したように原始聖典資料の計算でも、後世の資料による計算でも、最大公約数としては「72 歳」ということになるから、提婆達多による破僧年は釈尊の満 72 歳のときとしてよいかもしれない。

なおこれは方法論の一端を示すためのものであって、この結論を得るためにには、「破僧健度」をもう少し詳しく検討しなければならないし、ビンビサーラ王や波斯匿王、あるいは医

師ジーヴァカなどの関連人物の事跡も調査しなければならない。したがってこれは現時点での仮説としておく。

[6] 提婆達多の出家、修行、野心、破僧に関わる伝承は以上の通りであるが、それ以降の状況を伝える資料もある。「時系列にしたがった聖典目録」では、「提婆達多の破僧」に言及する資料よりも後のものということになる。

[6-1] 地獄に落ちるまでの期間を9ヶ月とする。

Jātaka466 ‘Samuddavāṇija-j.’ (vol.IV p.158) – 提婆達多は9ヶ月の間如来に対して不利益を考えた。

Jātaka240 ‘Mahāpiṅgala-j.’ (vol. II p.239) – 提婆達多が世尊9999に悪意を抱いてから9ヶ月して祇園精舎1525の入り口で大地の中に墮ち込んだ。

[6-2] 「提婆達多が去って久しからざるとき」とする資料もある。

MN.29 ‘Mahāsāropama-s.’ (vol. I p.192)

SN.006-012 (vol. I p.153)

SN.017-035 (vol. II p.241)

AN.004-068 (vol. II p.073)

AN.008-007 (vol.IV p.160)

AN.008-008 (vol.IV p.162)

[6-3] また明らかに後と分る経もある。地獄に落ちたと過去形で表す資料や、阿闍世が「太子」ではなく「王」として登場する経である。例えば阿闍世が王として登場するものは次のようなものがある。

DN.002 ‘Sāmaññaphala-s.’ (沙門果経 vol. I p.047)

長阿含027「沙門果経」(大正01 p.107上)

DN.016 ‘Mahāparinibbāna-s.’ (大般涅槃経 vol. II p.072)

長阿含002「遊行経」(大正01 p.011上)

白法祖訳「仏般泥洹経」(大正01 p.160中)

不載訳人附東晋録「般泥洹経」(大正01 p.176上)

‘Mahāparinirvāṇasūtra’ (上 p.049)

MN.035 ‘Cūla saccaka-s.’ (薩遮迦小経 vol. I p.227)

MN.088 ‘Bāhitika-s.’ (鞞訶提経 vol. II p.112)

中阿含161「梵摩経」(大正01 p.685上)

MN.108 ‘Gopakamoggallāna-s.’ (瞿曇目犍連経 vol. III p.007)

中阿含142「雨勢経」(大正01 p.648上)

SN.003-014 (vol. I p.082)

雜阿含1236(大正02 p.338中)

別訳雜阿含063(大正02 p.395下)

雜阿含1237(大正02 p.338下)

別訳雜阿含064(大正02 p.395下)

SN.020-008 (vol. II p.267)

- 雜阿含1252（大正02 p.344中）  
增一阿含006-003（大正02 p.560上）  
AN.004-188 (vol. II p.181)  
增一阿含023-007（大正02 p.614上）  
AN.007-020 (vol. IV p.017)  
增一阿含040-002（大正02 p.738上）  
增一阿含018-005（大正02 p.590上）  
增一阿含028-001（大正02 p.646下）  
增一阿含036-005（大正02 p.703中）  
增一阿含038-011（大正02 p.725中）  
增一阿含043-004（大正02 p.759上）  
增一阿含043-007（大正02 p.762上）  
增一阿含045-007（大正02 p.773下）  
增一阿含047-006（大正02 p.782上）  
Jātaka150 ‘Sañjīva-j.’ (vol. I p.508)  
Jātaka239 ‘Haritamāta-j.’ (vol. II p.237)  
Jātaka283 ‘Vaddhakisūkara-j.’ (vol. II p.403)  
Jātaka373 ‘Mūsika-j.’ (vol. III p.215)  
Jātaka415 ‘Kummāsapinḍa-j.’ (vol. III p.405)  
Jātaka438 ‘Tittira-j.’ (vol. III p.536)  
Jātaka530 ‘Saṅkicca-j.’ (vol. V p.261)  
Jātaka542 ‘Khaṇḍahāla-j.’ (vol. VI p.129)  
僧祇律「波羅夷001」（大正22 p.234下）  
五分律「波羅夷002」（大正22 p.005中）  
十誦律「波羅夷002」（大正23 p.003下）  
十誦律「波羅夷004」（大正23 p.013上）  
根本有部律「波羅夷004」（大正23 p.677下）  
四分律「單提法033」（大正22 p.657中）  
十誦律「波逸提036」（大正23 p.093中）  
僧祇律「單提004」（大正22 p.328下）  
僧祇律「單提049」（大正22 p.369下）  
根本有部律「波逸底迦059」（大正23 p.845中）  
根本有部律「波逸底迦059」（大正23 p.846上）  
十誦律「（比丘尼）波逸提098」（大正23 p.323中）  
根本有部律「（比丘尼）波逸底迦103」（大正23 p.1003下）  
五分律「受戒法」（大正22 p.116中）  
四分律「衣犍度」（大正22 p.849中）  
十誦律「雜法」（大正23 p.276下）  
五分律「僧殘010」（大正22 p.019下）

- 十誦律「調達事上」（大正23 p.262上）  
僧祇律「五百比丘集法藏」（大正22 p.489下）  
Vinaya「五百犍度」（vol. II p.286）  
十誦律「五百比丘結集三藏法品」（大正23 p.445下）  
根本有部律「破僧事」（大正24 p.205上）

[7] もちろん阿闍世が太子として登場するものや、ビンビサーラ王が登場するものは破僧以前ということになるが、これは省略する。

## 【9】原始佛教聖典資料の処理方法

[1] 上述してきた如く、原始佛教聖典には＜釈尊の生涯イメージ＞と＜釈尊教団形成史イメージ＞が豊富に盛り込まれていることが納得されるであろう。

しかし問題はその処理方法である。基本的な処理方法の一端は上記のとおりであり、実地に提婆達多の破僧年＝阿闍世王の即位年についてのシミュレーションも行ってみた。情報はあふれるばかりにあり、さらにそれらが網の目のように輻輳し、関係しあっているから、その処理を我々の小さな頭でこなすことは極めて困難である。そのために本研究ではコンピュータを最大限度に利用するという方針をとっている。

現段階は、【資料2】で紹介するように1万件を越えるデータを、【資料1】で紹介するような「釈尊伝データ」フォーマットに打ち込み終わったところである。

[2] 次の段階はこれらデータをどのように処理するかであるが、現時点で考えている処理方法の基本は以下の通りである。

- (1) 祇園精舎などの寺院建設年、阿難などの出家年、マハーパジャーパティーによる比丘尼の誕生年、阿闍世王の即位年、雨安居の制の制定年、飢饉年などの天変地異年、ニガンタナータプッタの死亡年など基準（スタンダード）となるべき年を確定する。
- (2) 確定した「スタンダード」を基準として、すべてのデータを同時経・以前経・以後経に仕分ける。スタンダードは徐々に増え、あるいは変更されて、確実なものとなっていくから、その都度即座に同時経・以前経・以後経が修正できるシステムを構築する。
- (3) 1つのデータには複数の「スタンダード」が関連しあうので、「スタンダード」の数が増えたある時点で、複数の同時経・以前経・以後経を組み合わせた、特定の時点を示すことのできるような欄を作成する。
- (4) 「スタンダード」を作成するためにも、人物・地名などの固有名詞ごとにデータを分類した「個別ファイル」を作成し、これをもとに善星や提婆達多において行ったような分析を行う。この際人名・地名欄の属性やコメントや歴史的記述、「内容概説」などから、コンピュータで処理できるような数字を与えて「ソート」機能によって、自動的に時系列順に配列されるようにデータを加工する。

- (5) これによって、人名・地名別に時系列順に事項を並べた簡単な「各伝」をコンピュータ上に作成する。
- (6) 当該の「各伝」の事項と、そこに登場する密接に関係しあう人名・地名の「各伝」の事項とをリンクさせることにより、より正確な順序と出来うるかぎり精度の高い年度を推定する。この際合理的に配列できない「エラー情報」を警告させるシステムも構築する。
- (7) 上記情報をこれらを統合する「釈尊年表」とリンクさせる。この年表は「釈尊年齢（入胎からの満年齢）」「出胎からの数え年齢」「成道年数」「入滅日からの逆算年齢」「事項」「人物」「地名」「同時経」「以前経」「以後経」などが書き込めるフォーマットとする。
- (8) 上記の作業は互いに関連しあうので、常にそれぞれがリンクしあうシステムを構築する。（自動的に修正されるのが理想であるが、少なくともある事項が修正されたときには、それによって修正しなければならない関連する事項が自動的に警告されるようなシステムを構築する）
- (9) これをもとに「釈尊伝」「時系列による原始聖典目録」を作成する。

[3] 以上はかなり高度で複雑なシステムとなることが予想される。既存のソフトを応用することで処理できるか、新たにソフトを開発しなければならないかはわからないが、いずれにしてもそのシステムの構築については専門家の力を借りなければならないであろう。そのためには具体的にコンピュータにどんなことをやらせるかを十分に検討しておくとともに、より正確で多様な情報をデータに書き込んでおくことが当面の課題である。

## 【10】本研究の原始仏教聖典観とその取り扱い方

[1] 上述してきたように本研究は原始仏教聖典を主な資料とする。原始聖典資料にはパーリ聖典と漢訳聖典のほか、チベット、サンスクリット、その他の言語で書かれた聖典が残されている。また漢訳聖典については組織的なものの他に多くの単訳経が存する。しかし本研究の基本資料として組織的にデータ入力したのは【資料2】に示したようにパーリの経蔵・律蔵と漢訳の5つの阿含經（別訳雜阿含經を含む）と5つの広律であり、他の資料は参考資料、副次資料として扱うに止める（ただし漢訳・サンスクリットの「大般涅槃經」は貴重な「仏伝資料」として例外的に扱った）。

このような方針を取ったのは以下の理由による。

[1-1] 前述してきたように、我々の当面の研究課題は原始仏教聖典の編集者たちがもつていたであろう「釈尊の生涯」と「教団形成史」の<イメージ>を再構築することにある。そのためにはある程度の纏まりが必要である。

例えはある原始仏教聖典群が釈尊の出家は19歳であるという<イメージ>のもとに編集されているとするなら、苦行年数も、成道年齢もそれとは矛盾しない形で伝承が形成されたはずである。それは29歳というイメージで作られた原始聖典群とは、微妙なところで差異

をもたらすにちがいなかろう。ここにさらに25歳とする断片的資料が入り込んでは、（たといそれが結果的に貴重な歴史的事実を伝えるものであったと判明したとしても）、いたずらに混乱を助長させる恐れが生じる。

換言すれば釈尊の生涯全般にわたるあるまとまりのあるイメージをもとにしなければ、われわれの作業は成り立たないわけであって、そのためにはある程度纏まった分量の原始聖典群を必要とするということである。

[1-2] しかし断片的な資料をも参考資料、副次資料として扱うというのは、もしこれら単経や断簡が組織的な原始聖典の持つ情報と重なり、矛盾しないなら、あるいはたといそれが組織的な經典群の中に含まれていない独自の情報であった場合でも、組織的なくイメージ>を作り上げるために合理的に利用できるなら、それらをも利用するということを意味する。また将来的な展望のなかにある「歴史的釈尊伝」と「最古の釈尊伝伝承」を探求する際には、当然利用しなければならないからである。

[2] 以上のように本研究の目的は、組織的な原始佛教聖典群の編集者たちのもっていた<釈尊の生涯イメージ>と<釈尊教団形成史イメージ>を再構築することにあるが、この組織的な原始佛教聖典群の編集者グループはけっして1つではない。現在のところその伝承部派は次のように考えられている。

[2-1]

Dīgha Nikāya (DN.)	= 南方上座部	長阿含經=法藏部
Majjhima Nikāya (MN.)	= 南方上座部	中阿含經=說一切有部
Samyutta Nikāya (SN.)	= 南方上座部	雜阿含經=說一切有部
		別訳雜阿含經=?
Ānguttara Nikāya (AN.)	= 南方上座部	增一阿含經=大衆部
Khuddaka Nikāya (KN.)	= 南方上座部	
Vinaya	= 南方上座部	四分律=法藏部
		五分律=化地部
		十誦律=說一切有部
		僧祇律=大衆部
		根本說一切有部律=根本說一切有部

これらはごく大ざっぱに系統をくくったものであって、パーリ聖典群を別にすれば、例えば「長阿含經」と「四分律」がともに法藏部の所伝と考えられはしてもそれらが1つの編集者グループによって編集されたとまでは考えるべきではないであろう。說一切有部の伝承とされる中阿含と雜阿含にしても、その系統が微妙に異なることはすでに知られている<sup>(1)</sup>。したがって原始佛教聖典の編集者グループはパーリ聖典の編集者グループと、漢訳經藏5つの編集者グループ、漢訳律藏5つの編集者グループの合計11の編集者グループを想定しなければならないということになる。（この他にチベット訳の律藏があるが、その翻訳研究が進んでいない現在ではそれらを資料として収集することができなかった。多くの部分においては『根本說一切有部律』に近いものと想像している）

(1) 森 章司「新・旧『婆沙論』の引用經について」(『印度学仏教学研究』21-2 1973.3) p. 374以下参照

[2-2] もちろんこれら 11 の編集者グループが单一の<イメージ>をもっていたとするなら、これらを分ける必要もなく、1つとして考えれば足りるのであるが、おそらくそれは期待できない。そこで各グループの伝承が異なっていた場合にはどう処理をするかという態度をあらかじめ決めておかなければならない。

ということになればもっとも大量に組織的な經典群を伝えるパーリ聖典を第1に尊重しなければならないのは当然であろう。したがって我々の当面の課題は、パーリ聖典の編集者たちがもっていたであろう<釈尊の生涯イメージ>と<釈尊教団形成史イメージ>を再構築するということになる。

しかしそれだけならパーリ聖典のみを材料とすることで十分であり、漢訳の諸聖典を資料とする必要はないということになる。

しかしながらパーリ聖典には含まれない情報が漢訳諸聖典に含まれている可能性もないではなく、もしそれらがパーリ聖典の<イメージ>と齟齬を来さず、さらにはパーリ聖典の<イメージ>を合理的に補強することができるならそれも使用すべきであろう。原始佛教聖典が抜け落ちるものもなく、付け足すものもなく完全に伝えられてきたとするなら、漢巴において相違をきたすはずはないのであるから、パーリ聖典であろうと、欠落した部分もあることは当然ながら予測されるからである。

また我々は現時点では致し方がないので、当面の目標を「原始佛教聖典の編集者たちの<イメージ>」から「パーリ聖典の編集者たちの<イメージ>」に引き下げたのであって、その背後には「歴史的釈尊の実像と釈尊教団の形成史」や「原始佛教聖典の編集者たちの<イメージ>の原像」を追及することを放棄しているわけではない、ということを述べれば十分であろう。

[3] 上記のような理由から、われわれは原始佛教聖典資料を含め各種資料を以下のように「第1次水準資料」から「第5次水準資料」までの5段階に格付けして用いる。

[3-1] 「第1次水準資料」はパ・漢共通する資料である。すなわちパーリ聖典の編集者たちが持っていた<イメージ>と、漢訳聖典の編集者たちがもっていた<イメージ>が重なる資料である。われわれは先にも書いたように、現時点で「歴史的」あるいは「原初的」な「釈尊伝」を再構築するということを志してはいないが、当面はそれを留保しているだけのことである。このパーリ・漢訳共通の資料は、この留保事項を解決してくれるためのもっとも有力な材料を提供してくれるであろう。

ただし漢訳聖典の編集者グループは上述のように細かく分ければ10に分れる。そのすべてとパーリ聖典資料が共通する情報が真の意味の漢巴共通資料であるが、必ずしも同一記事が10すべてに記されているとは限らない。経蔵と律蔵とは編集意図が異なり、長阿含經と雜阿含經の間でも異なるはずであるから、そういうことは往々に起りうるであろう。

また同じ事項の記事が10のすべてに見いだされるとしても、その中のいくつかにおいては情報に異なりがあるかもしれない。もちろん真の意味での「パ・漢共通資料」はすべての資料が例外なく一致するものとすべきであるが、もしそういう方針を取るとすると、10あ

る情報の中の1つが不合理で、採用する価値の乏しい場合であってもそれを無視できず、「第1次水準」とすることが困難になってしまう場合も生じるであろう。

例えば釈尊は80歳で入滅されたとする記事が9つのグループの聖典に見られるのに、1つは79歳で入滅されたとするなどというような場合であって、こういう場合にも一応は検討はしなければならないであろうが、もしそれが採用する価値がないものと判断できれば、それを捨ててこれも「第1次水準資料」とみなすべきであろう。

このように「パ・漢共通資料」といってもそう単純であるわけではなく、その都度詳細に検討しなければならないが、ここではとりあえずの目安として、漢訳聖典のグループの中で過半数がパーリ聖典と共通する記事を「第1次水準資料」と位置づけておく。

なおこの「第1次水準資料」は「漢巴相應經」をいうのではなく、全く別の經典であっても、例えば釈尊の入滅を80歳とするものは等しくすべて「共通資料」と見なすのであるが、しかし多くの場合は「漢巴相應經」に見いだされる。そこで本研究ではデータ入力にあたり「漢巴對應經」を対応させるように配慮した。本「モノグラフ・シリーズ」に各種の「資料集」を掲載する予定であるが、可能なかぎり「漢巴」を対応させた形で示すように努力する。

その際「經藏」に関しては赤沼智善著の『漢巴四部四阿含互照錄』を、「律藏」の經分別については「南伝大藏經」の第5巻付録の諸律対照表を参照させていただいた。記して謝意を呈したい。しかし本作業中に修正した部分も少なくないし、「律藏」の犍度分や「比丘尼經分別」などは新たに我々が対照表を作成した。

[3-2] 「第2次水準資料」はパーリ聖典資料で漢訳資料とは共通しないものの、すなわちパーリ聖典のみが伝える資料である。先述したようにパーリ聖典はもっとも整った形で大量の情報を伝え、<釈尊伝イメージ><釈尊教団形成史イメージ>を再構築するためにもっとも都合がよいからである。

[3-3] 「第3次水準資料」はパーリとは共通しない、漢訳聖典独自資料である。もしこれらがパーリ資料の欠けたところを補い、しかもそれがパーリの<イメージ>と矛盾しないなら、これらも積極的に利用する。

しかし中にはパーリの<イメージ>と齟齬を来す場合もないではないであろう。その場合はもちろん「第2次水準資料」としてのパーリ聖典を優先使用し、この「第3次水準資料」は採用しないが、そのようなものはできるだけ注記するように努める。今後客観的・歴史的「釈尊伝」を作る際の参考資料となりうるからである。

[3-4] 「第4次水準資料」は上記聖典に付されたアッタカターや、後の時代に成立した「仏伝經典」などの古伝承である。特にパーリのアッタカターは「歴史的事実」を伝える可能性はぐんと落ちるけれども、パーリ聖典と矛盾しないように注釈されているはずであり、パーリ聖典の持っていた<釈尊伝イメージ>を補強してくれることが期待される。それは伝説・神話に彩られている可能性なきにしもあらずであるが、しかしあれわれが現時点で想像をたくましくするよりは、よほど原始佛教聖典が編集されたときの<釈尊伝イメージ>に近いであろう。

また「仏伝經典」も原始聖典を基本資料として作られた今から1500年以上も前の古伝承であるから、われわれの想像よりはより原始聖典の編集者たちの<イメージ>に近いであろう。したがってこのようなもので、パーリ聖典資料と矛盾しない資料を「第4次水準資料」

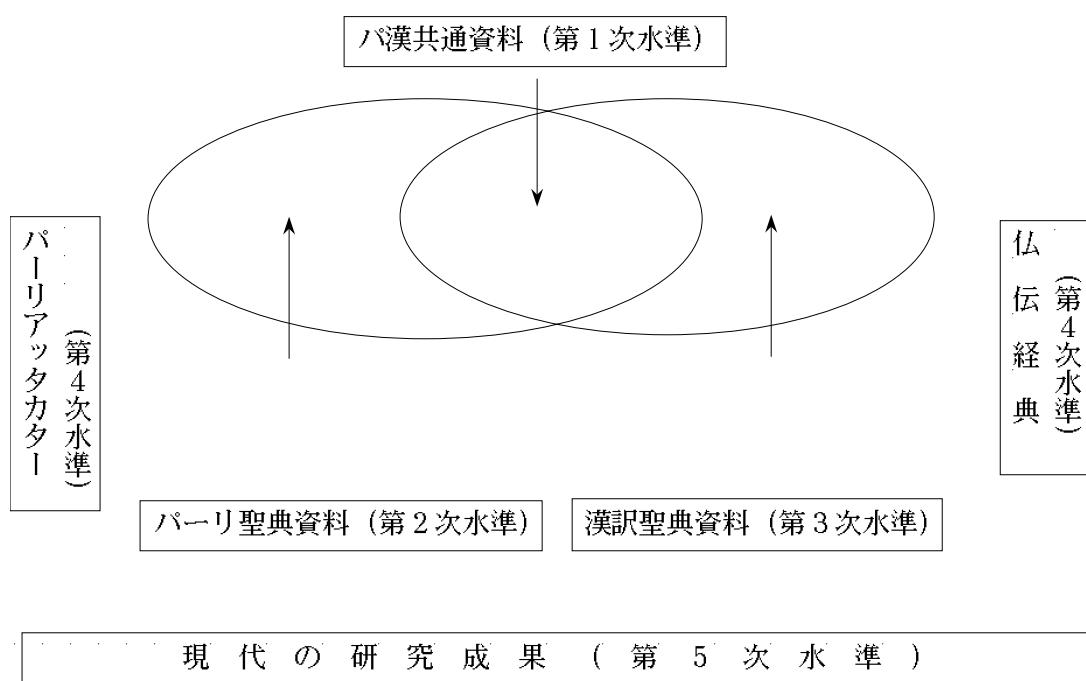
として利用する。もちろん矛盾して、本研究が目指す釈尊の生涯の再構築に利用できない資料については、前項と同じく注記して、都合の良い、恣意的な利用の仕方に終わらないよう努めることはもちろんである。

[3-5] そして「第5次水準資料」として、現代の研究成果を利用させていただく。もちろんこれらが使用している原始聖典資料はより上位の水準であるから、ここにいう現代の研究成果というのは、現代の研究者の見解・意見という意味である。

ただしその多くは「歴史的事実」「原初的イメージ」が尊重されていて、われわれの研究姿勢とは異なる部分もあり、結論において矛盾することは大いに予測されうる。したがってその利用は臨機応変にならざるをえないことは言うまでもない。

[3-6] もちろん以上のように資料水準を5段階に分けるのは、もし上位の水準資料と下位の水準資料とが矛盾する場合には、下位資料を捨て上位資料を採用するためであるが、また史実を考えるよすがともしたいからである。

[4] 以上を図示すると次のようになる。



### 【11】増谷文雄博士の『アーガマ資料による仏伝の研究』と本研究の相違

[1] 順序が逆になってしまった嫌いもないではないが、本研究が「原始仏教聖典資料における釈尊伝の研究」を標榜するかぎり、増谷文雄博士の博士論文である名著『アーガマ資料による仏伝の研究』に触れないで済ますことはできない。そこで最後に増谷研究と本研究の目的とその方法論、および資料観の相違について一言しておきたい。

[2] まず増谷博士のアーガマ資料観を筆者なりにまとめて図示してみると次のようになる。

経	「大般涅槃經」など仏伝資料	第3資料	結集によって編集されたものではない（第2段階文献）
蔵	その他の経蔵	第1資料	結集によって編集された（第1段階文献）
律	SN.AN.雜阿含經＝アーガマ原資料	第2資料	（第1段階文献）
藏	Pātimokkhaなど 律蔵	第3資料	結集によって編集されたものではない（第2段階文献）
「大品」など仏伝資料			

すなわち増谷博士は、律蔵を含めたアーガマ資料の中に含まれた最初の仏伝の試みである「律蔵・大品」冒頭部分や「大般涅槃經」「聖求經」などは、最初の結集において編集されたのではないいわば第2段階の文献で、それらは相応部・雜阿含や增支部などのアーガマの原資料（第1資料）を、本来は結集された「経」（＝「法」。第1資料）と「律」（第2資料）には含まれなかった、釈尊の歴史的事蹟たる「思い出」によってつなぎあわせた第3資料である、とされるのである。

そこで増谷博士の研究目的は、最初の試みたる仏伝資料（「律蔵・大品」冒頭部分や「大般涅槃經」「聖求經」など）のなかに含まれる相応部・雜阿含や増支部などの原資料を探しだし、釈尊の原像を描き出そうというものであった。

ところで増谷博士に従えば、最初の試みである「仏伝」文献は釈尊の生涯といえば、ほんの数ヶ月のこと、したがってこの「仏伝」の試みからは「釈尊の全生涯」についてはほとんど判らないわけであるが、その復元について博士は「初転法輪以後の仏陀の伝道活動は、よく知られているように、ほぼ45年にわたったものと考えられている。だが、その長い期間にわたっての仏陀の動静は、これを編年史的に整理して述べることは、ほとんど不可能のこととして、あきらめねばならないようである」（p.340）といわれるよう、その解説を放棄されたわけである。

博士にそうした姿勢をとらせたのは、本来のアーガマ資料は相応部・雜阿含や増支部などのいわば断片的細切れ資料であるという資料観であったのではなかろうか。「誰」が「どこ」で「何」を「どうした」といった、いわばわずかなりとも釈尊の生涯や釈尊教団の形成史を記述しようとした、長部・長阿含や、中部・中阿含のようなストーリーを持つ少し長い経は、第2段階的資料として本来の「アーガマ資料」ではないと考えられたからである。

[3] しかし研究題目は類似していても、原始仏教聖典の資料觀やわれわれの企図していることは博士とは全く異なるといわなければならない。

[3-1] まずわれわれは、増谷博士の考えられるように、ストーリー性を無視したかたちでの相応部・雑阿含・増支部のようないわば断片的、細切れ的な教えのみがアーガマの原資料ではなく、どこで誰が何をどうしたという、増谷博士のいわれる歴史的事績を記す形式をとった第3資料群も立派なアーガマ資料であるという資料觀を持っているからである。

むしろ相応部・雑阿含・増支部のようないわば断片的、細切れ的で抽象的教えは、その物語的背景をもってこそ伝えられたのであって、相応部・雑阿含・増支部が結集で編集されたとするなら、筋書きを持つ長部・長阿含・中部・中阿含も当然ながら結集で編集されたと考えるのである。

いわば相応部・雑阿含・増支部といった断片的資料が、「釈尊の思い出」によってつなぎあわされて第2段階的に仏伝的筋書きを持つ長部・長阿含・中部・中阿含となったというケースばかりではなく、長部・長阿含・中部・中阿含といった物語を有する長い経の中から、相応部・雑阿含・増支部といった断片が第2段階的に引きだされたというケースもありうるを考えるのである。（詳しくは拙著『原始仏教から阿毘達磨への仏教教理の研究』（東京堂出版 1995.3）の第1章を参照されたい）

[3-2] また博士は断片的なアーガマ原資料を第3資料というべき釈尊の歴史的事蹟たる「思い出」によってつなぎあわせたものを「仏伝」と評されるけれども、われわれはそれらはもちろん、断片的資料を含む原始仏教聖典たる「経蔵」「律蔵」のすべては、「一時」で処理されて、歴史的視点から編集されてはいないけれども、基本的には「釈尊の言行録」であって、「仏伝」であると考えるのである。

換言すれば、増谷博士は「仏伝」はアーガマ資料のごく1部と解されたが、われわれは原始仏教聖典のすべてが総体として「仏伝」を形成していると考えるのである。例えば「沙門果經」が登場人物を「阿闍世太子」ではなく「阿闍世王」とするのは、編集者たちはこの経が「阿闍世太子」が「ビンビサーラ王」から王位を奪取して以降のことであることを示そうとしているのであって、このようなメッセージは小さな経典にもさりげなく示されているはずだと考えるのである。

われわれが「釈尊伝」だけを書こうとするのではなく、すべての原始聖典を釈尊の生涯にしたがって配列した「時系列にしたがって配列した原始仏教聖典目録」を作ろうとしているのもこういう姿勢に基づいている。

[3-3] またこれら現在に伝わる原始仏教聖典資料群は、第1結集において直ちに編集されたとは考えにくいが、釈尊滅後少なくとも300年のうちには編集されたはずであり（下限は紀元前1世紀）、しかもそれは決して1人の作業ではなく、部派という限定はあったとしても、ある集団の権威の元で伝えられた伝承（増谷流に言えば「思い出」、本稿では＜イメージ＞）に基づいて編集（結集）されたものであり、決して恣に改変されるような性格のものではなかったであろう、だからこれらはそれなりに信頼するに足ると考えるのである。

すなわちわれわれは原始仏教聖典を批判的に捉えて取捨選択するという姿勢で臨むのではなく、ひとまず総体的に信頼感をもって取り扱っていこうという姿勢を有しているということである。われわれが原始仏教聖典を単に「文献資料」と称するのではなく、「聖典」と称

するのもこういう姿勢の現れである。

【3-4】また博士が究明されようとした「仏伝」は歴史的事実としての、あるいは最古の伝承としての、歴史的事実に近い「仏伝」であったであろう。しかしこれを再現することは博士が言われるよう今となっては極めて困難である。

しかし「仏伝」は歴史的事実ないしはそれに近いものの「仏伝」ではなかろう。「仏伝經典」のとらえた「仏伝」も「仏伝」であれば、原始佛教聖典の編集者たちのイメージしていた「仏伝」も「仏伝」と呼ばれてよいはずである。そこには説話的潤色が施され、歴史的事実とは考えがたいものも含まれているが、その全体が彼らがイメージしていた「釈尊像」なのであって、それを取捨選択するのは原始聖典をかえってモデル化する危険性があり、ひいては原始聖典全体を否定することに繋がるのではないか。

現在は釈尊から遠く2500年も離れてしまった。そして仏教学は近代科学の方法論にのつとて信仰を置き去りにしている傾向がないではない。原始佛教聖典を批判的に取り扱うのもそうした流れの1つである。

しかしながら仏教学は、科学である前に宗教でなければならないのではないか。そもそも宗教文献として作られた原始佛教聖典を、科学的方法論だけによって分析するのが正しい方法であろうか。宗教文献にはまず宗教文献として対峙することこそが、眞の学問的方法論なのではないか。本研究はそういうわれわれの仏教学に対する反省から出発しているということも断っておかなければならない。本稿で釈尊に対して「敬語」をつかっているのもそういう姿勢の現れである。

そこでわれわれは何度も繰り返して述べたように、当面目指すものは「歴史的事実」としての釈尊の生涯でもなく、また釈尊の原像でもなく、原始聖典のすべてを受け入れたうえで、それらを編集した編集者たちの持っていたであろう釈尊の編年史的＜イメージ＞（増谷博士の言葉を拝借するならば釈尊の「思い出」）を再現してみたいと考えるのであり、それが正しい原始聖典の取り扱い方だと信じるのである。

【3-5】これも何度も述べたことであるが、もちろんわれわれも「歴史的事実」や「原像」に関心がないわけではない。もし可能ならと、われわれもその準備はおさおさ怠りなく進めているつもりであるが、それは増谷博士も言われるようにひょっとすると不可能であるかもしれない。もし不可能であるとすれば、現存する原始聖典の編集者たちの持っていたであろう＜イメージ＞でも再構築しようとするのは仏教学を志す者の努めとも言えるであろう。原始佛教聖典が歴史的事実を全く含まない、単なる「神話」ではなく、そこには信頼すべきものが多分に含まれていると信じられるとすればなおさらである。

### 【資料1】「釈尊伝データ」フォーマット

－一次ページ（pp.76-77）以降を参照。

### 【資料2】本研究が主資料とする原始佛教聖典一覧

－一次ページ以降（pp.78-83）を参照。

## [資料1] 「釈尊伝データ」フォーマット

## 釈尊伝データ

原簿番号				通番	<input type="text"/>			
部類：パ								
部類：漢								
番号	～番号 / (カード数)			<input type="text"/>				
経典名	<input type="text"/>							
対応經	<input type="text"/>							
南伝/国訳	<input type="text"/>	大正	<input type="text"/>	頁	<input type="text"/>			
大正巻数	<input type="text"/>			頁	<input type="text"/>			
PTS巻数	<input type="text"/>			頁	<input type="text"/>			
説経年次	<input type="text"/>	歳	<input type="text"/>	から	<input type="text"/> 歳まで			
判断基準	<input type="text"/>							
以前経	<input type="text"/>							
同時経	<input type="text"/>							
以後経	<input type="text"/>							
時成就	<input type="text"/>							
	地名	赤沼	属性	処成就コメント				
処成就 1 a	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>				
b	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>				
c	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>				
処成就 2 a	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>				
b	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>				
c	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>				
処成就 3 a	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>				
b	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>				
処成就 4 a	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>				
当該経説処	<input type="text"/>							
対応経説処	<input type="text"/>							
世尊	<input type="checkbox"/>	世尊：登場01 話題-過去02 現在03 未来04 無00						
人名	時制	人名	赤沼	性別	属性	衆生種	時系列	人名コメント
人数	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
登場01	<input type="text"/>							
話題：過去02	<input type="text"/>							
現在03	<input type="text"/>							
未来04	<input type="text"/>							
不明00	<input type="text"/>							
性別：男01	<input type="text"/>							
女02	<input type="text"/>							
不明00	<input type="text"/>							
地名	時制	地名	赤沼	属性	地名コメント			
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>			

## [資料1] 「釈尊伝データ」フォーマット

## 釈尊伝データ

件数	<input type="text"/>					
背景01						
話題： 過去02 現在03 未来04 不明00						

歴史的記述

<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------------------	----------------------

内容概説

<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------------------	----------------------

備考欄

<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------------------	----------------------

カード 入力 チェック 修正  有使用原簿  修正年月日  項目1  項目2  項目3  項目4  修正者  原簿修正者  原簿修正日 

使用原簿	修正年月日	項目1	項目2	項目3	項目4	修正者	原簿修正者	原簿修正日
<input type="text"/>								

削除  チェック 削除年月日 

その他

<input type="text"/>
----------------------

## [資料2] 本研究が主資料とする原始仏教聖典一覧

### 原簿番号一覧表

凡例：

(1) 本表は「原始聖典資料による釈尊伝の研究」のために採集したデータを「パーリ聖典」を中心に

その相応漢訳データが、コンピュータのソート機能によって、直後に配列されるように工夫された「データ番号」の「一覧表」である。

なお「相応」は同一の部類の中での相応関係をいう。すなわち「増一阿含經」のある経が‘Samyutta Nikāya’のある経と相応関係があると考えられる場合は「相応」と見なしていない。しかし、それぞれの「データ本体」にはそれを注記してある。

(2) 「本表」には現れていないが、それぞれのデータにふられた原簿番号は10桁あるいは12桁の数

字である。

パーリ聖典は ‘〇〇.〇〇〇〇〇〇.〇〇’ というピリオドを2つ含む10桁の数字

漢訳聖典は ‘〇〇.〇〇〇〇〇〇.〇〇.〇〇’ というピリオドを3つ含む12桁の数字

(3) 原簿番号の最初2桁は、‘Dīgha Nikāya’や‘比丘・波羅夷’などの資料の部類を示す。

(4) 原簿番号の最初のドット(小数点)の直下の数字1桁は原則として資料の「種類」を示す。すな

わ

ち、

0 = パーリ聖典資料

1以降 = 漢訳聖典資料

である。また漢訳聖典資料のうち「律藏」資料については、

1 = 『四分律』

2 = 『五分律』

3 = 『十誦律』

4 = 『僧祇律』

5 = 『根本有部律』

を示す。

(5) 原簿番号の最初のドット(小数点)の直下の数字2桁から第2のピリオドまでの5桁の数字は、それぞれの部類の「品」「相応」「集」および「経」番号を示す。例えば‘Samyutta Nikāya’の12相応の第34経は‘12034’であり、「増一阿含經」の第56品第10経は‘56010’

となる。

(6) ただし、「パーリ聖典」に相応する漢訳データは、「パーリ聖典」の直下に配列されるための番号が与えられているので、上記(4)(5)の原則にはしたがっていない。しかし当該経の経番号は「データ本体」にふられた「品」「相応」「集」および「経番」によって知ることができる。

(7) 第2のドット(小数点)以下の2桁の数字は「パーリ聖典」の一つの「経」に複数のデータが含まれる場合の「データ数」を示す。パーリ聖典の原簿番号はここで終わるので、10桁の番号を持つ「データ」はすべて「パーリ聖典」ということになる。

[資料2] 本研究が主資料とする原始仏教聖典一覧

原簿番号	典籍名(巴)	経数	データ数	原簿番号	典籍名(漢)	経数	データ数
01.0	Dīgha Nikāya	34	54	01.1	長阿含	30	50
				01.2	異訛・涅槃經	4	44
02.0	Majjhima Nikāya	152	153	02.1	中阿含	222	226
03.0	Samyutta Nikāya	2875	2202	03.1	雜阿含	1362	1364
				03.2	別訛雜阿含	364	364
04.0	Ānguttara Nikāya	2198	782	04.2	增一阿含	472	489
05.0	Udāna	80	81				
06.0	Itivuttaka	112	03				
07.0	Suttanipāta	72	72				
08.0	Theragāthā	264(品)	275				
09.0	Therīgāthā	67(品)	70				
10.1~4	Apadāna	587	586				
11.0	Jātaka	547	273				
21.0	比丘・波羅夷	4	213	21.1	四分律・波羅夷	4	131
				21.2	五分律・波羅夷	4	
				21.3	十誦律・波羅夷	4	
				21.4	僧祇律・波羅夷	4	
				21.5	根本有部律・波羅市迦	4	
22.0	比丘・僧残	13	14	22.1	四分律・僧残	13	77
				22.2	五分律・僧残	13	
				22.3	十誦律・僧残	13	
				22.4	僧祇律・僧残	13	
				22.5	根本有部律・僧伽伐尸沙	13	
23.0	比丘・不定	2	02	23.1	四分律・不定	2	11
				23.2	五分律・不定	2	
				23.3	十誦律・不定	2	
				23.4	僧祇律・不定	2	
				23.5	根本有部律・不定	2	
24.0	比丘・捨墮	30	35	24.1	四分律・捨墮	30	213
				24.2	五分律・捨墮	30	
				24.3	十誦律・尼薩耆	30	
				24.4	僧祇律・尼薩耆波夜提	30	
				24.5	根本有部律・泥薩祇波逸底迦	30	
25.0	比丘・波逸提	92	118	25.1	四分律・单提	90	595
				25.2	五分律・墮	91	

[資料2] 本研究が主資料とする原始仏教聖典一覧

				26.3	十誦律・波羅提提舍尼	4	
				26.4	僧祇律・提舍尼	4	
				26.5	根本有部律・波羅底提 舍尼	4	
27.0	比丘・衆学	75	64	27.1	四分律・式叉迦羅尼	100	285
				27.2	五分律・衆学	100	
				27.3	十誦律・衆学	113	
				27.4	僧祇律・衆学	66	
				27.5	根本有部律・衆多学	99	
28.0	比丘・滅諍	7	00	28.1	四分律・滅諍	7	07
				28.2	五分律・滅諍	7	
				28.3	十誦律・滅諍	7	
				28.4	僧祇律・滅諍	7	
				28.5	根本有部律・滅諍	7	
31.0	比丘尼・波羅夷	8	04	31.1	四分律・波羅夷	8	20
				31.2	五分律・波羅夷	8	
				31.3	十誦律・波羅夷	8	
				31.4	僧祇律・波羅夷	8	
				31.5	根本有部律・波羅市迦	8	
32.0	比丘尼・僧残	17	12	32.1	四分律・僧残	17	58
				32.2	五分律・僧残	17	
				32.3	十誦律・僧残	17	
				32.4	僧祇律・僧残	19	
				32.5	根本有部律・僧伽伐戸 沙	20	
33.0	比丘尼・捨墮	30	12	33.1	四分律・捨墮	30	53
				33.2	五分律・捨墮	30	
				33.3	十誦律・尼薩耆	30	
				33.4	僧祇律・尼薩耆波夜提	30	
				33.5	根本有部律・泥薩祇波 逸底迦	33	
34.0	比丘尼・波逸提	166	99	34.1	四分律・单提	178	387
				34.2	五分律・墮	210	
				34.3	十誦律・波夜提	178	
				34.4	僧祇律・单提	141	
				34.5	根本有部律・波逸底迦	180	
35.0	比丘尼・提舍尼	8	02	35.1	四分律・提舍尼	8	05
				35.2	五分律・悔過	8	
				35.3	十誦律・波羅提提舍尼	8	

[資料2] 本研究が主資料とする原始仏教聖典一覧

				36.3	十誦律・衆学	106	
				36.4	僧祇律・衆学	77	
				36.5	根本有部律・衆多学	99	
41.0	犍度分・大品・大犍度	1	63	41.1	四分律・受戒犍度	1	205
				41.2	五分律・受戒法	1	
				41.3	十誦律・受具足戒法	1	
				41.4	僧祇律・雜誦跋渠法	1	
				41.5	根本有部律・出家事	1	
42.0	犍度分・布薩犍度	1	31	42.1	四分律・說戒犍度	1	43
				42.2	五分律・布薩法	1	
				42.3	十誦律・布薩法	1	
				42.4	僧祇律・雜誦跋渠法	1	
				42.5	根本有部律・布薩事	1	
43.0	犍度分・入雨安居犍度	1	13	43.1	四分律・安居犍度	1	21
				43.2	五分律・安居法	1	
				43.3	十誦律・安居法	1	
				43.4	僧祇律・雜誦跋渠法	1	
				43.5	根本有部律・安居事	1	
44.0	犍度分・自恣犍度	1	09	44.1	四分律・自恣犍度	1	18
				44.2	五分律・自恣法	1	
				44.3	十誦律・自恣法	1	
				44.4	僧祇律・雜誦跋渠法	1	
				44.5	根本有部律・随意事	1	
45.0	犍度分・皮革犍度	1	10	45.1	四分律・皮革犍度	1	53
				45.2	五分律・皮革法	1	
				45.3	十誦律・皮革法	1	
				45.4	僧祇律・雜誦跋渠法	1	
				45.5	根本有部律・皮革事	1	
46.0	犍度分・藥犍度	1	32	46.1	四分律・藥犍度	1	108
				46.2	五分律・藥法、食法	1	
				46.3	十誦律・医藥法	1	
				46.4	僧祇律・雜誦跋渠法	1	
				46.5	根本有部律・藥事	1	
47.0	犍度分・迦緜那衣犍度	1	01	47.1	四分律・迦緜那衣犍度	1	05
				47.2	五分律・迦緜那衣法	1	
				47.3	十誦律・迦緜那衣法	1	
				47.4	僧祇律・雜誦跋渠法	1	
				47.5	根本有部律・羯惪那衣事	1	

[資料2] 本研究が主資料とする原始仏教聖典一覧

49.0	犍度分・瞻波犍度	1	04	49.1	四分律・瞻波犍度	1	17
				49.2	五分律・羯磨法	1	
				49.3	十誦律・瞻波法	1	
				49.4	僧祇律・雜誦跋渠法	1	
				49.5	根本有部律	1	
50.0	犍度分・コーランビー 犍度	1	08	50.1	四分律・拘睞彌犍度	1	17
				50.2	五分律・羯磨法	1	
				50.3	十誦律・俱舍彌法	1	
				50.4	僧祇律・雜誦跋渠法	1	
				50.5	根本有部律	1	
61.0	犍度分・小品・羯磨犍 度	1	06	61.1	四分律・呵責犍度	1	35
				61.2	五分律・羯磨法	1	
				61.3	十誦律・般茶盧伽法	1	
				61.4	僧祇律・雜誦跋渠法	1	
				61.5	根本有部律	1	
62.0	犍度分・別住犍度	1	05	62.1	四分律・覆藏犍度	1	05
				62.2	五分律・別住法	1	
				62.3	十誦律・僧殘悔法	1	
				62.4	僧祇律・雜誦跋渠法	1	
				62.5	根本有部律	1	
63.0	犍度分・集犍度	1	01	63.1	四分律・人犍度	1	02
				63.2	五分律・羯磨法	1	
				63.3	十誦律・僧殘悔法	1	
				63.4	僧祇律・雜誦跋渠法	1	
				63.5	根本有部律	1	
64.0	犍度分・滅諍犍度	1	07	64.1	四分律・滅諍犍度	1	34
				64.2	五分律・滅諍法	1	
				64.3	十誦律・諍事法	1	
				64.4	僧祇律・雜誦跋渠法	1	
				64.5	根本有部律	1	
65.0	犍度分・小事犍度	1	40	65.1	四分律・雜犍度	1	273
				65.2	五分律・雜法	1	
				65.3	十誦律・雜法	1	
				65.4	僧祇律・雜誦跋渠法	1	
				65.5	根本有部律・雜事	1	
66.0	犍度分・臥坐具犍度	1	23	66.1	四分律・房舍犍度	1	77
				66.2	五分律・臥具法	1	

[資料2] 本研究が主資料とする原始仏教聖典一覧

				67.3	十誦律・調達事	1	
				67.4	僧祇律・雜誦跋渠法	1	
				67.5	根本有部律・破僧事	1	
68.0	犍度分・儀法犍度	1	06	68.1	四分律・法犍度	1	79
				68.2	五分律・威儀法	1	
				68.3	十誦律・雜法	1	
				68.4	僧祇律・威儀法	1	
				68.5	根本有部律	1	
69.0	犍度分・遮說戒犍度	1	03	69.1	四分律・遮犍度	1	04
				69.2	五分律・遮布薩法	1	
				69.3	十誦律・遮法	1	
				69.4	僧祇律・雜誦跋渠法	1	
				69.5	根本有部律	1	
70.0	犍度分・比丘尼犍度	1	18	70.1	四分律・比丘尼犍度	1	79
				70.2	五分律・比丘尼法	1	
				70.3	十誦律・雜法	1	
				70.4	僧祇律・雜誦跋渠法	1	
				70.5	根本有部律	1	
71.0	犍度分・五百犍度	1	05	71.1	四分律・集法比丘五百人	1	23
				71.2	五分律・五百集法	1	
				71.3	十誦律・五百比丘 結集三藏法品	1	
				71.4	僧祇律・雜誦跋渠法	1	
				71.5	根本有部律・雜事	1	
72.0	犍度分・七百犍度	1	04	72.1	四分律・七百集法 毘尼	1	16
				72.2	五分律・七百集法	1	
				72.3	十誦律・七百比丘集滅 惡法品	1	
				72.4	僧祇律・雜誦跋渠法	1	
				72.5	根本有部律・雜事	1	
81 以降	(その他)	—	—			—	—
(巴)	合計	7541	5464	(漢)	合計	5490	5658
				(漢・巴)	合計	13031	11122